

鱒ヶ沢町地域防災計画

資料編

(令和5年7月修正)

鱒ヶ沢町防災会議

鱒ヶ沢町防災会議条例

昭和38年3月30日

条 例 第 1 2 号

改正 昭和56年 3月25日条例第 7号

平成12年 3月17日条例第15号

平成22年 6月17日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき鱒ヶ沢町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鱒ヶ沢町地域防災計画及び非常災害の緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する。委員がその職務を代理する。

5 委員は次の各号に掲げる者を充て、その定数は25名以内とする。

- (1) 指定地方行政機関の職員の内から町長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官の内から町長が任命する者
- (3) 青森県知事の部内の職員の内から町長が任命する者
- (4) 青森県警察官の内から町長が任命する者
- (5) 鱒ヶ沢地区消防事務組合消防長
- (6) 町長がその部内の職員の内から指名する者
- (7) 教育長
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (11) その他公共的団体の構成員のうちから町長が任命する者

6 前項第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県職員、町職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。

鯨ヶ沢町防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鯨ヶ沢町防災会議条例第5条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 鯨ヶ沢町防災会議（以下「会議」という。）は会長が招集。

2 会議は、出席者をもって成立し、出席者の過半数により決する。

但し、可否同数のときは議長が決する。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 災害対策本部の設置にあたっての防災会議の意見は、会長が専決処分する。

(幹事及び書記)

第3条 会議に幹事及び書記を各々若干名置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

鯨ヶ沢町防災会議運営細則

1. 幹事は、総務課長を充てる。

2. 書記は総務課の防災担当職員をもって充てる。

3. 会議の運営経費は、鯨ヶ沢町一般会計予算で扱うものとする。

鯉ヶ沢町災害対策本部条例

昭和38年3月30日

条 例 第 1 1 号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき鯉ヶ沢町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

鱒ヶ沢町災害対策本部運営規則

昭和59年5月10日

規則第4号

改正 平成 4年 3月31日規則第 5号
平成 9年 3月31日規則第 9号
平成12年 3月31日規則第10号
平成20年 4月28日規則第18号
平成25年 3月18日規則第17号
平成26年 5月 9日規則第21号
平成27年 3月13日規則第 5号
平成27年 3月31日規則第15号
令和 4年 3月28日規則第 6号
令和 5年11月 7日規則第22号

鱒ヶ沢町災害対策本部に関する規則（昭和39年規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、鱒ヶ沢町災害対策本部条例（昭和38年条例第11号）第4条の規定に基づき、鱒ヶ沢町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称、設置場所等）

第2条 本部の名称及び設置場所は、その都度災害対策本部長（以下「本部長」という。）が定める。

2 本部長は、本部を設置したときは、当該本部の名称及び設置場所を、当該本部を廃止したときはその旨を速やかに告示するものとする。

（副本部長、本部付及び本部員）

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長をもって充てる。

2 本部に本部長及び副本部長のほか、災害対策本部付（以下「本部付」という。）を置く。

3 本部付は、教育長、消防団長をもって充てる。

4 本部付は、本部長及び副本部長を助け、災害対策本部員（以下「本部員」という。）を指導する。

5 本部員は、総務課長、政策推進課長、総合窓口課長、ほけん福祉課長、農林水産課長、建設管財課長、水道課長、学校教育課長、社会教育課長、議会事務局長、農業委員会事務局長、消防本部消防長、消防本部消防次長、消防署長をもって充てる。

（災害対策要員）

第4条 本部に本部長、副本部長、本部付及び本部員のほか、災害対策に従事する者（以下「要員」という。）を置く。

2 前項の要員は、町の職員並びに鱒ヶ沢消防署の職員をもって充てる。

(本部会議)

第5条 本部に本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する実施計画並びに総合調整を要する事項を審議する。

3 本部会議は本部長が主宰する。ただし、本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

(部、班及び部長等)

第6条 本部に別表第1に掲げる部及び班を置く。

2 部及び班に部長、副本部長及び班長を置き、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(部及び班の事務分掌)

第7条 部及び班の事務分掌は、それぞれ別表第2に掲げるとおりとする。

(本部要員の任務)

第8条 部長は、本部長の命を受け、部に属する所属事務を掌理し、所属の要員を指揮監督する。

2 副本部長は、部長を助け所属の要員を指揮監督する。

3 班長は、部長及び副本部長の命を受け、班の所掌事務を掌理し、所属の班員を指揮する。

4 班員は、班長の命を受け、その事務に従事する。

(本部長室)

第9条 本部長室は、災害の程度により鯉ヶ沢町役場2階庁議室又は、本部長の指定する場所に設置する。

2 本部長室には災害本部名を標示する。

(本部の開設及び閉鎖)

第10条 本部は災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めるとき開設し、活動を開始する。

2 本部長は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき閉鎖する。

(本部開設前の措置)

第11条 総務部長は、予警報又は情報等により、災害発生するおそれがあると認められるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

(1) 予警報、情報の収集及び連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係部との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において、警察又は異状な情報の受理をした当日職員は、直ちに本部長、副本部長、総務部長に報告して指示を受けなければならない。

(非常配備の基準及び編成計画等)

第12条 本部は、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な非常体制を整えるものとする。

2 非常配備の種別内容等の基準に基づき配備計画をたて、これを職員に徹底しなければならない。

(第1 配備下の体制)

第13条 第1 配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総務部長は、県及び関係機関と連絡をとり、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告すると共に関係部班に連絡しなければならない。
- (2) 本部長は、必要に応じ、本部付及び関係部長を招集し、情報を聴取して当該情勢に対応する措置を指示するものとする。
- (3) 配置につく職員は、所属する部及び班の所在場所に待機し必要な措置をとるものとする。

(第2号配備下の体制)

第14条 第2号配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 前条の配備体制を強化するとともに、予想される災害に直ちに対処できる体制をとるものとする。
- (2) 各部長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (3) 各部長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 災害の現状について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策の関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3号配備下の体制)

第15条 第3 配備が指令された場合、各部長は災害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時本部長に報告しなければならない。

(非常配備の開始及び解除)

第16条 各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

(被害状況の取扱い)

第17条 被害が発生したときは、各部長は直ちに被害状況を調査し関係者に報告しなければならない。

- 2 総務部長は、各部長及び関係機関より被害状況をとりまとめ、本部長に報告するとともに、速やかに県災害対策本部又は県危機管理局防災危機管理課へ報告するものとする。

(災害情報の取扱い)

第18条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、総務部長は、直ちに本部長に報告すると共に、その状況及び応急対策の概況を逐次県災害対策本部又は県危機管理局防災危機管理課へ報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年規則第5号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 9 号）
この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年規則第 9 号）
この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年規則第 7 号）
この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年規則第 1 8 号）
この規則は、平成 2 0 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年規則第 1 7 号）
この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年規則第 2 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 7 年規則第 5 号）
この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年規則第 1 5 号）抄
（施行期日）
この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 6 号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 2 2 号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

部 名	班 名	担当（課・廨）名
総務部	対策調整班、総務・広報班、人事・受援班、 財政班	総務課 政策推進課 議会事務局
渉外部	渉外班、調達班、観光商工対策班	政策推進課
農林水産部	農林対策班、水産対策班、環境整備対策班	農林水産課 農業委員会事務局
建設管財部	都市計画対策班、土木対策班、輸送班	建設管財課
給水部	給水対策班	水道課
学校教育部	学校対策班、学校給食班	学校教育課
社会教育部	社会教育対策班	社会教育課
保健福祉部	調査班、救助班、衛生救護班、会計班	総合窓口課 ほけん福祉課
実動部	実動班	消防団
現地指導部	指導班	消防署

別表第2（第6条関係）

部名	部長	副部長	班名	班長	分担業務	要員
総務部	総務課長	議会議事局長	対策調整班	防災班長	1 災害対策本部の運営及び統括に関する事 2 被害状況の把握及び報告に関する事 3 気象情報等の統括に関する事 4 防災会議に関する事 5 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関する事 6 知事への防災ヘリコプターの運航要請に関する事 7 自衛隊との連絡調整に関する事 8 災害救助法関係の統括に関する事 9 災害情報の統括に関する事 10 他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡に関する事 （給水を除く） 11 知事への応援要請に関する事（給水を除く） 12 青森県防災情報システム等に関する事 13 避難指示等に関する事 14 調整会議の開催に関する事	総務課 防災班 （電算） 政策推進課2名
			総務・広報班	総務班長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害の取材・記録（写真を含む）に関する事 3 広聴活動に関する事 4 議会との連絡調整に関する事 5 庁舎の被害調査に関する事 6 防災行政無線の放送に関する事 7 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事	総務課 総務班 議会 事務局員 政策推進課1名
			人事・受援班	人事班長	1 職員の非常招集及び配置に関する事 2 応援職員の派遣要請及びあっせん手続きに関する事 3 受援に関する状況把握・取りまとめに関する事 4 応援職員の支援に関する事 5 公務災害補償に関する事	総務課 人事班
			財政班	財政班長	1 災害応急対策関係予算の措置に関する事	総務課 財政班

渉外部	政策推進課長		渉外班	政策推進班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 視察者及び見舞者の支援に関すること 2 被災地の視察に関すること 3 災害関係の陳情に関すること 4 災害の広報に関すること 5 輸送通信（鉄道・バス・船舶・電話・郵便）に関すること 6 関係省庁諸団体・管内関係団体との連絡調整に関すること （ボランティアセンターとの調整等を含む） 7 住民相談に関すること 8 町内会等への協力依頼に関すること 9 苦情処理に関すること 10 港湾の被害状況調査に関すること 	政策推進課 政策調整班
			調達班	地域経営戦略班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料品等の調達に関すること 2 災害対策用物品、資機器材の調達に関すること 	政策推進課 地域経営戦略班
			観光商工対策班	観光商工班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工及び観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資あっせんに関すること 3 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関すること 4 燃料・雑貨等の確保に関すること 	政策推進課 観光商工班
農林水産部	農林水産課長		農林対策班	農業経営班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業・農畜産業関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 主要食品の確保及び応急供給に関すること 3 生鮮食品等の確保に関すること 4 農林業・農畜産業関係の被害者への融資あっせんに関すること 5 農林業・農畜産業関係の被害証明に関すること 	農林水産課 農業経営班 農業委員会 事務局員
			水産対策班	水産班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産業関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 船舶関係の被害調査及び応急対策に関すること 3 生鮮食品等の確保に関すること 4 水産業関係の被害者への融資あっせんに関すること 5 水産業関係の被害証明に関すること 	農林水産課 水産班
			環境整備対策班	環境整備班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地・農地利用の被害調査及び応急対策に関すること 2 農林道の被害調査及び復旧に関すること 3 農林道の復旧資材の調達等に関すること 4 農地等の被害証明に関すること 	農林水産課 環境整備班

建設管財部	建設管財課長		都市計画対策班	都市計画班長	<ul style="list-style-type: none"> 1 町営住宅の被害調査に関する事 2 公園施設の被害調査に関する事 3 公共用建築物の被害調査に関する事 4 応急危険度判定に関する事 5 応急仮設住宅の建築に関する事 	建設管財課 都市計画班
			土木対策班	土木班長	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木施設の被害調査に関する事 2 河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事 3 急傾斜地等の現地情報把握及び連絡に関する事 4 水防に関する事 5 障害物の除去に関する事 	建設管財課 土木班
			輸送班	財産管理班長	<ul style="list-style-type: none"> 1 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 2 車両等の確保及び配車に関する事 3 必要物資の輸送車両等の確保に関する事 4 応急用資材等の輸送に関する事 5 救助に要する人員及び物資の輸送に関する事 	建設管財課 財産管理班
水道部	水道課長		給水対策班	上水班長	<ul style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 飲料水の確保に関する事 3 給水活動に関する事 4 応急復旧工作資材の調達に関する事 5 水道事業者の協力要請に関する事 6 給水等の他市町村への応援要請に関する県への要請及び連絡に関する事 7 水質検査に関する事 8 給水車の借上げ及び配車に関する事 	水道課 上水班 下水班
学校教育部	学校教育課長		学校対策班	学校教育班長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難誘導及び保護に関する事 2 教育施設の被害調査及び復旧対策に関する事 3 被災児童生徒の調査に関する事 4 応急の教育に関する事 5 学用品の調達・給与に関する事 6 児童生徒の保健及び環境衛生に関する事 7 学校施設の使用協力（避難所）に関する事 	学校教育課 学校教育班
			学校給食班	学校給食センター長	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 学校給食の確保に関する事 	社会教育課 学校給食 センター

社会教育部	社会教育課長		社会教育対策班	社会教育班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の利用者の避難誘導に関する事 2 社会教育施設・社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 文化施設の被害調査及び応急対策に関する事 4 文化財の被害調査に関する事 5 避難所（公民館等）の開設に関する事 	社会教育課 社会教育班 スポーツ振興班 温水プール 管理班
保険福祉部	ほけん福祉課長	総合窓口課長	調査班	課税班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物及び工作物の被害状況及び被災者実態調査に関する事 2 被災者名簿の作成に関する事 3 被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事 4 被害に伴う町税の免税措置に関する事 	総合窓口課 課税班 納税班
			救助班	福祉班長・戸籍年金班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所の開設・運営に関する事 2 避難者名簿及び避難者台帳の作成に関する事 3 被服・寝具・その他の生活必需品の給与又は貸与に関する事 4 救援物資の受領及び保管・配分に関する事 5 遺体の埋火葬に関する事 6 諸証明の発行に関する事 7 炊き出しその他食料の供給に関する事 8 災害弔慰金及び災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事 9 救援金の配分計画及び配分に関する事 10 住宅応急修理に関する事 11 被災者生活再建支援に関する事 	ほけん福祉課 福祉班 国民健康保険班 介護保険班 地域包括支援 センター 総合窓口課 戸籍年金班
			衛生救護班	健康推進班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害調査に関する事 2 応急救護に関する事 3 被災者の医療・助産及び保健に関する事 4 医薬品・衛生資材の調達に関する事 5 指定避難所等における衛生保持に関する事 6 防疫に関する事 7 被災者の生活保護及び被災児童の保護に関する事 8 日赤県支部及びその他の社会福祉団体との連絡に関する事 9 社会福祉施設及び厚生施設関係の被害調査及び復旧に関する事 10 保育所等の災害救助及び避難に関する事 11 負傷者の把握に関する事 12 要配慮者の安全確保対策に関する事 13 医療救護班の編成に関する事 14 医療救護隊との連絡に関する事 15 災害廃棄物の処理に関する事 	ほけん福祉課 健康推進班 福祉班 子ども家庭班 母子支援 センター 総合窓口課 生活衛生班
			会計班	会計班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助費用の経理出納に関する事 2 救援金の受領及び保管に関する事 	総合窓口課 会計班

現地指導部	鯉ヶ沢地区消防事務組合消防本部消防長	鯉ヶ沢地区消防事務組合消防本部長	指導班	消防署長 1 町災害対策本部との連絡調整に関する事 2 消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 職員の非常招集及び配置に関する事 4 関係機関への連絡及び相互応援に関する事 5 緊急消防援助隊に関する事 6 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 7 警報等の伝達に関する事 8 救助及び救急活動に関する事 9 通信施設の保守に関する事 10 通信の運用及び無線の統制に関する事 11 消防隊の出動指令に関する事 12 活動した場合の災害状況図及び警防活動図の作成に関する事 13 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する事 14 消防等に広報に関する事 15 資機材の調達に関する事 16 写真記録に関する事 17 消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事 18 被災者の救出、救護及び捜索に関する事 19 避難指示等及び誘導に関する事 20 障害物の除去に関する事 21 罹災証明（火災）に関する事	消防署
実動部	消防団長	消防副団長	実動班	分団長 1 消防・水防及び救助活動に関する事 2 災害の拡散防止に関する事 3 避難指示等における誘導に関する事 4 避難及び救助に関する事 5 危険箇所の巡視に関する事 6 排水門関係に関する事	

○鯉ヶ沢町災害警戒対策本部設置要領

平成21年7月2日

訓令第18号

改正 平成25年3月18日訓令第24号

平成27年2月26日訓令第13号

令和5年11月7日訓令第37号

(目的)

第1条 この訓令は、気象予報警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、鯉ヶ沢町災害警戒対策本部(以下「災害警戒本部」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

(設置基準)

第2条 災害警戒本部の設置基準は、次の各号に定める場合において町長が必要と認めるときとする。

- (1) 町内の地域に気象警報が発せられ、危険な状態が予想される時。
- (2) 町内の地域に震度4以上の地震が発生した時。
- (3) 津波警報が発表された時。
- (4) 中村川水位観測所において、水位が警戒水位を超え、特別警戒水位に達することが予想される時。
- (5) 局地的災害が発生し、又は発生するおそれがある時。
- (6) 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある時。
- (7) 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある時。
- (8) 岩木山に関する臨時火山情報(火山噴火予知連の統一見解を除く。)が発せられた時。

(所掌事項)

第3条 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び河川の水位情報の収集並びに関係課への伝達に関する事。
- (2) 各地域の被害の発生状況の把握に関する事。
- (3) 鯉ヶ沢消防署、鯉ヶ沢町消防団、関係機関等との連携に関する事。
- (4) 幼児、児童、生徒、高齢者及び障害者等の安全確保に関する事。
- (5) 火山性異常現象の情報収集及び住民への周知に関する事。
- (6) その他情報の収集等に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部付、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、町長とし、副本部長、本部付、本部員は、鯉ヶ沢町災害対策本部運営規則(昭和59年規則第4号)第3条に準ずる。

(本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務局)

第7条 災害警戒本部の事務局は、総務課に置く。

(関係課との連絡調整)

第8条 災害警戒活動を効果的に実施するため、本部長は関係課に対し、第3条に掲げる事項を処理させることができる。

(関係課及び所掌事務)

第9条 関係課及び所掌事務は、次表のとおりとする。

課 名	所 掌 事 務
総務課	(1) 警戒本部全般に関すること (2) 気象警報等の情報収集に関すること (3) 本部長が指示する事項
建設管財課	(1) 住宅、河川、道路等の情報収集に関すること (2) 本部長が指示する事項
農林水産課	(1) 農林水産業関係の情報収集に関すること (2) 本部長が指示する事項
政策推進課	(1) 観光施設等の情報収集に関すること (2) 本部長が指示する事項
水道課	(1) 上下水道の情報収集に関すること (2) 本部長が指示する事項

第10条 関係課の共通所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害警戒本部との連絡及び災害警戒本部から指示された事項の処理に関すること。
- (2) 関係課長は、前号の処理のため関係職員に対し指示、監督に努めなければならない。

(廃 止)

第11条 本部長は、気象警報等の解除、被害情報の確認等により災害警戒本部の存続の必要がないと認めるときは、これを廃止する。

(鯉ヶ沢町災害対策本部との関係)

第12条 災害による被害が相当規模を越えると見込まれる時は、鯉ヶ沢町災害警戒本部を廃止し、鯉ヶ沢町災害対策本部を設置する。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年7月31日から施行する。

附 則(平成25年訓令第24号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年訓令第37号)

この訓令は、公布の日から施行する。

○鱒ヶ沢町豪雪対策本部設置要領

平成13年1月4日

訓令第3号

(目 的)

第1条 この要領は、豪雪災害から住民の生命、財産、社会生活、経済活動の維持並びに公共福祉の確保を目的とした鱒ヶ沢町豪雪対策本部(以下「対策本部」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものである。

(設 置)

第2条 町長は、次の事項を総合的に判断して対策本部の設置を公表する。

- 2 異常な自然現象により積雪が甚だしく、住民の日常生活等に著しく支障をきたし、若しくは積雪による災害が予測されること。
- 3 基準となる積雪深は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 次項の観測地点における積雪量の総合平均値が100センチメートルに達し、その状況が継続されると判断されること。
 - (2) 次項第1号及び第2の観測地点における積雪深の総合平均値が40センチメートルに達し、その状況が継続されると判断されること。
 - (3) 町長は、前項に規定する事態が予想されるときは、前各号の規定にかかわらず対策本部を設置することができる。
- 4 観測地点は、次のとおりとする。
 - (1) 鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜(西海小学校)観測地点
 - (2) 鱒ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野(国道101号)観測地点
 - (3) 鱒ヶ沢町大字松代町字白沢(旧第二松代分校)観測地点
 - (4) 鱒ヶ沢町大字芦菴町字鹿子石(弘前岳鱒ヶ沢線)観測地点
 - (5) 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢(長平森田線)観測地点
 - (6) 鱒ヶ沢町大字深谷町字若山(松代町陸奥赤石停車場線)観測地点

(任 務)

第3条 対策本部は、次の基本的事項について対策を定め、速やかに実施するものとする。

- (1) 交通確保に関する事項
- (2) 産業・経済活動支援に関する事項
- (3) 社会福祉、保健衛生に関する事項
- (4) 通勤・通学に関する事項
- (5) 公共的施設に関する事項
- (6) 関連省庁、機関との連携、調整に関する事項
- (7) その他住民の生活確保に必要と認める事項

(組 織)

第4条 町長は、対策本部長となり、対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 副町長は、対策副本部長となり、本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 対策本部に本部付を置く。本部付は、本部長及び副本部長を助け、本部員を指導する。本部付けは、教育長をもって充てる。

4 対策本部に本部員を置く。本部員は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(豪雪警戒対策本部の設置)

第5条 町長は、豪雪対策本部が設置される前において、豪雪対策本部を設置するに至らないと判断されるが、異常な自然現象による積雪並びに住民の日常生活等に著しく支障をきたし、豪雪に対する警戒態勢を強化する必要がある場合等は、豪雪警戒対策本部を設置することができる。

2 豪雪警戒対策本部の組織及び運営は、前条に準ずる。

(準 用)

第6条 この対策本部の組織及び運営に関して、定めのない事項については、鱈ヶ沢町災害対策本部運営細則(昭和59年規則第4号)を準用する。

附 則

この訓令は、平成13年1月4日から施行する。

附 則(平成21年訓令第16号)

この訓令は、平成21年5月18日から施行する。

附 則(平成23年訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

○鰯ヶ沢町災害時要援護者台帳登録制度に関する規則

平成21年8月25日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第1項に基づき災害時要援護者を保護するため、災害時に災害時要援護者を迅速かつ的確に把握し、災害から守るために安全な場所に避難する等の一連の行動に対して支援を行うことができるよう、当該災害時要援護者の登録、情報の収集手続、名簿提供等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 災害時要援護者 災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の一連の行動に対して援護を必要とする者をいう。
- (3) 民生委員 民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第16条に規定する児童委員をいう。
- (4) 扶養義務者 民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する直系血族、兄弟姉妹その他の親族をいう。
- (5) 法定代理人 未成年者(民法第4条に規定する年齢20歳未満の者。ただし、同法第753条に規定する婚姻により成年に達した者を除く。)の親(民法第818条に規定する親権者)若しくは親に代わる者(民法第839条又は第840条に規定する未成年後見人)又は成年後見人(民法第843条に規定する者)をいう。

(災害時要援護者リスト)

第3条 町長は、災害時要援護者の情報を管理するために、災害時要援護者リスト(以下「要援護者リスト」という。)を調製する。

(登録対象者)

第4条 要援護者リストに登録する対象者は、現に鰯ヶ沢町に居住し、次の各号に掲げる要件に該当する者で災害時要援護者とする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯の構成員
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項の厚生労働省令で定める区分が要介護3以上の者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が、視覚障害1種1級又は2級、聴覚障害1種2級及び肢体不自由1種1級から2級までである者
- (4) 青森県愛護手帳(療育手帳)制度実施要綱(平成15年8月15日制定)による愛護手帳の交付を受けている者及び精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している者
- (5) その他町長が災害時の援護を必要と認める者

(登録情報)

第5条 要援護者リストに登録する災害時要援護者の情報(以下「登録情報」という。)は、町長が別に定める。

(登録申請)

第6条 要援護者リストに登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、別に定める鯉ヶ沢町災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(以下「申請書」という。)を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出は、登録希望者のほかに次の各号に掲げる者が提出することができる。

- (1) 登録希望者の扶養義務者又は法定代理人
 - (2) 障害等のやむを得ない事情により、登録希望者自らが申し込みをすることが困難であるため、町長が特別に認める者
- 3 登録希望者又は前項各号に定める者の登録情報については、第9条に規定する関係機関等への情報提供に関して同意の意思を明示しなければならない。

(要援護者リストへの登録)

第7条 町長は、申請書の提出があったときは、登録希望者が災害時要援護者に該当することを確認し、要援護者リストに登録する。

(登録情報の変更等)

第8条 前条の規定により要援護者リストに登録された者(以下「登録者」という。)は、登録情報に変更が生じたとき又は要援護者リスト登録の抹消を希望するときは、速やかに町長に届け出る。

2 町長は、前項の規定による届け出があったときは、要援護者リストを更新する。

3 町長は、登録者の登録情報のうち第4条第1号から第4号までに定める要件(以下この項において「登録要件」という。)に新たに該当した場合又は登録要件の範囲内で変更が生じた場合に限り、登録者に代わって登録情報を変更することができる。

(要援護者リストの提供)

第9条 町長は、申請書に基づき定期的に要援護者リストを調製し、登録情報を次の各号に掲げる当該災害時要援護者が居住する地区を担当若しくは所管する者又は団体の代表者(以下「リスト受領者」という。)に提供することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 消防署
- (3) 消防団
- (4) 警察署
- (5) 社会福祉協議会
- (6) 自主防災組織(又は町内会)
- (7) 鯉ヶ沢町災害対策本部

(登録情報の保護)

第10条 リスト受領者は、前条の規定により登録情報が提供されたときは、登録情報を保護するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 秘密を保持すること。
- (2) 名簿を適正に管理すること。
- (3) 登録情報を目的外に使用しないこと。
- (4) 名簿の複製及び転写をしないこと。

- 2 町長は、登録情報の保護のため、リスト受領者に対し必要に応じて指示又は調査を行うことができる。
- 3 町長は、リスト受領者が登録情報を保護しがたいと認めたとき又は第1項の規定に違反したと認めたときは、名簿を返還させることができる。

(要援護者リストからの抹消)

第11条 町長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、要援護者リストから抹消する。

- (1) 災害時要援護者に該当しないと認めたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 町内に居住しなくなったとき。
- (4) 要援護者リストの抹消を希望したとき。

(個人情報の取扱い等)

第12条 リスト受領者及びリスト使用者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、鱒ヶ沢町個人情報保護条例(平成16年条例第9号)その他の法令(以下本条において「個人情報関係法令」という。)に基づき適正に個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 リスト受領者及びリスト使用者は、個人情報関係法令に定める守秘義務の規定を遵守しなければならない。

(補 則)

第13条 この規則に定めるもののほか、要援護者リストの登録その他援護に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

○鯨ヶ沢町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年9月19日

条例第22号

(目 的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、鯨ヶ沢町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、鯨ヶ沢町の職員のうちから、町長が任命する。

(会 議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他鯨ヶ沢町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第6条 前各号に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準 用)

第7条 第2条から前条までの規定は、鯨ヶ沢町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○鰯ヶ沢町国民保護協議会条例

平成18年9月19日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、鰯ヶ沢町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、25人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹 事)

第5条 協議会に、幹事2人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○鯨ヶ沢町国民保護協議会運営要領

平成19年2月19日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、鯨ヶ沢町国民保護協議会条例(平成18年条例第23号)第7条の規定に基づき、鯨ヶ沢町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)の招集は、会議開催の場所及び日程並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第4項第8号の規定に基づき任命された委員を除く。)は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者が出席できない時は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(議事録)

第4条 会議については、議事録を作り、会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、鯨ヶ沢町総務課において処理する。

附 則

この要領は、平成19年2月20日から施行する。

○鯉ヶ沢町水防協議会条例

昭和56年3月25日

条例第6号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、鯉ヶ沢町水防協議会(以下「水防協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 水防協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鯉ヶ沢町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の区域に係る水害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(会長及び委員)

第3条 水防協議会は、次のものをもって組織する。

- (1) 委員は、鯉ヶ沢町防災会議条例(昭和38年条例第12号)の規定により、任命された委員をもって充てる。
- (2) 会長は、町長をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 水防協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるものの中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、水防協議会の議事、その他水防協議会の運営に関し必要な事項は、会長が水防協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鯉ヶ沢町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月18日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、鯉ヶ沢町新型インフルエンザ等対策本部（法第34条第1項の規定により本町に設置される同項の鯉ヶ沢町対策本部をいい、以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下 この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

鱒ヶ沢町防災会議委員名簿

条例3 条による 区分	機 関 名	委 員	所 在 地	電 話
		職 名		
会 長	鱒ヶ沢町	町 長	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321	72-2111
1 号	東北森林管理局 津軽森林管理署	署 長	弘前市大字豊田二丁目2-4	0172-27-2800
2 号	陸上自衛隊第39普通科連隊	連隊長	弘前市大字原ヶ平字山中18-117	0172-87-2111
3 号	西北地域県民局地域農林水産部	部 長	五所川原市栄町10	0173-34-2111
	西北地域県民局地域農林水産部 西北地方漁港漁場整備事務所	所 長	鱒ヶ沢町大字本町246-3	72-2345
	西北地域県民局地域整備部 鱒ヶ沢道路河川事業所	所 長	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37	72-3135
4 号	鱒ヶ沢警察署	署 長	鱒ヶ沢町大字本町207	72-2151
5 号	鱒ヶ沢地区消防事務組合 消防本部	消防長	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸385-2	72-2710
6 号	鱒ヶ沢町	副町長	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321	72-2111
7 号	鱒ヶ沢町教育委員会	教育長	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321	72-2111
8 号	鱒ヶ沢町消防団	消防団長	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸385-2	72-2710
9 号	東北電力株式会社 五所川原電力センター	総務課長	五所川原市字田町113-1	0173-35-3524
	東日本電信電話株式会社 青森支店	支店長	青森市橋本2-1-6橋本ビル	017-774-9500
	日本郵便株式会社 鱒ヶ沢郵便局	局 長	鱒ヶ沢町大字本町85	0173-72-2620
10 号				
11 号				

防災関係機関連絡先一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321	0173-72-2111
鱒ヶ沢地区消防事務組合	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸385-2	0173-72-2710
青森県庁	青森市長島一丁目1-1	017-722-1111
鱒ヶ沢郵便局	鱒ヶ沢町大字本町85	0173-72-2620
青森海上保安部	青森市青柳1丁目1-2	017-734-2421
陸上自衛隊第39普通科連隊	弘前市大字原ヶ平字山中18-117	0172-87-2111
東北農政局青森農政事務所 地域第三課五所川原庁舎	五所川原市敷島町36-5	0173-35-2138
五所川原労働基準監督署	五所川原市唐笠柳字藤巻507-5	0173-35-2309
五所川原公共職業安定所	五所川原市敷島37-6	0173-34-3171
東北森林管理局津軽森林管理署	弘前市大字豊田2丁目2番4号	0172-27-2800
国土交通省青森河川国道事務所	青森市中央3丁目20-38	017-734-4535
西北地域県民局地域健康福祉部 企画調整室		0173-38-1555
西北地域県民局地域健康福祉部 五所川原保健所	五所川原市末広町14	0173-34-2108
西北地域県民局地域健康福祉部 西北地方福祉事務所	五所川原市栄町10	0173-34-2111
西北地域県民局地域農林水産部	五所川原市栄町10	0173-34-2111
西北地域県民局地域農林水産部 つがる庁舎	つがる市木造若宮9-1	0173-42-4343
西北地域県民局地域農林水産部 西北地方漁港漁場整備事務所	鱒ヶ沢町大字本町209	0173-72-2345
西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所	つがる市木造若宮9-1	0173-42-2276
西北地域県民局地域整備部 鱒ヶ沢道路河川事業所	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37	0173-72-3135
西北教育事務所	五所川原市栄町10	0173-35-2170
鱒ヶ沢警察署	鱒ヶ沢町大字本町207	0173-72-2151
東日本電信電話(株) 青森支店 青森災害対策室	青森市橋本二丁目1-6	017-774-9550
東北電力(株)五所川原電力センター	五所川原市田町113-1	0173-34-3524
東日本旅客鉄道(株) 鱒ヶ沢駅	鱒ヶ沢町大字舞戸町字下富田36-2	0173-72-2801
弘南バス(株) 鱒ヶ沢営業所	鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生114-4	0173-72-3131
青森県トラック協会西北五支部	五所川原市広田字榊森51-5	0173-34-8554
鱒ヶ沢町商工会	鱒ヶ沢町大字米町25-1	0173-72-2376
(株) 東奥日報鱒ヶ沢支局	鱒ヶ沢町大字本町78	0173-72-2058

(株) 陸奥新報鱈ヶ沢支局	鱈ヶ沢町大字浜町99	0173-72-3224
青森放送 (株) 五所川原支局	五所川原市東町17-5	0173-35-1382 090-8926- 2987
(株) 青森テレビ五所川原支局	五所川原市東町17-5	0173-35-4153
青森朝日放送 (株) 弘前支社	弘前市代官町38	0172-35-8211
日本放送協会青森放送局	青森市松原二丁目1-1	017-774-5111
日本放送協会青森放送局弘前支局	弘前市白銀町21-6	0172-32-5411
(株) 朝日新聞社青森支局	青森市古川2-19-14	017-775-2811
(株) 読売新聞社弘前支局	弘前市和徳町85	0172-32-1618
(株) 毎日新聞社青森支局	青森市安方2-8-1	017-722-2420
(株) 産経新聞社青森支局	黒石市青山136-12	0172-53-1862

災害時応援協定事業者連絡先一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
(株) 丸重組	鱈ヶ沢町大字本町106	0173-72-2006
(株) ストヨネ	鱈ヶ沢町大字南金沢町字床夏146-1	0173-79-2457
(株) 雁金建設	鱈ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨48-1	0173-72-2247
太田建設 (株)	鱈ヶ沢町大字種里町字中崎5-1	0173-72-7052
(有) 工藤満建設	鱈ヶ沢町大字舞戸町字小夜313-4	0173-72-7667
今村建設 (株)	鱈ヶ沢町大字浜町100-6	0173-72-6561
(有) 中村林業土木	鱈ヶ沢町大字長平町字甲音羽山152	0173-72-1345
(有) 白神山美水館	鱈ヶ沢町大字赤石町字大和田39-42	0173-72-7761
つがるにしきた農業協同組合	つがる市稲垣町豊川宮川1-19	0173-69-7171
(株) 敬通	鱈ヶ沢町大字舞戸町字西禿25-2	0173-82-2520
(株) パル	鱈ヶ沢町大字舞戸町字上富田149-2	0173-72-6211
マックスバリュ東北 (株)	秋田県秋田市土崎港北一丁目6-25	018-847-0111
ローソン鱈ヶ沢店	鱈ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨59	0173-72-6315
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県南区清水4501-1	025-371-4185
(株) マエダ	むつ市小川町2-4-8	0175-22-8333
(株) 鱈ヶ沢石油商会	鱈ヶ沢町大字田中町15	0173-72-2040
戸沼貨物自動車 (株)	鱈ヶ沢町大字赤石町字大和田36-1	0173-72-3057
対馬燃料店	鱈ヶ沢町大字赤石町字砂山142-8	0173-72-2459
添澤石油店	鱈ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋17-4	0173-72-2750
木村石油店	鱈ヶ沢町大字建石町字雲雀野29-1	0173-72-1124
(有) 斉藤プロパン	鱈ヶ沢町大字富根町6	0173-72-7676
(株) 宏和商事	鱈ヶ沢町大字本町93	0173-72-3084
富士見総業 (株)	弘前市紺野町185	0172-33-8533

(株) 横浜ファーマシー	板柳町大字灰沼字岩井185	0172-72-0059
(株) 丸大サクラキ薬局	青森市三内字玉作2-72	017-761-1611
(有) 鱒ヶ沢新聞販売所	鱒ヶ沢町大字舞戸町字上富田66	0173-72-2051
東日本電信電話(株) 青森支店	青森市橋本2-1-6	017-774-9550
(株) NTTドコモ東北支社青森支店	青森市中央3丁目19-1	017-774-6001
(社) 音羽会	鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山65-412	0173-72-1122
(社) つくし会	鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須87-1	0173-72-7111
(社) 鱒ヶ沢町社会福祉協議会	鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4	0173-82-1602
(株) ほくとう 五所川原営業所	五所川原市漆川字玉椿197-1	0173-35-5531
(株) 杉澤興業	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸1	0173-72-8111
青森リゾート(株)	鱒ヶ沢町大字長平町字西岩木山75	0173-72-1011
東北電力(株) 五所川原電力センター	五所川原市田町113-1	0173-34-3524
鱒ヶ沢郵便局	鱒ヶ沢町大字本町85	0173-72-2620
国土交通省	仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171
ヤマト運輸(株) 弘前北支店	弘前市一町田字村元759-5	080-5068- 0062
佐川急便(株) 五所川原支店	五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-16	0173-35-4444
(株) マルイチ運送	鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田29-21	0173-72-2250
(株) サンワドー	青森市大字石江字三好69番地1号	017-782-3200
(株) 工藤パン	青森市金沢三丁目22番地1号	017-776-1111
花田寝装店	鱒ヶ沢町大字七ッ石町33	0173-72-2258
一般財団法人 青森県エルピーガス協会	青森市本町二丁目4-10	017-775-2731
(有) i あい	鱒ヶ沢町大字赤石町字宇名原263	0173-725123
(株) カナモト五所川原営業所	つがる市柏広須志野田175	0173-25-3930
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	03-6864-1924
アジア航測株式会社	岩手県盛岡市盛岡駅前通14番10	019-604-3880
株式会社ゼンリン	青森市長島2-25-1	017-777-6261
みちのくコカ・コーラボトリング(株)	岩手県紫波郡矢巾大字広宮沢第1地割279番地	019-698-3111
鱒ヶ沢警察署	鱒ヶ沢町大字本町207番地	0173-72-2151
一般社団法人 青森県解体工事業協会	青森市大字大野字若宮33番地16	017-729-2322
JUAVAC ドローンエキスパート アカデミー 青森校	弘前市茂森新町3-1-11	0172-88-5233
社会福祉法人 ひばり野	鱒ヶ沢町大字建石町字雲雀野124-18	0172-82-0707
フクダライフテック北東北(株)	秋田県秋田市川尻御休町9-23	018-862-2131
青森県立森田養護学校	青森県つがる市真理田町床舞鶴喰104-5	0173-26-2610
株式会社アクティオ	東京都中央区日本橋三丁目12-2	0173-26-6866

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞金

ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費

ホ 応援人員の被災地への出勤又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 災害時に必要な物資の備蓄

(2) 定期的な訓練の実施

(3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 30 年 12 月 6 日から施行する
- 2 平成 18 年 9 月 29 日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書 41 通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各 1 通を所持する。

平成 30 年 12 月 6 日

青森県知事	三 村 申 吾	板柳町長	成 田 誠
青森市長	小野寺 晃 彦	鶴田町長	相 川 正 光
弘前市長	櫻 田 宏	中泊町長	濱 舘 豊 光
八戸市長	小 林 眞	野辺地町長	中 谷 純 逸
黒石市長	高 樋 憲	七戸町長	小 又 勉
五所川原市長	佐々木 孝 昌	六戸町長	吉 田 豊
十和田市長	小山田 久	横浜町長	野 坂 充
三沢市長	種 市 一 正	東北町長	蛭 名 鉦 治
むつ市長	宮 下 宗一郎	六ヶ所村長	戸 田 衛
つがる市長	福 島 弘 芳	おいらせ町長	成 田 隆
平川市長	長 尾 忠 行	大間町長	金 澤 満 春
平内町長	船 橋 茂 久	東通村長	越 善 靖 夫
今別町長	中 嶋 久 彰	風間浦村長	富 岡 宏
蓬田村長	久 慈 修 一	佐井村長	樋 口 秀 視
外ヶ浜町長	山 崎 結 子	三戸町長	松 尾 和 彦
鱒ヶ沢町長	平 田 衛	五戸町長	三 浦 正 名
深浦町長	吉 田 満	田子町長	山 本 晴 美
西目屋村長	関 和 典	南部町長	工 藤 祐 直
藤崎町長	平 田 博 幸	階上町長	浜 谷 豊 美
大鱒町長	山 田 年 伸	新郷村長	櫻 井 雅 洋
田舎館村長	鈴 木 孝 雄		

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(ブロック間応援)

第4条 全国協定第9条に規定するブロック間応援カバー（支援）ブロックについては、8道県協定実施細目で定めるものとする。

(幹事県の役割)

第5条 全国協定第4条第1項に規定する幹事県は、8道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第9条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県との連絡調整

(連絡調整員の派遣)

第6条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第7条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(応援の要請)

第 8 条 被災道県は、第 2 条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被災状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(応援の自主出動)

第 9 条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第 10 条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に該当費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー（支援）県)

第 11 条 複数道県が被災し、全国協定第 9 条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同時に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第 1 条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

(資料の交換)

第 12 条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第 13 条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するも

のとする。

(準用)

第 14 条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

(その他)

第 15 条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第 2 条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成 19 年 11 月 8 日から効力を生ずるものとする。

2 平成 7 年 10 月 31 日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

1 この協定は、平成 26 年 10 月 21 日から効力を生ずるものとする。

2 平成 19 年 11 月 8 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 8 通を作成し、各道県記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 26 年 10 月 21 日

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 協定第 2 条に規定する連絡担当部局は、別表 1 のとおりとする。

(カバー（支援）県)

第 3 条 協定第 3 条に規定するカバー（支援）県は、別表 2 のとおりとする。

(ブロック間応援)

第 4 条 協定第 4 条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表 3 により関東ブロックとすることを基本とする。

(幹事県)

第 5 条 協定第 5 条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

(応援の内容)

第 6 条 協定 7 条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

(1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需品
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船舶等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集
- イ 傷病者の受入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第7条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第8条 協定第6条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第9条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第10条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第11条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法第121号）の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第13条 応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

- (3) 調達物資等については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
- 3 前2項の規定により難しいときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費負担の協議）

第14条 協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案して、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

（資料の交換）

第15条 協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第16条 協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

（協定の見直し）

第17条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細目は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細目は、これを廃止する。

別表 1

連絡担当部局

道県名	部局名	課名	無線 電話	通常時の連絡先		災害対策本部等の 体制時の連絡先
				N T T 電話 (直通)	夜間・休日の連絡先	
北海道	総務部	危機対策課	01-11	011-204-5007 (防災) 011-204-5014 (国民保護) FAX 011-231-4314	同左又は 011-231-3398 (当直室)	011-204-5007 FAX 011-231-4314
青森県	危機管理局	防災 危機管理課	02-221	017-734-9097 (防災) 017-734-9099 (国民保護) FAX 017-722-4867	同左 (夜間休日常駐員から 当番職員へ連絡)	017-773-6866 FAX 017-773-6921
岩手県	総務部	総合防災室	03-16	019-629-5155 (防災及び国民保護) FAX 019-629-5174	同左 (宿日直職員から当番 職員へ連絡)	019-629-5155 FAX 019-629-5174
宮城県	総務部	危機対策課	04-8- 2375	022-211-2375 (防災) 022-211-2382 (国民保護) FAX 022-211-2398	同左又は 022-211-3161 (防災センター警備員 から当番職員へ連絡)	022-211-2375 FAX 022-211-2398
秋田県	総務部	総合防災課	05-11	018-860-4563 (防災) 018-860-4592 (国民保護) FAX 018-824-1190	同左	018-860-4500 FAX 018-860-4530
山形県	環境エネルギー部 危機管理・ くらし安心局	危機管理課	06-531	023-630-2231 (防災) 023-630-2654 (国民保護) FAX 023-633-4711	同左又は 023-630-2754 (宿日直職員から当番 職員へ連絡)	023-630-3142 ～3145 FAX 023-630-3140 3141
福島県	危機管理部	災害対策課	07-61	024-521-7194 (防災) 024-521-7641 (国民保護) FAX 024-521-7920	同左又は 024-521-7821 (警備員から当番職員 へ連絡)	024-521-1903 1907 FAX 024-521-1958
新潟県	防災局	危機対策課	15-11	025-282-1605 (防災) 025-282-1636 (国民保護) FAX 025-282-1607	同左又は 025-285-5511 (警備員から当番職員 へ連絡)	025-282-1605 1636 FAX 025-282-1607

別表 2

カバー (支 援) 県

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表 3

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表 4

連絡協議会及び協定見直し当番県のローテーション

順 番	道 県 名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

青森県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な火災等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

(1) 青森地域ブロック

青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部内、
下北地域広域行政事務組合消防本部管内

(2) 弘前地域ブロック

弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、
つがる市消防本部管内、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内

(3) 八戸地域ブロック

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部管内、
三沢市消防本部管内、中部北上広域事業組合消防本部管内、

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

- (1) 代表消防機関
青森地域広域事務組合消防本部
- (2) 代表消防機関代行
ア 弘前地区消防事務組合消防本部
イ 八戸地域市町村圏事務組合消防本部
- (3) 地域ブロック代表消防機関
ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部
イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部
ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

- (1) 第1要請
同一ブロック内の市町村等に対する応援要請
- (2) 第2要請
他地域ブロックの市町村等に対する応援要請
- (3) 第3要請
県内全域の市町村等に対する応援要請

- 2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。
- 3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。
- 4 前項の規定により応援を行おうとする応援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。

3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。

4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。

5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動する。

(指揮体制)

第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から氏名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

- ア 現地における車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び糧食費
- ウ 化学消火剤等の資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等

ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く

(2) 応援側の負担

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
- イ 車両及び機械器具の修理費
- ウ 旅費及び出動手当等の人件費
- エ 公務災害補償に要する経費
- オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前2号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。

(4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。

(5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第15条 この協定は、市町村等の長が、法第39条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第16条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第18条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため本書 49 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年 2 月 25 日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成 28 年 2 月 29 日付けをもって廃止する。

消防相互応援協定（鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部）

(県危機管理局消防保安課)

No	応援協定 締結年月日	応援協定締結団体名	対象とする災害種類
	S30.3.1	鱒ヶ沢町、深浦町	火災
	S30.3.1	鱒ヶ沢町、つがる市（旧森田村地区）	火災 ※口頭・慣例
	S41.4.1	弘前市（旧弘前市地区）、鱒ヶ沢町	全災害
	S41.12.1	鱒ヶ沢町、弘前市（旧岩木町）	全災害 ※口頭・慣例
	S41.12.1	鱒ヶ沢町、つがる市（旧森田村地区）	全災害 ※口頭・慣例
	S41.12.1	鱒ヶ沢町、板柳町	全災害 ※口頭・慣例
	S41.12.1	鱒ヶ沢町、鶴田町	全災害 ※口頭・慣例
	S41.12.1	五所川原市、鱒ヶ沢町	全災害
	S41.12.1	鱒ヶ沢町、つがる市（旧木造町地区）	全災害
	S53.9.13	五所川原（事）、つがる市、鱒ヶ沢（事）、板柳町	全災害
	H18.3.1	鱒ヶ沢（事）、能代山本広域市町村圏組合（事、秋田県）	全災害

注) (事) は、一部事務組合の略

自主防災組織一覧表

名 称	構成 世帯数	構成 人員数	構成単位			
			町内会	学区	女性（婦人） 防火クラブ	その他
南浮田自主防災組織	99	269	○			
二丁目米町自主防災組織	85	181	○			
緑団地自主防災組織	60	168	○			
田中町防災組織	60	145	○			
白沢防災組織	34	86	○			
新田町自主防災組織	165	356	○			
赤石町内会自主防災部	260	697	○			
深谷町自主防災組織	22	53	○			
種里町内会自主防災組織	111	239	○			
中村町内会自主防災組織	139	336	○			
浜横沢町内会自主防災組織	35	86	○			
岩谷町内会防災部会	163	334	○			
淀町町内会自主防災組織	41	102	○			
間木町内会自主防災組織	20	50	○			
一ッ森町内会自主防災組織	27	69	○			
建石町内会自主防災組織	169	422	○			
長平町内会自主防災組織	72	170	○			
西松島町内会自主防災組織	81	161	○			

避難所一覧表

(1) 指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	所在地	管理担当 連絡先	指定 避難所 との 重複									想定 収容 人数 (人)
					洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象	
1	西海小学校	舞戸町字小夜 190	72-2078	●	●		●	●	●	●	●	●	600
2	鱒ヶ沢中学校	赤石町字大和田 27	72-3083	●	●	●		●		●	●	●	1,300
3	山村開発センター	本町 209-2	72-2859	●	●	●				●	●	●	250
4	勤労青少年ホーム	舞戸町字小夜 151	72-2111	●	●	●	●		●	●	●	●	50
5	勤労者体育センター	〃	72-2111	●	●	●	●		●	●	●	●	500
6	室内温水プール	〃	72-5700	●	●			●	●	●			600
7	青森県立鱒ヶ沢高等学校	舞戸町字小夜 616	72-2106	●					●				300
8	鱒ヶ沢こども園	本町 51-2	72-2067	●	●	●	●				●	●	150
9	天童山公園管理棟	舞戸町字小夜 616	72-2111	●	●		●		●	●	●	●	50
10	中央公民館	本町 209-2	72-2859	●	●	●				●	●	●	100
11	舞戸小学校	舞戸町字久富 27	72-2789	●	●	●	●	●		●	●	●	500
12	舞戸公民館	舞戸町字上富田 149-2	72-5884	●		●				●			400
13	鱒ヶ沢町総合保健福祉センター	舞戸町字後家屋敷 9-4	82-1602	●	●	●	●	●	●	●	●	●	250
14	(旧)南金沢小学校	南金沢町字晴間 20-8	72-2111	●	●	●	●		●	●	●	●	300
15	(旧)一ツ森小学校	一ツ森町字上禿 88-2	72-2111	●	●	●	●		●		●	●	50
16	赤石公民館	赤石町字宇名原 232-2	72-2858	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100
17	南金沢生活改善センター	南金沢町字床夏 204-3	—	●	●	●	●		●		●	●	50
18	一ツ森林業センター	一ツ森町字上禿 88-2	—	●	●	●	●		●		●	●	50
19	(旧)鳴沢小学校	北浮田町字外馬屋 51-3	72-2111	●	●	●	●		●	●	●	●	500
20	(旧)建石小学校	建石町字島田 150	72-2111	●	●	●	●	●	●	●	●	●	500
21	鳴沢公民館	北浮田町字外馬屋 83-3	82-2051	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100
22	鳴沢農業実習センター	建石町字大曲 44-17	—	●	●	●	●		●		●	●	50
23	北浮田集会所	北浮田町字今須前田 57-1	—	●	●	●	●		●	●	●	●	50
24	中村公民館	中村町字中山ノ井 109	82-1127	●	●	●	●	●	●		●	●	100
25	南浮田農業センター	南浮田町字早田 83-2	—	●	●	●	●		●		●	●	50
26	アグリビジネスホール	建石町大字成沢 77	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100
27	長平生活改善センター	長平町字甲音羽山 65-123	—	●	●	●	●		●		●		50
28	長平青少年旅行村研修センター	長平町字甲音羽山地内	72-1571	●	●	●	●		●		●		100
29	芦薈へき地保健福祉館	芦薈町字鹿子石 82-5	—	●	●	●	●		●	●	●	●	50
30	中下農村婦人の家	中村町字下清水崎 142-1	—	●	●	●	●		●		●	●	50
31	浜横沢生活改善センター	浜横沢町字金沢 7-2	—	●	●	●	●		●		●	●	50
32	鱒ヶ沢中学校第二体育館	舞戸町字鳴戸 390	72-2111	●	●	●	●		●	●	●	●	600
33	中村保育所	中村町字上山ノ井 48	72-2704	●	●	●	●		●		●	●	50
34	(旧)中村小学校	中村町字上山ノ井 62	72-2111	●	●		●		●	●	●	●	250
35	川尻當農総合研修所	北浮田町字今須 154-178	—	●	●	●	●		●		●	●	50
36	小森林業センター	小森町字野田 99-3	—	●	●	●	●		●		●	●	50
37	小ノ畑生活改善センター	浜横沢町字深沢 8-1	—	●	●	●	●		●		●		50

(2) 屋外避難場所

地区		避難場所	所在地	避難経路	備考
地区名	想定収容人数(人)				
鱈ヶ沢	2,350	西海小学校グラウンド	舞戸町字小夜 190	通常経路	
〃	160	鱈ヶ沢中学校グラウンド	赤石町字大和田 27	〃	
〃	100	本町児童公園	本町	〃	
舞戸	2,280	舞戸小学校グラウンド	舞戸町字久富 27	〃	
赤石	1,070	(旧)赤石小学校グラウンド	赤石町字山岸 87	〃	
〃	770	(旧)南金沢小学校グラウンド	南金沢町字晴間 20-8	〃	
〃	160	(旧)深谷小学校グラウンド	深谷町字細ヶ平野山 104	〃	
〃	200	(旧)一ツ森小学校グラウンド	一ツ森町字上禿 88-2	〃	
鳴沢	1,400	(旧)鳴沢小学校野球場	北浮田町字外馬屋 51-3	〃	
〃	580	(旧)建石小学校グラウンド	建石町字島田 150	〃	
〃	70	山田野集会所広場	建石町字大曲 217-2	〃	
中村	1,100	(旧)中村小学校グラウンド	中村町字上山ノ井 62	〃	
〃	300	(旧)芦菴小学校グラウンド	芦菴町字響滝 60-9	〃	
〃	30	(旧)第二松代分校グラウンド	松代町字白沢 203-2	〃	
〃	310	(旧)長平小学校グラウンド	長平町字甲音羽山 64-213	〃	

(3) 津波警報発令時の緊急避難場所

地区	避難場所	所在地	避難経路
小夜・松島	西海小学校グラウンド	舞戸町字小夜 190	通常経路
大和田	大和田貯水池	大和田	〃
淀町	豊受美神社	淀町	〃
富根町	延寿院	富根町	〃
漁師町・新地町	新地稲荷神社	新地町	〃
釣町・新町・浜町・堀切沢	天童山公園	釣町	〃
一丁目沢	一丁目八幡様裏山	一丁目	〃
一丁目	白八幡宮	一丁目	〃
二丁目・米町	神明宮	二丁目	〃
七ッ石	石上神社	七ッ石町	〃
田中町	山寺子	田中町	〃
上野・鳴戸ヶ丘・浜毛・新田・緑団地	(旧)鱈ヶ沢第一中学校	舞戸町鳴戸	〃
坂本・浜毛・林町・本町・東町・宮浜	鱈ヶ沢ファッション	舞戸町鳴戸	〃
館	館稲荷神社	舞戸町館	〃
岩谷・三ツ沢	近くの高台	舞戸町	〃
川尻	近くの高台	北浮田町今須	〃
北浮田	近くの高台	北浮田町今須浜田	〃
南浮田	近くの高台	南浮田町字米山 他	〃
赤石	松源寺	赤石町字字名原・山岸	〃
牛島	近くの高台	姥袋町字大磯	〃
姥袋	近くの高台	姥袋町字霜坂熊ヶ沢	〃

(4) 中村川増水時の避難所

避難場所	所在地	電話番号	避難経路
中央公民館	本町 209-2	72-2859	通常経路
舞戸小学校	舞戸町字久富 27	72-2789	〃
勤労者体育センター	舞戸町字小夜 151	72-2111	〃
山村開発センター	本町 209-2	72-2111	〃
鱒ヶ沢中学校第二体育館	舞戸町字鳴戸 390	72-2111	〃

(5) 津波避難ビル

避難場所	所在地	電話番号	避難経路
日本海拠点館	舞戸町字北禿 181	72-5555	通常経路

主な災害の記録

西暦	年 月	災害種別	災 害 概 要
1958	昭和 33 年 8 月	水害	集中豪雨により各地で水害発生、被害総額 2 億 5 千万円
1960	昭和 35 年 5 月	火災	深谷大火、3 5 棟焼失
1961	昭和 36 年 5 月	火災	鬼袋、種里町で火災（鬼袋町計 1 5 棟、種里町計 1 6 棟全焼）
1963	昭和 38 年 3 月	地すべり	西海小学校地すべりで一部崩壊
1968	昭和 43 年 5 月	地震	十勝沖地震発生マグニチュード 7.9 震度 5
1972	昭和 47 年 7 月	水害	豪雨で赤石川流域に大被害
1975	昭和 50 年 7 月	水害	集中豪雨により水害発生、被害総額 3 億 5 千万円
1976	昭和 51 年 3 月	火災	鱒ヶ沢中学校で火災、校舎半焼
1981	昭和 56 年 8 月	風害	台風 1 5 号直撃、被害総額 1 0 億円
1983	昭和 58 年 5 月	地震	日本海中部地震発生マグニチュード 7.7 震度 5 津波で 3 人死亡、電気、水道、電話が全面不通、家屋、道路、公共施設、農業施設の崩落亀裂、被害総額 4 億円
1985	昭和 60 年 9 月	風害	台風 1 3 号でりんごなど大被害、被害額約 4 億円
1991	平成 3 年 9 月	風害	台風 1 9 号でりんご、家屋などに大被害、被害額約 6 億 5 千万円
2011	平成 23 年 3 月	地震	東北地方太平洋沖地震発生マグニチュード 9.0 震度 7 鱒ヶ沢町にも津波警報発表、町内全域にわたり 2 4 時間以上の停電が発生
2013	平成 25 年 9 月	大雨	台風 1 8 号による大雨で各地で土砂災害等が発生、被害額約 7 億円
2013	平成 25 年 10 月	大雨	台風 2 6 号による大雨で西海小学校裏地で一部土砂崩落
2014	平成 26 年 8 月	大雨	大雨による土砂崩れ、水路の護岸崩落、水田の冠水・浸水
2015	平成 27 年 4 月	大雨	低気圧による大雨で床下浸水 1 2 棟、田畑約 1 0 ヘクタール冠水
2022	令和 4 年 8 月	大雨	大雨による内水氾濫、中村川の越水、床上・床下浸水 3 6 4 棟、建設管財・農林水産・商工関係等被害総額約 3 7 億円

鱒ヶ沢町の水防倉庫

資器材等	材 器										材 資						照明器具	携帯無線機
	ツルハシ	スコップ	掛矢	たこつち	唐くわ	ペンチ	おの	のこぎり	鎌	ハンマー	丸太	土のう袋	むしろ	なわ	鉄線	その他		
鱒ヶ沢消防署 鳴戸 385-2	2	30	5		2	2	3	4	10	12		200					11	15
大和田消防屯所 赤石町字大和田		2	3			1				1							2	
北浮田消防屯所 北浮田町字外馬屋前田		1				1						50						
山子防災コミュニティセンター 南金沢町字晴間	3	5	1			3		1		2		100					1	

排出油防除資機材の保有状況

区 分	油処理剤 (ℓ)	油吸着剤 (kg)	油吸着マット (枚)	オイルスネア (m)	備 考
鱒ヶ沢消防署	0	ACライト 4.5kg×8 ACライトポリタンク 18ℓ×4 スマレイ 2袋	タフネスオイル ブロッター 100枚入 ×6箱	15m×9袋	

消防施設等の現況

区分	地区名	消防職員及び団員数	消防ポンプ				消火栓	防火水槽	その他
			消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	計			
鱈ヶ沢地区消防事務組合		40		2		2			
鱈ヶ沢町消防団	消防団本部		33						
	第1分団	鱈ヶ沢	44		5	5	39	12	
	第2分団	赤石	95	1	12	13	21	33	
	第3分団	舞戸	24		3	3	66	7	
	第4分団	中村	58		8	8	65	20	
	第5分団	鳴沢	63		7	7	66	15	
	機能別分団		10						
合計		367	1	2	35	38	257	87	

消防水利整備計画（令和5年～令和9年）

（千円）

区分		現有数	年次計画					
			全体計画	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
消火栓	公設	257		2,000 4箇所	2,000 4箇所	2,000 4箇所	2,000 4箇所	2,000 4箇所
	私設							
防火水槽	40 m ³ 未満							
	40 m ³ ～100 m ³ 未満	87						
	100 m ³ 以上							
その他の水利								
計		344						

※ 消火栓は修理予定数（新設なし）

消防施設整備5ヶ年計画（令和5年～令和9年）

○常備消防（消防本部・鯉ヶ沢消防署）

施策の区分	事業概要	年度区分及び概算事業費（単位：千円）					備 考
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
1. 消防施設の整備							
2. 消防配備の更新及び増強	広報1号車更新事業 （消防本部）						R4年度済 7,018
	指揮1号車更新事業 （鯉ヶ沢消防署）			7,684			
	水槽付ポンプ自動車 （2号）更新事業 （鯉ヶ沢消防署）	107,775					
	救急1号車更新事業 （鯉ヶ沢消防署）		55,000				
	消防トラック（1.5t） 更新 事業（鯉ヶ沢消防署）				6,000		

○非常備消防

施策の区分	事業概要	年度区分及び概算事業費（単位：千円）					備 考
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
1. 消防施設の整備	消防団各部の統廃合	必要と思われる地区の統廃合を継続的に実施する。統廃合の屯所増築、新築は現在未定					
	消火栓新設事業 （取替含む）	2,000 (4箇所)	2,000 (4箇所)	2,000 (4箇所)	2,000 (4箇所)	2,000 (4箇所)	
	消防団資機材保管倉庫 新築事業		10,000				消防署敷 地内予定
2. 消防配備の更新及び増強	消防団ポンプ積載車 更新事業	7,623	14,000	14,000	14,000	14,000	令和5 （田中町）
	消防団可搬式ポンプ 更新事業	1,991	2,000	2,000	2,000	2,000	

救助用資機材の保有状況

令和2年10月現在

区分	資機材名	鯉ヶ沢消防署保有数	区分	資機材名	鯉ヶ沢消防署保有数
一般補助器具	かぎ付きはしご	2	隊員保護用器	防塵メガネ	7
	三連はしご	6		携帯警報機	9
	ワイヤーはしご等	1		防毒マスク	5
	救命索発射銃	2		耐熱服	4
	救命用縛帯等	10	水難救助用器具	潜水器具	31
	平担架	2		救命胴衣	54
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2		水投光器	3
	油圧スプレッダー	4		救命浮輪	8
	可搬ウインチ	4		浮標	1
	マンホール救助器具	1		救命ボート	1
	マット空気ジャッキ	8		船外機	1
	大型油圧スプレッダー	1		水中スクーター	2
	チェーンブロック	2	水中時計	4	
切断用器具	油圧切断機	3	山岳救助用器具	バスケット型担架	7
	エンジンカッター	5			
	ガス溶断機	1			
	チェーンソー	7			
	鉄線カッター	5	その他の救助用器具	投光器	10
	空気銃	2		携帯投光器	10
	空気切断機	1		携帯拡声器	20
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1		携帯無線機	33
破壊用器具	万能斧	10	応急処置用セット	1	
	ハンマー	7	車両移動器具	2	
	ハンマードリル		ロープ投降機	1	
検知・測定用器具	可燃性ガス測定器	2	救助用下降機	6	
	有毒ガス測定器	5	発電機	15	
	酸素濃度測定器	1			
	放射線測定器	13			
呼吸保護用器	可燃性ガス測定器	2			
	有毒ガス測定器	5			
	酸素濃度測定器	1			
	放射線測定器	13			
隊員保護用器	耐電手袋	18			
	耐電衣	4			
	耐電ズボン	4			
	耐電長靴	4			

土木建設機械の保有状況

区分	トラック	ダンプトラック	ブルドーザー	トラクターシヨベル	パワーシヨベル	シヨベルローダ	ログローダ	モーターグレーダ	クレーン車	ローラー	スクレーパー	ホイールタイプトラクタ	浮グレーン	トレーラー	リフト車	作業車	パネル車	締固機械
鱒ヶ沢町	台 1	台 2	台	台	台	台 5	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台 5	台	台

山腹崩壊危険地（国有林）

（令和4年3月31日現在 東北森林管理局）

番号	調査番号	地区名	位置		直接保全対象施設			危険度
			大字	字	人家戸数	公共施設	道路	
1	321-001	一ツ森Ⅰ	一ツ森	西赤石山(2038~2039)			県道	B
2	321-002	一ツ森Ⅱ	一ツ森	西赤石山(2041)			県道	C
3	321-003	一ツ森Ⅲ	一ツ森	東赤石山(2058)			県道	B

山腹崩壊危険地区（民有林）

（令和4年10月1日現在 県農林水産部林政課）

番号	危険地区番号		位置		公共施設等		
			大字	字	人家戸数	公共施設	道路
1	321	S0001	姥袋町	霜坂熊ヶ沢	8		町道
2	321	S0002	種里町	大津	8		県道
3	321	S0003	小森町	野田	44		県道
4	321	S0004	舞戸町	三ツ沢	6		町道
5	321	S0005	中村町	中山ノ井	48		県道
6	321	S0006	松代町	土倉山	10		町道
7	321	S0007	中村町	下清水崎	35		町道
8	321	S0008	南浮田町	早田	52		県道
9	321	S00010	日照田町	野脇	11		県道
10	321	S00011	舞戸町	三ツ沢	7		県道
11	321	S00012	一ツ森町	湯涌淵	1		県道
12	321	S00013	小森町	恩愛沢	5		県道
13	321	S00014	南浮田町	米山	1		県道

崩壊土砂流出危険地（国有林）

（令和4年3月31日現在 東北森林管理局）

番号	調査番号	地区名	位置		直接保全対象施設			危険度
			大字	字（林班）	人家等戸数	公共施設等	道路	
1	321-0001	人喰沢	一ツ森	西赤石山（2030）	15	農地	県道	B
2	321-0002	崩ヶ沢	〃	〃（2035）		農地	町道	C
3	321-0003	八光沢	〃	〃（2036）			町道	B
4	321-0004	大栃沢	〃	〃（2036）			町道	C
5	321-0005	一の沢	〃	〃（2037）			町道	C
6	321-0006	滝の沢	〃	〃（2038）			町道	C
7	321-0007	食場沢	〃	〃（2039）			町道	C
8	321-0008	杉の沢	〃	〃（2039）			林道	C
9	321-0009	小栃沢	〃	〃（2041）			県道	C
10	321-0010	栃沢	〃	〃（2041～2042）			県道	C
11	321-0011	タモギ沢	深谷	矢倉山（2046）	21	農地	県道	A
12	321-0012	滝ノ沢	〃	〃（2046）	21	農地	県道	B
13	321-0013	クマバノ沢	小森	〃（2048）	51	農地	県道	B
14	321-0014	恩愛沢	〃	〃（2047～2049）	51		県道	B
15	321-0015	カツキ沢	〃	〃（2050）	12	農地	町道	B
16	321-0016	赤沢	一ツ森	東赤石山（2052）	1	農地		C
17	321-0017	菱喰沢	〃	〃（2055）			林道	B
18	321-0018	五人役	〃	〃（2056）			林道	C
19	321-0019	女行沢	〃	〃（2056）			林道	C
20	321-0020	中井沢	〃	〃（2057）			林道	C
21	321-0021	乱石沢	〃	〃（2058）			県道	C
22	321-0022	津軽沢	〃	〃（2059～2060）			県道	C
23	321-0023	猿賀沢	〃	中赤石山（2060）			県道	C
24	321-0024	芦ノ沢	芦菴	笠置山（2065）	22		県道	B
25	321-0025	清水渕沢	〃	〃（2066）	22	農地	県道	B
26	321-0026	苗代沢	松代	西岩木山（2071・2073）	21	農地	県道	B
27	321-0027	赤沢	〃	〃（2072～2073）	22	農地	県道 町道	B
28	321-0028	大白沢	〃	〃（2074）			町道	B

崩壊土砂流出危険地区（民有林）

（令和4年10月1日現在 県農林水産部林政課）

番号	危険地区番号		位 置		直接保全対象施設		
			大 字	字	人家戸数	公共施設	道路
1	321	H0001	姥袋町	霜坂熊ヶ沢	31		町道
2	321	H0002	姥袋町	霜坂熊ヶ沢	1		町道
3	321	H0003	姥袋町	岩附沢	1		町道
4	321	H0004	南金沢町	平塚	1		町道
5	321	H0005	種里町	前田	1		県道
6	321	H0006	鬼袋町	葛ヶ沢	17		県道
7	321	H0007	一ツ森町	吉川	1		県道
8	321	H0008	深谷町	細ヶ平	1		県道
9	321	H0009	深谷町	細ヶ平	1		県道
11	321	H0011	南金沢町	晴間	1		県道
12	321	H0012	館前町	津軽沢	1		県道
13	321	H0013	館前町	小津軽沢	1		県道
14	321	H0014	日照田町	野脇	1		県道
15	321	H0015	舞戸町	三ツ沢	1		県道
16	321	H0016	中村町	上山ノ井	1		県道
18	321	H0018	浜横沢町	深沢	50		県道
19	321	H0019	浜横沢町	深沢	44		県道
20	321	H0020	浜横沢町	深沢	33		県道
21	321	H0021	芦菴町	白沢	29		県道
22	321	H0022	芦菴町	下雲母坂	4		県道
23	321	H0023	芦菴町	上菖蒲沢	1		県道
24	321	H0024	芦菴町	除木	1		県道
25	321	H0025	中村町	山本	1		県道
26	321	H0026	中村町	上清水崎	1		県道
28	321	H0028	中村町	下清水崎	29		町道
29	321	H0029	深谷町	黒森	1		町道
30	321	H0030	浜横沢町	深沢	1		県道

小規模山地崩壊危険地

(令和4年10月1日現在 農林水産部)

番 号	危険地区番号	位 置		直接保全対象施設		
		大 字	字	人家戸数	公共施設	道 路
1	321-小 0001	深谷町	若山		1	町道

なだれ危険箇所

(令和4年10月1日現在 農林水産部林政課)

危険地区番号	位 置			公共施設等		
	市町村	大 字	字	人家	公共施設	備考
321 な 0001	鱒ヶ沢町	姥袋町	姥袋	1 7		町道
321 な 0002	鱒ヶ沢町	深谷町	若山			町道
321 な 0003	鱒ヶ沢町	芦菴町	響滝			県道
321 な 0004	鱒ヶ沢町	中村町	下清水崎	3 2		町道
321 な 0005	鱒ヶ沢町	中村町	中山ノ井	5 3		県道
321 な 0006	鱒ヶ沢町	南金沢町	目内崎	2 5		町道
321 な 0007	鱒ヶ沢町	種里町	種里	1 9		県道
321 な 0008	鱒ヶ沢町	松代町	土倉山	1 3		県道
321 な 0009	鱒ヶ沢町	南金沢町	竜野			町道
321 な 0010	鱒ヶ沢町	深谷町	菅野			町道
321 な 0011	鱒ヶ沢町	姥袋町	滝ノ下	4		町道

雪崩危険箇所（Ⅰ）

（令和４年１０月１日現在 県土整備部河川砂防課）

箇所番号	箇所名	大字 小字	地形要因		
			延長（m）	傾斜度	斜面高（m）
816	川尻	北浮田町今須	350	32	25
817	保木原	北浮田町兼草	400	35	15
818	南浮田町	南浮田町米山	1500	33	42
819	湯舟	湯舟町若山	950	31	15
822	館	舞戸町鷺見	290	25	29
823	中下	中村町下清水崎	740	30	68
825	中村１号	中村町中山ノ井	490	22	34
826	岩谷	舞戸町上富田	930	50	36
827	七ッ石	七ッ石町	180	40	24
828	西松島１号	舞戸町西松島	75	40	31
829	本町	本町	1400	40	37
830	釣町	釣町・舞戸町	520	45	23
831	淀町	新地町・淀町・赤石町	2050	37	46
832	砂山	赤石町砂山・宇名原	1020	28	31
834	牛島	姥袋町大磯	380	36	26
835	中村２号	中村町中山ノ井	240	29	28
837	椈ノ沢１号	浜横沢椈ノ沢	550	37	12
840	鹿子石１号	芦菴町鹿子石	100	26	30
841	白沢	芦菴町下雲母坂	400	27	10.5
842	松代	松代町土倉	440	25	167
844	姥袋	姥袋町霜坂熊ヶ沢	470	38	54
846	館前１号	館前町小津軽沢	200	33	32
847	目内崎	南金沢町平塚	320	25	140
848	金沢	南金沢町上高根山	360	43	29
849	山子	南金沢町晴間	310	45	34
850	菅沼１号	深谷町菅沼	320	36	20
851	小森	小森町野田	450	32	165
852	梨中	小森町高根山	135	26	170
854	大然２号	一ッ森町上大谷	280	33	375
1132	今須	北浮田町今須	320	45	10
1133	後家屋敷１号	舞戸町後家屋敷	120	28	17
1134	館前２号	館前町小津軽沢	175	35	30
1135	後口田	館前町後口田	170	32	19
1136	菅沼２号	深谷町菅沼	150	30	19
1137	黒森	深谷町黒森	50	27	20

雪崩危険箇所（Ⅱ）

（令和4年10月1日現在 県土整備部河川砂防課）

箇所番号	箇所名	大字 小字	地形要因		
			延長 (m)	傾斜度	斜面高 (m)
438	川尻	北浮田町今須	57	30	21
439	鳴戸2号	舞戸町鳴戸	50	34	19
440	鳴戸1号	舞戸町鳴戸	50	36	18
441	東禿	舞戸町東禿	45	38	16
442	東松島	舞戸町東松島	25	33	13
443	東阿部野1号	舞戸町東阿部野	70	34	17.5
444	東阿部野2号	舞戸町東阿部野	80	36	20
445	東阿部野3号	舞戸町東阿部野	75	40	26
446	東阿部野4号	舞戸町東阿部野	110	50	39
447	三ツ沢1号	舞戸町三ツ沢	60	28	27
448	下清水崎2号	中村町下清水崎	45	34	13
449	上栄山	中村町上栄山	45	27	10
450	金沢2号	浜横沢町金沢	110	28	12
451	金沢1号	浜横沢町金沢	60	35	13.5
452	下鷺泊	浜横沢町下鷺泊	105	28	18
453	椀ノ沢2号	浜横沢町椀ノ沢	55	34	24
454	深沢	浜横沢町深沢	70	24	21
455	日ノ下	芦菴町日ノ下	165	27	12
456	鹿子石2号	芦菴町鹿子石	110	36	20
457	鹿子石3号	芦菴町鹿子石	40	28	11.5
458	土倉	松代町土倉	120	29	30
459	霜坂滝ノ下	姥袋町霜坂滝ノ下	100	36	32
460	野脇	日照田町野脇	50	39	17.5
461	日照田	日照田町下河原	160	38	21
462	種里	種里町有原	70	26	11
463	大然1号	一ツ森町大谷	170	30	40
464	大然3号	一ツ森町上大谷	100	34	21
465	大然4号	一ツ森町上大谷	70	42	80

雪崩危険箇所（Ⅲ）

（令和4年10月1日現在 県土整備部河川砂防課）

箇所番号	箇所名	大字 小字	地形要因		
			延長（m）	傾斜度	斜面高（m）
319	川尻	舞戸町鳴戸	250	27	10
320	西禿	舞戸町西禿	350	17	15
321	後家屋敷2号	舞戸町後家屋敷	250	18	25
322	西松島2号	舞戸町西松島	350	18	10
323	東阿部野5号	舞戸町東阿部野	250	27	25
324	東阿部野6号	舞戸町東阿部野	150	27	25
325	東阿部野7号	舞戸町東阿部野	250	20	30
326	三ツ沢2号	舞戸町三ツ沢	150	22	25
327	小夜	舞戸町小夜	180	15	20
328	大和田2号	赤石町大和田	250	42	45
329	大和田1号	赤石町大和田	400	27	25
330	山岸1号	赤石町山岸	200	31	60
331	山岸2号	赤石町大和田	150	17	60
332	山岸3号	赤石町大和田	200	23	30

海岸浸食危険地

（令和4年10月1日現在 県農林水産部林政課）

地区名	町名	海岸延長	防災林延長	浸食海岸延長
日本海沿岸	鱒ヶ沢町	19.0 km	1.8 km	1.8 km

指定保安林

区分	所有面積 (ha)	保安面積					
		土砂流出 防備林 (ha)	防風林 (ha)	水源 かん養林 (ha)	雪崩防止林 (ha)	土砂崩壊 防備林 (ha)	防火林 (ha)
国有林	14,716	1,314		13,402			
民有林	2,044	1,950	72		4	7	11
計	16,760	3,264	72	13,402	4	7	11

急傾斜地崩壊危険区域指定区域

(令和2年3月31日現在)

整理番号	告示年月日	告示番号	急傾斜地崩壊危険区域名	位置		面積(ha)	人家戸数	公共の建物
				大字	字			
1	S45.12.08	840	岩谷	舞戸町	上富田、桜山	2.2500	51	
2	S47.02.22	146	本町1号	舞戸町	小浜	3.4320	47	
3	S47.02.22	146	本町2号	舞戸町、本町一丁目	小夜	2.0670	36	4
4	S47.02.22	146	本町3号	舞戸町、本町一丁目、 本町二丁目	小夜	3.6380	25	6
5	S47.02.22	146	本町4号	舞戸町、本町二丁目	小夜	4.5710	70	3
6	S47.02.22	146	本町5号	本町二丁目、 七ッ石町、舞戸町	小夜	1.7940	41	3
7	S48.03.31	218	南浮田町	南浮田町	米山	11.7520	67	3
	H10.09.16	609	南浮田町	南浮田町	早田	2.1120	8	
8	S48.03.31	218	釣町	釣町		1.7840	60	1
	S56.03.17	231	釣町	本町、釣町		1.0200	6	
9	S48.03.31	218	新地町	新地町		2.5970	55	2
10	S48.03.31	218	淀町	淀町		1.4920	52	
	S56.03.17	231	淀町	淀町、赤石町	大和田	0.9800	15	
11	S48.03.31	218	大和田	赤石町	大和田	1.7870	75	
	R02.03.11	160	大和田	赤石町	大和田	0.0517		
12	S50.03.15	218	砂山	赤石町	砂山、宇名原	1.8734	21	2
	H13.03.16	179	砂山	赤石町	砂山、宇名原	0.2624	0	
13	S52.03.26	209	七ッ石	七ッ石町、舞戸町	東松島	1.1640	37	
14	S52.03.26	209	赤石	赤石町	砂山、宇名原	1.7720	34	1
	H13.03.16	180	赤石	赤石町	砂山	0.4190	24	
15	S54.01.23	40	館前	館前	小津軽沢	1.1730	9	
16	S54.01.23	40	牛島	姥袋町	大磯	1.8670	14	
17	S55.03.29	301	館	舞戸町	鷺見	3.0380	14	
18	S55.03.29	301	舞戸	舞戸町	北禿、鳴戸	0.4310	9	
19	S55.03.29	301	富根町	富根町、舞戸町	小浜	0.7720	14	
20	S56.03.17	231	姥袋1号	姥袋町	地割、地割出戸、 霜坂、熊ヶ沢	2.0800	13	
21	S56.03.17	231	姥袋2号	姥袋町	霜坂熊ヶ沢	1.6200	12	
	H17.04.08	332	姥袋2号	姥袋町	霜坂熊ヶ沢	0.9600	1	1
22	S56.12.24	1055	田中町	田中町		2.3220	42	1
23	S57.03.18	210	湯舟1号	湯舟町	若山壱沢	0.7000	8	
24	S57.03.18	210	湯舟2号	湯舟町	七尾	0.5800	9	
25	S57.03.18	210	岩谷2号	舞戸町	東阿部野	1.0500	20	1
26	S59.12.27	977	日照田	日照田町	野脇山ノ上、 野脇	0.5540	7	1
27	H12.09.20	592	中村	中村町	下山ノ井	0.4865	6	
28	H13.03.16	176	後口田	館前町	館ノ下、堀合、 後口田	1.3100	3	2
29	H15.12.22	808	湯舟3号	湯舟町	安田、若山	0.6690	5	
30	H20.12.17	801	湯舟5号	湯舟町	若山壱沢、七尾	0.6645	5	
31	H30.09.05		北浮田町	北浮田町	今須、今須前田	1.4769	11	

急傾斜地崩壊危険箇所（自然 I）

箇所番号	危険箇所名	所在地		地形概要		
		大字	字	延長 (m)	傾斜度	斜面高 (m)
1032	北浮田	北浮田町	今須・今須前田	360	55	19
1033	南浮田町区域	南浮田町	米山	1485	33	42
1034	湯舟 1 号区域	湯舟町	若山杵沢	195	43	10
1035	湯舟 2 号区域	湯舟町	七尾	180	35	11
1036	湯舟 3 号	南浮田町	姥袋	145	55	10
1037	東禿 1 号	舞戸町	東禿	65	38	16
1038	舞戸区域	舞戸町	北禿・鳴戸	170	45	7
1039	館区域	舞戸町	鷲見	300	30	29
1040	中村区域	中村町	下山ノ井	180	65	15
1041	中村 2 号	中村町	中山ノ井	120	45	14
1042	細ヶ平	深谷町	細ヶ平	135	42	7
1043	椀ノ沢 1 号	浜横沢町	椀ノ沢	360	40	9
1044	鹿子石 1 号	芦菴町	鹿子石	110	43	30
1045	岩谷区域	舞戸町	上富田・桜山	355	50	36
1046	岩谷 2 号区域	舞戸町	西阿部野	190	65	32
1047	田中町区域	田中町		260	40	27
1048	七ッ石区域	七ッ石町		255	40	24
1049	本町 1 号区域	本町		320	45	21
1050	本町 2 号区域	本町		170	40	27
1051	本町 3 号区域	本町		340	45	37
1052	本町 4 号区域	本町		350	45	31
1053	本町 5 号区域	本町		225	45	32
1054	西松島 1 号	舞戸町	西松島	95	40	31
1055	釣町区域	釣町・本町		510	45	23
1056	新地町区域	新地町		330	40	31
1057	富根町区域	富根町		130	45	26
1058	淀町区域	淀町・赤石町	大和田	480	40	40
1059	大和田区域	赤石町	大和田	360	45	40
1060	赤石砂山町区域	赤石町	砂山	150	47	33
1061	砂山区域	赤石町	砂山	250	47	34
1062	宇名原	赤石町	宇名原	320	60	29
1063	館前区域	館前町	小津軽沢	235	55	31
1064	後口田区域	館前町	後口田	180	45	19
1065	山子	南金沢町	晴間	300	51	34
1066	菅沼 1 号	深谷町	菅沼	350	40	20
1067	菅沼 2 号	深谷町	菅沼	145	45	19
1068	小森	小森町	野田	250	39	165
1069	種里	種里町	有原	70	30	10
1070	上高根山	南金沢町	上高根山	160	34	29
1071	目内崎	南金沢町	平塚	460	30	140
1072	姥袋 1 号区域	姥袋町	霜坂熊ヶ沢	300	45	53
1073	姥袋 2 号区域	姥袋町	霜坂熊ヶ沢	320	45	54
1074	牛島区域	姥袋町	大磯	360	38	26
1190	日照田区域	日照田町	下川原	225	36	21

急傾斜地崩壊危険箇所（自然 II）

箇所番号	危険箇所名	所在地		地形概要		
		大字	字	延長 (m)	傾斜度	斜面高 (m)
831	今須 1 号	北浮田町	今須	120	32	21
832	今須 2 号	北浮田町	今須	100	49	7
833	今須 3 号	北浮田町	今須	160	45	10
834	今須 4 号	北浮田町	今須	130	33	15
835	兼草 1 号	北浮田町	兼草	70	40	10
836	兼草 2 号	北浮田町	兼草	35	60	6
837	浮橋	小屋敷町	浮橋	195	35	75
838	湯舟 4 号	湯舟町	安田	25	33	18
839	湯舟 5 号	湯舟町	若山	70	45	13
840	鳴戸 1 号	舞戸町	鳴戸	35	60	16
841	鳴戸 2 号	舞戸町	鳴戸	70	40	19
842	鳴戸 3 号	舞戸町	鳴戸	55	45	18
843	東禿 2 号	舞戸町	東禿	70	35	7
844	岩谷 3 号	舞戸町	西阿部野	25	65	31
845	東松島	舞戸町	東松島	65	33	13
846	西松島 2 号	舞戸町	西松島	45	50	10
847	東阿部野 1 号	舞戸町	東阿部野	70	36	99
848	東阿部野 2 号	舞戸町	東阿部野	75	56	22
849	東阿部野 3 号	舞戸町	東阿部野	80	43	36
850	下清水崎 1 号	中村町	下清水崎	50	34	18
851	下清水崎 2 号	中村町	下清水崎	60	38	6
852	下清水崎 3 号	中村町	下清水崎	85	30	28
853	下清水崎 4 号	中村町	下清水崎	115	35	30
854	下清水崎 5 号	中村町	下清水崎	50	50	13
855	中村 4 号	中村町	下山ノ井	110	54	6
856	中村 3 号	中村町	下山ノ井	105	40	28
857	上清水崎 1 号	中村町	上清水崎	65	45	7
858	上清水崎 2 号	中村町	上清水崎	170	50	10
859	下柴山	中村町	下柴山	125	32	5
860	金沢	浜横沢町	金沢	50	35	14
861	椈ノ沢 2 号	浜横沢町	椈ノ沢	50	34	15
862	日ノ下 1 号	芦菴町	日ノ下	145	55	10
863	日ノ下 2 号	芦菴町	日ノ下	50	50	20
864	鹿子石 2 号	芦菴町	鹿子石	90	36	20
865	鹿子石 3 号	芦菴町	鹿子石	85	35	19
866	下雲母坂	芦菴町	下雲母坂	85	30	11
867	土倉	松代町	土倉	110	43	16
868	松代	松代町	白沢	60	35	60
869	黒森 1 号	深谷町	黒森	100	35	5
870	黒森 2 号	深谷町	黒森	60	33	20
871	大和田 2 号	赤石町	大和田	40	35	14
872	霜坂滝ノ下	姥袋町	霜坂滝ノ下	90	36	32
873	野脇	日照田町	野脇	65	40	18
874	館前 2 号	館前町	小津軽沢	45	47	95
875	大然 1 号	一ツ森町	大谷	170	36	40
876	大然 2 号	一ツ森町	上大谷	95	40	21
877	大然 3 号	一ツ森町	大然	60	50	80

急傾斜地崩壊危険箇所（自然 III）

箇所番号	危険箇所名	所在地		地形概要		
		大字	字	延長（m）	傾斜度	斜面高（m）
410	今須 5 号	北浮田町	今須		30	10
411	鳴戸 6 号	舞戸町	鳴戸		30	10
412	鳴戸 4 号	舞戸町	鳴戸		30	10
413	鳴戸 5 号	舞戸町	鳴戸		30	10
414	西禿	舞戸町	西禿		30	15
415	後家屋敷	舞戸町	後家屋敷		30	25
416	三ツ沢 2 号	舞戸町	三ツ沢		30	25
417	東阿部野 7 号	舞戸町	東阿部野		30	20
418	東阿部野 6 号	舞戸町	東阿部野		30	25
419	東阿部野 5 号	舞戸町	東阿部野		30	25
420	西松島 3 号	舞戸町	西松島		30	10
421	小夜 1 号	舞戸町	小夜		30	20
422	小夜 2 号	舞戸町	小夜		30	20
423	大和田 4 号	赤石町	大和田		42	45
424	大和田 3 号	赤石町	大和田		30	25
425	山岸 2 号	赤石町	山岸		30	60
426	山岸 1 号	赤石町	山岸		31	60

急傾斜地崩壊危険箇所（人工 II）

箇所番号	危険箇所名	所在地		地形概要		
		大字	字	延長（m）	傾斜度	斜面高（m）
169	東阿部野 4 号	舞戸町	東阿部野	130	60	39
170	三ツ沢 1 号	舞戸町	三ツ沢	45	55	27
171	大柳	種里町	大柳	30	55	7

土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年、法律第57号）による指定
（令和2年3月31日現在 県土整備部河川砂防課）

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地		自然現象の種類	区域内の人家		
					字	警戒区域		うち特別警戒区域		
								戸数	有無	戸数
1	321-I-009	H17年3月23日	第208号	南中村沢	中村町字中山ノ井	土石流	9	無	—	
2	321-I-010	H17年3月23日	第207号	北中村沢	中村町字中山ノ井	土石流	29	有	0	
3	321-I-011	H17年3月23日	第207号	中村沢	中村町字下山ノ井	土石流	12	有	0	
4	I-1041	H17年3月23日	第207号	中村2号	中村町字中山ノ井	急傾斜地の崩壊	8	有	6	
5	II-0855	H17年3月23日	第207号	中村4号	中村町字下山ノ井	急傾斜地の崩壊	3	有	2	
6	II-0856	H17年3月23日	第207号	中村3号	中村町字中山ノ井	急傾斜地の崩壊	0	有	0	
7	231-I-001	H17年8月15日	第667号	中下沢	中村町字下清水崎	土石流	10	有	0	
8	321-I-002	H17年8月15日	第668号	西除木沢	芦薈町字日ノ下	土石流	0	無	—	
9	321-I-003	H17年8月15日	第667号	北白沢川	芦薈町字下雲母坂	土石流	13	有	0	
10	321-I-005	H17年8月15日	第667号	北滝淵沢	芦薈町字響滝	土石流	7	有	0	
11	321-I-006	H17年8月15日	第667号	下小畑沢	浜横沢町字深沢	土石流	9	有	1	
12	321-I-007	H17年8月15日	第667号	中小畑沢	浜横沢町字深沢	土石流	11	有	2	
13	321-I-008	H17年8月15日	第667号	上小畑沢	浜横沢町字椀ノ沢	土石流	12	有	0	
14	321-I-015	H17年8月15日	第668号	後口田沢	館前町字後口田	土石流	11	無	—	
15	321-I-016	H17年8月15日	第667号	三ヶ沢	深谷町字菅沼	土石流	11	有	0	
16	321-I-017	H17年8月15日	第667号	八兵沢	一ッ森町字然ヶ岳	土石流	0	有	0	
17	321-I-018	H17年8月15日	第667号	カラカ山沢	一ッ森町字湯湧淵	土石流	1	有	0	
18	321-I-020	H17年8月15日	第667号	上一ッ森沢	一ッ森町字大谷	土石流	8	有	0	
19	321-I-023	H17年8月15日	第667号	南金沢町沢	南金沢町上高根山	土石流	28	有	0	
20	321-II-001	H17年8月15日	第667号	船越沢	浜横沢町字船越	土石流	8	有	0	
21	321-II-002	H17年8月15日	第667号	尾上崎沢	芦薈町字尾上崎	土石流	1	有	0	
22	321-II-003	H17年8月15日	第667号	北一本杉沢	芦薈町字鹿子石	土石流	3	有	1	
23	321-II-004	H17年8月15日	第667号	ユズリ沢	浜横沢町字金沢	土石流	7	有	0	
24	321-II-006	H17年8月15日	第668号	菅沼沢	深谷町字菅沼	土石流	4	無	—	
25	321-II-007	H17年8月15日	第668号	清水沢	深谷町字菅沼	土石流	11	無	—	
26	321-II-008	H17年8月15日	第667号	小森町沢	小森町字高根山	土石流	7	有	0	
27	I-1032	H17年8月15日	第667号	北浮田	北浮田町字今須	急傾斜地の崩壊	14	有	8	
28	I-1034	H17年8月15日	第667号	湯舟1号	湯舟町字若山杳沢	急傾斜地の崩壊	4	有	3	
29	I-1035	H17年8月15日	第667号	湯舟2号	湯舟町字七尾	急傾斜地の崩壊	7	有	2	
30	I-1036	H17年8月15日	第667号	湯舟3号	湯舟町字姥袋	急傾斜地の崩壊	9	有	3	
31	I-1042	H17年8月15日	第667号	細ヶ平	深谷町字細ヶ平	急傾斜地の崩壊	0	有	0	
32	I-1043	H17年8月15日	第667号	椀ノ沢1号	浜横沢町字椀ノ沢	急傾斜地の崩壊	9	有	4	
33	I-1044	H17年8月15日	第667号	鹿子石1号	芦薈町字鹿子石	急傾斜地の崩壊	0	有	0	
34	I-1064	H17年8月15日	第667号	後口田	館前町字後口田	急傾斜地の崩壊	3	有	0	
35	I-1065	H17年8月15日	第667号	山子	南金沢町字晴間	急傾斜地の崩壊	8	有	3	
36	I-1067	H17年8月15日	第667号	菅沼2号	深谷町字菅沼	急傾斜地の崩壊	5	有	2	
37	I-1069	H17年8月15日	第667号	種里	種里町字有原	急傾斜地の崩壊	1	有	0	
38	I-1070	H17年8月15日	第667号	上高根山	南金沢町字上高根山	急傾斜地の崩壊	2	有	0	
39	I-1071	H17年8月15日	第667号	目内崎	南金沢町字平塚	急傾斜地の崩壊	9	有	5	
40	II-0831	H17年8月15日	第667号	今須1号	北浮田町字今須	急傾斜地の崩壊	4	有	1	
41	II-0832	H17年8月15日	第667号	今須2号	北浮田町字今須	急傾斜地の崩壊	2	有	2	
42	II-0833	H17年8月15日	第667号	今須3号	北浮田町字今須	急傾斜地の崩壊	4	有	3	

43	Ⅱ-0834	H17年8月15日	第667号	今須4号	北浮田町字今須	急傾斜地の崩壊	2	有	2
44	Ⅱ-0835	H17年8月15日	第667号	兼草1号	北浮田町字兼草	急傾斜地の崩壊	0	有	0
45	Ⅱ-0836	H17年8月15日	第667号	兼草2号	北浮田町字兼草	急傾斜地の崩壊	2	有	2
46	Ⅱ-0837	H17年8月15日	第667号	浮橋	小屋敷町字浮橋	急傾斜地の崩壊	3	有	0
47	Ⅱ-0838	H17年8月15日	第667号	湯舟4号	湯舟町字安田	急傾斜地の崩壊	2	有	1
48	Ⅱ-0851	H17年8月15日	第667号	下清水崎2号	中村町字下清水崎	急傾斜地の崩壊	1	有	1
49	Ⅱ-0852	H17年8月15日	第667号	下清水崎3号	中村町字下清水崎	急傾斜地の崩壊	1	有	0
50	Ⅱ-0853	H17年8月15日	第667号	下清水崎4号	中村町字下清水崎	急傾斜地の崩壊	5	有	2
51	Ⅱ-0854	H17年8月15日	第667号	下清水崎5号	中村町字下清水崎	急傾斜地の崩壊	2	有	1
52	Ⅱ-0857	H17年8月15日	第667号	上清水崎1号	中村町字上清水崎	急傾斜地の崩壊	1	有	1
53	Ⅱ-0858	H17年8月15日	第667号	上清水崎2号	中村町字上清水崎	急傾斜地の崩壊	3	有	0
54	Ⅱ-0859	H17年8月15日	第667号	下栄山	中村町字下栄山	急傾斜地の崩壊	3	有	0
55	Ⅱ-0860	H17年8月15日	第667号	金沢	浜横沢町字金沢	急傾斜地の崩壊	1	有	0
56	Ⅱ-0861	H17年8月15日	第667号	椀ノ沢2号	浜横沢町字椀ノ沢	急傾斜地の崩壊	1	有	0
57	Ⅱ-0862	H17年8月15日	第667号	日ノ下1号	芦薈町字日ノ下	急傾斜地の崩壊	2	有	1
58	Ⅱ-0863	H17年8月15日	第667号	日ノ下2号	芦薈町字日ノ下	急傾斜地の崩壊	1	有	1
59	Ⅱ-0864	H17年8月15日	第667号	鹿子石2号	芦薈町字鹿子石	急傾斜地の崩壊	7	有	1
60	Ⅱ-0865	H17年8月15日	第667号	鹿子石3号	芦薈町字鹿子石	急傾斜地の崩壊	2	有	0
61	Ⅱ-0866	H17年8月15日	第667号	下雲母坂	芦薈町字下雲母坂	急傾斜地の崩壊	3	有	1
62	Ⅱ-0867	H17年8月15日	第667号	土倉	松代町字土倉	急傾斜地の崩壊	4	有	1
63	Ⅱ-0869	H17年8月15日	第667号	黒森1号	深谷町字黒森	急傾斜地の崩壊	1	有	1
64	Ⅱ-0870	H17年8月15日	第667号	黒森2号	深谷町字黒森	急傾斜地の崩壊	0	有	0
65	Ⅱ-0874	H17年8月15日	第667号	館前2号	館前町字小津軽沢	急傾斜地の崩壊	1	有	0
66	Ⅱ-0875	H17年8月15日	第667号	大然1号	一ッ森町字大谷	急傾斜地の崩壊	4	有	1
67	Ⅱ-0876	H17年8月15日	第667号	大然2号	一ッ森町字大谷	急傾斜地の崩壊	2	有	0
68	Ⅱ-0877	H17年8月15日	第667号	大然3号	一ッ森町字大然	急傾斜地の崩壊	0	有	0
69	Ⅲ-0410	H17年8月15日	第667号	今須5号	北浮田町字今須	急傾斜地の崩壊	0	有	0
70	人Ⅱ-0171	H17年8月15日	第667号	大柳	種里町字大柳	急傾斜地の崩壊	1	有	1
71	321-I-012	H17年10月14日	第787号	寺の沢	七ッ石町	土石流	0	有	0
72	321-I-013	H17年10月14日	第787号	豊受美沢	淀町	土石流	11	有	0
73	321-I-014	H17年10月14日	第787号	赤石沢	赤石町字上ノ山	土石流	16	有	0
74	321-I-024	H17年10月14日	第788号	霜坂熊ヶ沢	姥袋町字霜坂熊ヶ沢	土石流	6	無	-
75	321-II-005	H17年10月14日	第787号	三ッ沢	舞戸町字三ッ沢	土石流	14	有	0
76	321-III-001	H17年10月14日	第787号	田浦川	舞戸町字三ッ沢	土石流	0	有	0
77	321-III-002	H17年10月14日	第787号	馬久前沢川1	舞戸町字東阿部野	土石流	0	有	0
78	321-III-003	H17年10月14日	第787号	馬久前沢川2	舞戸町字東阿部野	土石流	0	有	0
79	321-III-004	H17年10月14日	第787号	馬久前沢川3	舞戸町字東阿部野	土石流	0	有	0
80	321-III-005	H17年10月14日	第787号	馬久前沢川4	舞戸町字東阿部野	土石流	0	有	0
81	321-III-006	H17年10月14日	第787号	馬久前沢川5	舞戸町字東阿部野	土石流	0	有	0
82	I-1037	H17年10月14日	第787号	東禿1号	舞戸町字東禿	急傾斜地の崩壊	29	有	5
83	I-1038	H17年10月14日	第788号	舞戸	舞戸町字北禿	急傾斜地の崩壊	7	無	-
84	I-1045	H17年10月14日	第787号	岩谷	舞戸町字上富田	急傾斜地の崩壊	38	有	0
85	I-1047	H17年10月14日	第787号	田中町	舞戸町字田中町	急傾斜地の崩壊	10	有	1
86	I-1048	H17年10月14日	第787号	七ッ石	舞戸町字七ッ石町	急傾斜地の崩壊	33	有	15
87	I-1052	H17年10月14日	第787号	本町4号	米町	急傾斜地の崩壊	30	有	1
88	I-1053	H17年10月14日	第787号	本町5号	七ッ石町	急傾斜地の崩壊	32	有	0
89	I-1054	H17年10月14日	第787号	西松島1号	舞戸町字西松島	急傾斜地の崩壊	12	有	4
90	I-1055	H17年10月14日	第787号	釣町	釣町	急傾斜地の崩壊	52	有	2
91	I-1056	H17年10月14日	第787号	新地町	新地町	急傾斜地の崩壊	48	有	2

92	I-1057	H17年10月14日	第788号	富根町	富根町	急傾斜地の崩壊	16	無	—
93	I-1058	H17年10月14日	第788号	淀町	淀町	急傾斜地の崩壊	63	無	—
94	I-1059	H17年10月14日	第787号	大和田	赤石町字大和田	急傾斜地の崩壊	21	有	5
95	I-1060	H17年10月14日	第788号	赤石	赤石町字砂山	急傾斜地の崩壊	10	無	—
96	I-1062	H17年10月14日	第787号	字名原	赤石町字字名原	急傾斜地の崩壊	10	有	1
97	I-1072	H17年10月14日	第787号	姥袋1号	姥袋町字霜坂ヶ沢	急傾斜地の崩壊	8	有	6
98	I-1190	H17年10月14日	第787号	日照田	日照田町字下川原	急傾斜地の崩壊	2	有	1
99	II-0840	H17年10月14日	第787号	鳴戸1号	舞戸町字鳴戸	急傾斜地の崩壊	3	有	1
100	II-0841	H17年10月14日	第787号	鳴戸2号	舞戸町字鳴戸	急傾斜地の崩壊	3	有	0
101	II-0842	H17年10月14日	第787号	鳴戸3号	舞戸町字鳴戸	急傾斜地の崩壊	11	有	10
102	II-0843	H17年10月14日	第787号	東禿2号	舞戸町字東禿	急傾斜地の崩壊	5	有	3
103	II-0844	H17年10月14日	第787号	岩谷3号	舞戸町字西阿部野	急傾斜地の崩壊	2	有	1
104	II-0845	H17年10月14日	第787号	東松島	舞戸町字東松島	急傾斜地の崩壊	10	有	5
105	II-0846	H17年10月14日	第787号	西松島2号	舞戸町字西松島	急傾斜地の崩壊	4	有	1
106	II-0847	H17年10月14日	第787号	東阿部野1号	舞戸町字東阿部野	急傾斜地の崩壊	7	有	2
107	II-0848	H17年10月14日	第787号	東阿部野2号	舞戸町字東阿部野	急傾斜地の崩壊	5	有	2
108	II-0849	H17年10月14日	第787号	東阿部野3号	舞戸町字東阿部野	急傾斜地の崩壊	2	有	0
109	II-0871	H17年10月14日	第787号	大和田2号	赤石町字大和田	急傾斜地の崩壊	2	有	0
110	II-0872	H17年10月14日	第787号	霜坂滝ノ下	姥袋町字霜坂滝ノ下	急傾斜地の崩壊	2	有	2
111	II-0873	H17年10月14日	第787号	野脇	日照田町字野脇	急傾斜地の崩壊	2	有	1
112	III-0411	H17年10月14日	第787号	鳴戸6号	舞戸町字鳴戸	急傾斜地の崩壊	3	有	0
113	III-0412	H17年10月14日	第787号	鳴戸4号	舞戸町字鳴戸	急傾斜地の崩壊	0	有	0
114	III-0413	H17年10月14日	第787号	鳴戸5号	舞戸町字鳴戸	急傾斜地の崩壊	0	有	0
115	III-0414	H17年10月14日	第787号	西禿	舞戸町字西禿	急傾斜地の崩壊	7	有	0
116	III-0415	H17年10月14日	第787号	後家屋敷	舞戸町字後家屋敷	急傾斜地の崩壊	9	有	0
117	III-0416	H17年10月14日	第787号	三ツ沢2号	舞戸町字三ツ沢	急傾斜地の崩壊	0	有	0
118	III-0417	H17年10月14日	第787号	東阿部野7号	舞戸町字東阿部野	急傾斜地の崩壊	0	有	0
119	III-0418	H17年10月14日	第787号	東阿部野6号	舞戸町字東阿部野	急傾斜地の崩壊	0	有	0
120	III-0419	H17年10月14日	第787号	東阿部野5号	舞戸町字東阿部野	急傾斜地の崩壊	0	有	0
121	III-0420	H17年10月14日	第787号	西松島3号	舞戸町字西松島	急傾斜地の崩壊	0	有	0
122	III-0421	H17年10月14日	第787号	小夜1号	舞戸町字小夜	急傾斜地の崩壊	0	有	0
123	III-0422	H17年10月14日	第787号	小夜2号	舞戸町字小夜	急傾斜地の崩壊	0	有	0
124	III-0423	H17年10月14日	第787号	大和田4号	赤石町字大和田	急傾斜地の崩壊	0	有	0
125	III-0424	H17年10月14日	第787号	大和田3号	赤石町字大和田	急傾斜地の崩壊	0	有	0
126	III-0425	H17年10月14日	第787号	山岸2号	赤石町字山岸	急傾斜地の崩壊	0	有	0
127	III-0426	H17年10月14日	第787号	山岸1号	赤石町字山岸	急傾斜地の崩壊	0	有	0
128	人II-0169	H17年10月14日	第787号	東阿部野4号	舞戸町字東阿部野	急傾斜地の崩壊	3	有	0
129	人II-0170	H17年10月14日	第787号	三ツ沢1号	舞戸町字三ツ沢	急傾斜地の崩壊	0	有	1
130	砂-52	H23年3月22日	第262号	小森	小森町字野田	地滑り	16	無	—
131	砂-53	H23年3月22日	第262号	大然	一ッ森町字上大谷	地滑り	0	無	—
132	砂-54	H23年3月22日	第262号	大然2号	一ッ森町字湯湧淵	地滑り	0	無	—
133	砂-55	H23年3月22日	第262号	大然3号	一ッ森町字大谷	地滑り	3	無	—
134	農-27	H23年3月22日	第262号	南浮田	南浮田町字東田大堤ノ沢	地滑り	0	無	—
135	農-28	H23年3月22日	第262号	種里	種里町字有原	地滑り	56	無	—
136	農-30	H23年3月22日	第262号	白沢	芦菟町字下雲母坂	地滑り	28	無	—
137	農-31	H23年3月22日	第262号	一本杉	芦菟町字鹿子石	地滑り	12	無	—
138	農-32	H23年3月22日	第262号	細ヶ平	深谷町字細ヶ平野山	地滑り	17	無	—
139	林321-G0002	H23年3月22日	第262号	南金沢	南金沢町字高根山	地滑り	62	無	—
140	林321-G0003	H23年3月22日	第262号	一ッ森町	一ッ森町字上禿	地滑り	32	無	—

141	321-I-004	H26年3月14日	第188号	南一本杉	芦菟町字鹿子石	土石流	1	無	—
142	321-I-019	H26年3月14日	第188号	脇の沢	一ッ森町字上禿	土石流	2	無	—
143	321-I-021	H26年3月14日	第187号	下鬼袋沢	鬼袋町字大柳	土石流	9	有	0
144	321-I-022	H26年3月14日	第187号	上鬼袋沢	鬼袋町字大柳	土石流	4	有	0
145	I-1039	H26年3月14日	第187号	館	舞戸町字鷺見	急傾斜地の崩壊	17	有	3
146	I-1046	H26年3月14日	第187号	岩谷2号	舞戸町字西阿部野	急傾斜地の崩壊	32	有	2
147	I-1049	H26年3月14日	第188号	本町1号	舞戸町字小夜	急傾斜地の崩壊	27	無	—
148	I-1051	H26年3月14日	第187号	本町3号	本町	急傾斜地の崩壊	4	有	1
149	I-1061	H26年3月14日	第187号	砂山	赤石町字砂山	急傾斜地の崩壊	18	有	2
150	I-1063	H26年3月14日	第187号	館前	館前町字小津軽沢	急傾斜地の崩壊	11	有	5
151	I-1066	H26年3月14日	第187号	菅沼1号	深谷町字菅沼	急傾斜地の崩壊	9	有	7
152	I-1068	H26年3月14日	第187号	小森	小森町字野田	急傾斜地の崩壊	11	有	4
153	I-1073	H26年3月14日	第187号	姥袋2号	姥袋町字霜坂熊ヶ沢	急傾斜地の崩壊	9	有	4
154	I-1074	H26年3月14日	第187号	牛島	姥袋町字大磯	急傾斜地の崩壊	11	有	1
155	I-17004	H26年3月14日	第187号	菅沼3号	深谷町字菅沼	急傾斜地の崩壊	0	有	0
156	II-0839	H26年3月14日	第187号	湯舟5号	湯舟町字若山杳沢	急傾斜地の崩壊	3	有	0
157	II-0868	H26年3月14日	第187号	松代	松代町字白沢	急傾斜地の崩壊	0	有	0
158	II-17012	H26年3月14日	第187号	船越	浜横沢町字船越	急傾斜地の崩壊	0	有	0
159	I-1040	R2年3月11日	第172号	中村	中村町字下山ノ井	急傾斜地の崩壊	4	1	0
160	II-0850	R2年3月11日	第172号	下清水崎1号	中村町字下清水崎	急傾斜地の崩壊	1	1	1
161	I-1050	R2年3月11日	第172号	本町2号	本町	急傾斜地の崩壊	30	1	10
162	I-1033	R2年3月11日	第172号	南浮田	南浮田町字米山	急傾斜地の崩壊	66	1	14

溪流番号	溪流名			所在地	
	水系名	河川名	溪流名	大字	小字
321-I-001	中村川	中村川	中下沢	中村町	下清水崎
321-I-002	中村川	中村川	西除木沢	芦菴町	日ノ下
321-I-003	中村川	中村川	北白沢川	芦菴町	下雲母坂
321-I-004	中村川	中村川	南一本杉沢	芦菴町	鹿子石
321-I-005	中村川	中村川	北滝渕沢	芦菴町	響滝
321-I-006	中村川	中村川	下小畑沢	浜横沢町	深沢
321-I-007	中村川	中村川	中小畑沢	浜横沢町	深沢
321-I-008	中村川	中村川	上小畑沢	浜横沢町	椈ノ沢
321-I-009	中村川	中村川	南中村沢	中村町	中山ノ井
321-I-010	中村川	中村川	北中村沢	中村町	中山ノ井
321-I-011	中村川	中村川	中村沢	中村町	下山ノ井
321-I-012	その他	寺の沢	寺の沢	七ッ石町	
321-I-013	その他	豊受美沢	豊受美沢	淀町	
321-I-014	その他	赤石沢	赤石沢	赤石町	上ノ山
321-I-015	赤石川	赤石川	後口田沢	館前町	後口田
321-I-016	赤石川	赤石川	三ヶ沢	深谷町	菅沼
321-I-017	赤石川	赤石川	八兵沢	一ッ森町	然ヶ岳
321-I-018	赤石川	赤石川	カラカ山沢	一ッ森町	カラカ山
321-I-019	赤石川	赤石川	脇の沢	一ッ森町	上禿
321-I-020	赤石川	赤石川	上一ッ森沢	一ッ森町	上禿
321-I-021	赤石川	赤石川	下鬼袋沢	鬼袋町	大柳
321-I-022	赤石川	赤石川	上鬼袋沢	鬼袋町	大柳
321-I-023	赤石川	赤石川	南金沢町沢	南金沢町	上高根山
321-I-024	赤石川	赤石川	霜坂熊ヶ沢	姥袋町	霜坂熊ヶ沢

土石流危険溪流 II

溪流番号	溪流名			所在地	
	水系名	河川名	溪流名	大字	小字
321-II-001	中村川	中村川	船越沢	浜横沢町	船越
321-II-002	中村川	中村川	尾上崎沢	芦菴町	尾上崎
321-II-003	中村川	中村川	北一本杉沢	芦菴町	鹿子石
321-II-004	中村川	中村川	ユズリ沢	舞戸町	東阿部野
321-II-005	その他	三ツ沢	三ツ沢	舞戸町	三ツ沢
321-II-006	赤石川	沼ノ沢川	菅沼沢	深谷町	菅沼
321-II-007	赤石川	沼ノ沢川	清水沢	深谷町	菅沼
321-II-008	赤石川	赤石川	小森町沢	小森町	高根山

土石流危険溪流 III

溪流番号	溪流名			所在地	
	水系名	河川名	溪流名	大字	小字
321-III-1	中村川	田浦川	田浦川	舞戸町	
321-III-2	中村川	馬久前沢川	馬久前沢川 1	舞戸町	
321-III-3	中村川	馬久前沢川	馬久前沢川 2	舞戸町	
321-III-4	中村川	馬久前沢川	馬久前沢川 3	舞戸町	
321-III-5	中村川	馬久前沢川	馬久前沢川 4	舞戸町	
321-III-6	中村川	馬久前沢川	馬久前沢川 5	舞戸町	

砂 防 指 定 地

(令和2年3月31日現在 西北地域県民局地域整備部)

整理 番号	告示 番号	級	告示 年月日	水系名	幹川名	溪流名	所 在 地	保全対象		
								延長 (m)	幅 (m)	面積 (ha)
1	432号	2	S08.12.11	赤石川	赤石川	築出沢	一ッ森町字築出沢	700	100	7.000
2	432号	2	S08.12.11	赤石川	赤石川	鮎石沢	一ッ森町字鮎石沢	600	80	4.800
3	491号	2	S09.10.12	赤石川	赤石川	赤石川	一ッ森町字東赤石山	1,000	200	20.000
12	1410号	2	S28.11.10	赤石川	赤石川	佐内沢	一ッ森町字西赤石山	3,450	10	3.500
13	1410号	2	S28.11.10	赤石川	赤石川	佐内沢	一ッ森町字西赤石山	3,450	100	34.500
16	722号	2	S31.04.16	赤石川	赤石川	赤石川	大然字東赤石山	3,350	80	26.800
27	2690号	2	S39.09.17	赤石川	赤石川	恩愛沢	小森町字恩愛沢山、笠置山	915	40	3.660
29	1158号	2	S42.03.31	赤石川	赤石川	赤石川	一ッ森町字西赤石山	1,500	80	12.000
35	1353号	2	S47.08.04	赤石川	赤石川	脇の沢	一ッ森町字大谷、上禿	836	60	5.016
36	1353号	2	S47.08.04	中村川	中村川	堀切沢	芦菴町字上菖蒲沢	1,000	60	6.000
37	1353号	2	S47.08.04	赤石川	赤石川	内二階沢	一ッ森町字西赤石山国有林	110	30	0.330
44	221号	2	S48.02.01	中村川	中村川	中村川	芦菴町字一本杉、上雲母坂	0	0	0.000
45	1830号	2	S48.09.01	中村川	中村川	芦の沢	芦菴町字笠置山国有林	300	0	1.115
48	49号	2	S49.01.18	赤石川	赤石川	恩愛沢	小森町字恩愛沢	360	30	0.800
49	49号	2	S49.01.18	赤石川	赤石川	外二階沢	一ッ森町字西赤石川国有林	480	30	1.440
50	49号	2	S49.01.18	赤石川	赤石川	赤石川	一ッ森町字西・東赤石山国有林	500	0	3.200
51	111号	2	S51.02.09	赤石川	赤石川	脇の沢	一ッ森町字大谷、上禿	250	10	0.250
54	111号	2	S51.02.09	沼の沢	沼の沢	滝の沢	深谷町字滝の沢・天倉山国有林	1,200	0	3.110
61	77号	2	S55.01.29	中村川	中村川	中村川	芦菴町字下・上雲母坂、玉坂	2,379	0	35.100
64	928号	2	S56.04.22	赤石川	赤石川	赤石川	一ッ森町字東・西赤石山国有林	3,400	0	20.649
67	1329号	2	S59.09.17	中村川	中村川	白沢	芦菴町字上雲母坂、 西岩木山国有林	440	0	2.801
69	1577号	2	S61.09.29	赤石川	赤石川	恩愛沢	小森町字恩愛沢	350	0	0.860
76	1691号	他	H01.10.06	その他	苗代沢	苗代沢	松代町字白沢、白沢国有林	400	0	1.670
78	42号	2	H03.01.11	中村川	中村川	横沢川	浜横沢町字野宮、金沢	768	0	7.640
81	143号	2	H04.01.31	赤石川	赤石川	赤石川	一ッ森町字西赤石山国有林	800	0	2.770
85	216号	2	H07.02.13	鳴沢川	鳴沢川	鳴沢川	建石町字大平、成沢	1,033	0	6.640
90	546号	2	H08.03.12	赤石川	滝ノ沢	滝ノ沢	一ッ森町字西赤石山国有林	72	0	0.160
91	1467号	2	H10.07.16	中村川	中村川	横沢川	中村町字忘坂 浜横沢町字野宮、金沢、山本	704	0	1.530
94	357号	2	H14.05.8	赤石川	赤石川	清水沢	館前町字後口田	370	0	18.610
95	14号	他	H15.01.10	その他	七ッ石沢	七ッ石沢	舞戸町字西阿部野、西松島	430	0	1.730
101	877号	2	H18.07.26	中村川	中村川	南一本杉沢	芦菴町字鹿子石	164	0	0.419
102	877号	2	H18.07.26	赤石川	赤石川	脇ノ沢	一ッ森町字大谷・大谷脇ノ沢イ	573	0	0.114
106	61号	2	H20.01.24	赤石川	赤石川	屏風立沢	一ッ森町字西赤石山国有林	89.3	0	0.254
109	912号	2	H20.07.29	赤石川	赤石川	脇ノ沢	一ッ森町字大谷脇ノ沢、上禿	258	0	0.962

112	448号	2	H22.04.26	赤石川	赤石川	第三鮎石沢	一ッ森町字西赤石山国有林	112	0	0.439
113	140号	2	H24.02.06	中村川	中村川	南中村沢	中村町字上山ノ井	245.3	0	1.005
117	453号	2	H25.04.19	赤石川	赤石川	築出沢	一ッ森町字西赤石山国有林	78.8	0	0.260
118	453号	2	H25.04.19	赤石川	赤石川	内二階沢	一ッ森町字西赤石山国有林	106.1	0	0.228
119	1142号	2	H25.11.26	中村川	中村川	中村沢	中村町字上山ノ井、下山ノ井	293.7	0	1.132
120	668号	2	H26.06.09	中村川	中村川	北中村沢 南中村沢	中村町字上山ノ井、下山ノ井	405.7	0	1.806
122	546号	2	H28.03.31	赤石川	沼ノ沢川	三ヶ沢	深谷町字若山	201.0	0	0.674

地すべり防止区域指定箇所

(令和4年10月1日現在 県農林水産部林政課)

地すべり 地域名	位置	面積 (ha)	土 地			家屋		公共施設			指定年月日
			田畑 (ha)	山林 (ha)	その 他 (ha)	住宅 (戸)	そ の 他	道路 (m)	橋 梁	その 他	
八景森	芦菴町字響滝	15.79		15.79		30		県道 600 町道 800			S47年10月31日 告示2025号
南金沢	南金沢町字 上高根山	124.47	6.25	100.63	17.59	92		県道 1000 町道 1000			S49年8月31日 告示828号 H6年11月4日 告示1502号
下菖蒲沢	芦菴町字 下菖蒲沢ほか	13.41	6.14	6.08	1.19			町道 361			H20年5月7日 告示683号

地すべり危険地区

(令和4年10月1日現在 県農林水産部林政課)

危険地区番号	位 置	地 区 名	直接保全対象施設			備考
			人家 戸数	公共施設		
				種類	数量	
321-G001	芦菴町字響滝	八景森	30	県道 町道	600m 800m	指定地
321-G002	南金沢町字上高根山	南金沢	92	県道 町道	1,000m 1,000m	指定地
321-G003	一ツ森町字上禿	一ツ森町	52	県道	1100m	

地すべり危険箇所

(県土整備部)

番号	区域名	位 置	面積 (ha)	河川名
1	小森	小森町	7.9	赤石川
2	大然	一ツ森町	65.0	赤石川
3	大然2号	〃	60.0	赤石川
4	大然3号	〃	12.0	赤石川

河川表

幹川名	河川名	上流端	下流端	指定 区間 延長 (m)	管理者
中村川	中村川	左岸 弘前市大字常盤野字上中村山国有林7林班イ小班地先 右岸 同市大字同字国有林20林班へ小班地先	海に至る場所	29,895.4	青森県
中村川	徳明川	左岸 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎166番2地先 右岸 同町同大字121番地7地先	中村川への合流点	2,200	青森県
中村川	堀切川	鱒ヶ沢町大字芦ヶ町字蓮平 (餅ノ平沢の合流点)	同上	1,000	青森県
中村川	逆川沢	鱒ヶ沢町大字芦ヶ町字笠置山国有林68林班た1小班地先	同上	850	青森県
中村川	前ノ川沢	左岸 鱒ヶ沢町大字芦ヶ町字笠置山国有林68林班ぬ1小班地先 右岸 同町同大字同字国有林69林班り1小班地先	同上	2,500	青森県
前ノ川沢	滝ノ沢	左岸 鱒ヶ沢町大字芦ヶ町字笠置山国有林67林班ぬ1小班地先 右岸 同町同大字同字国有林67林班ち4小班地先	前ノ川沢への合流点	550	青森県
中村川	中川沢	左岸 鱒ヶ沢町大字芦ヶ町字笠置山国有林1林班は1小班地先 右岸 同町同大字同字国有林4林班い4小班地先	中村川への合流点	2,760	青森県
赤石川	赤石川	鱒ヶ沢町大字赤石町 (滝川の合流点)	海に至る場所	34,745.4	青森県
赤石川	沼ノ沢川	鱒ヶ沢町大字深谷町 (滝沢の合流点)	赤石川への合流点	3,300	青森県
赤石川	恩愛沢川	鱒ヶ沢町大字小森町 (小又沢の合流点)	赤石川への合流点	2,700	青森県
鳴沢川	鳴沢川	鱒ヶ沢町大字建石町字大平 (鍋川への合流点)	海に至る場所	12,400	青森県
中村川	馬久前沢川	鱒ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野35番の1番地先	中村川への合流点	880	鱒ヶ沢町
田浦川	田浦川	左岸 鱒ヶ沢町大字舞戸町字西禿1番地先 右岸 同町同大字同字2番の3地先	海に至る場所	1,110	鱒ヶ沢町

道路危険箇所

(令和2年4月現在 県土整備部道路課)

1 国道

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長(m)	所在地	評価ランク
落石・崩壊	国道101号	無	未	123	赤石町字大和田	要対策
地吹雪	国道101号	無	未	178	舞戸町字小浜	要対策
落石・崩壊	国道101号	無	未	111	舞戸町字鳴戸	カルテ監視
盛土	国道101号	無	未	109	舞戸町字鳴戸	カルテ監視
擁壁	国道101号	無	未	12	北浮田町字今須	カルテ監視

2 地方道

点検対象項目	道路種別	路線名	迂回路	事前規制	延長(m)	所在地	評価ランク
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	169	白沢国有林73林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	75	松代町字白沢	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	70	白沢国有林71林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	38	芦荻町字響滝	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	100	芦荻町字響滝	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	20	芦荻町字響滝	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	29	芦荻町字響滝	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	92	横沢町字深沢	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	28	横沢町字椈ノ沢	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	45	横沢町字椈ノ沢	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	50	中村町字山本	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	78	中村町字山本	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	40	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	64	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	182	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	84	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	71	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	100	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	146	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	63	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	148	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	121	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	66	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	107	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	102	西赤石山国有林41林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	88	西赤石山国有林41林班	要対策

落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	109	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	50	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	80	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	52	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	117	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	22	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	133	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	32	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	149	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	130	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	35	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	50	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	68	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	26	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	136	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	124	東赤石山国有林 59 林班	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	97	芦菴町字上雲母坂	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	125	芦菴町字上雲母坂	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	80	芦菴町字下雲母坂	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	145	芦菴町字下雲母坂	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	158	芦菴町字下雲母坂	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	37	芦菴町字上雲母坂	要対策
落石・崩壊	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	20	芦菴町字上雲母坂	要対策
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	73	松代国有林 65 林班	要対策
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	602	松代国有林 65 林班	要対策
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	132	松代国有林 65 林班	要対策
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	124	松代国有林 65 林班	要対策
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	88	深谷町字黒森	要対策
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	96	日照田町字吉川	要対策
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	160	日照田町字吉川	要対策
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	48	赤石町字山岸	要対策
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	177	赤石町字山岸	要対策
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	111	赤石町字山岸	要対策
岩盤崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	58	西赤石山国有林 58 林班	要対策
岩盤崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	126	西赤石山国有林 58 林班	要対策
地すべり	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	115	東赤石山国有林 59 林班	要対策
雪崩	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	95	深谷町	要対策
土石流	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	3	東赤石山国有林 58 林班	要対策
土石流	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	4	東赤石山国有林 58 林班	要対策

土石流	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	2	東赤石山国有林 58 林班	要対策
土石流	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	1	東赤石山国有林 59 林班	要対策
土石流	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	2	東赤石山国有林 59 林班	要対策
盛土	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	23	白沢国有林 72 林班	要対策
盛土	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	43	白沢国有林 73 林班	要対策
盛土	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	63	東赤石山国有林 58 林班	要対策
盛土	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	25	東赤石山国有林 57 林班	要対策
盛土	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	62	芦菴町字上雲母坂	要対策
盛土	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	24	深谷町字矢倉山	要対策
擁壁	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	64	芦菴町字響滝	要対策
擁壁	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	36	浜横沢町字金沢	要対策
擁壁	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	71	中村町字山本	要対策
擁壁	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	20	東赤石山国有林 58 林班	要対策
擁壁	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	64	芦菴町字下雲母坂	要対策
擁壁	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	50	長平町	要対策
擁壁	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	110	長平町	要対策
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	20	日照田町字吉川	要対策
地吹雪	主要地方道	弘前鱒ヶ沢線	有	未	574	北浮田町字外馬屋他	要対策
地吹雪	主要地方道	弘前鱒ヶ沢線	有	未	238	南浮田町字早田	要対策
地吹雪	主要地方道	弘前鱒ヶ沢線	有	未	1413	建石町字島田	要対策
地吹雪	一般県道	山田鱒ヶ沢線	有	未	375	北浮田町字平野	要対策
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	159	白沢国有林 72 林班	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	58	白沢国有林 73 林班	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	42	芦菴町字響滝	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	90	横沢町字柵ノ沢	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	指定	138	横沢町字金沢	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	52	西赤石山国有林 41 林班	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	38	東赤石山国有林 58 林班	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	88	東赤石山国有林 58 林班	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	132	東赤石山国有林 58 林班	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	44	東赤石山国有林 58 林班	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	201	東赤石山国有林 58 林班	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	37	西赤石山国有林 41 林班	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	53	芦菴町字下雲母坂	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	263	芦菴町字下雲母坂	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	64	芦菴町字下雲母坂	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	92	松代国有林 65 林班	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	97	松代国有林 65 林班	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	33	松代国有林 65 林班	カルテ監視

落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	74	深谷町字黒森	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	20	日照田町字吉川	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	103	松代国有林 65 林班	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	82	松代国有林 65 林班	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	180	深谷町	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	296	深谷町	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	114	深谷町	カルテ監視
落石・崩壊	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	162	深谷町	カルテ監視
土石流	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	2	西赤石山国有林 41 林班	カルテ監視
土石流	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	2	西赤石山国有林 41 林班	カルテ監視
土石流	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	1	西赤石山国有林 41 林班	カルテ監視
土石流	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	1	東赤石山国有林 41 林班	カルテ監視
土石流	主要地方道	岩崎西目屋弘前線	無	指定	2	東赤石山国有林 58 林班	カルテ監視
盛土	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	27	白沢国有林 73 林班	カルテ監視
盛土	一般県道	岩木山環状線	無	指定	87	芦菴町字上雲母坂	カルテ監視
盛土	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	81	松代国有林 65 林班	カルテ監視
盛土	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	82	松代国有林 65 林班	カルテ監視
盛土	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	87	深谷町字黒森	カルテ監視
盛土	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	40	深谷町	カルテ監視
盛土	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	117	深谷町	カルテ監視
盛土	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	40	深谷町	カルテ監視
擁壁	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	57	芦菴町字下雲母坂	カルテ監視
擁壁	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	56	芦菴町字鹿子石	カルテ監視
擁壁	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	22	芦菴町字鹿子石	カルテ監視
擁壁	主要地方道	弘前岳鱒ヶ沢線	無	未	52	芦菴町字鹿子石	カルテ監視
擁壁	主要地方道	岩木山環状線	無	指定	17	芦菴町字下雲母坂	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	53	松代国有林 65 林班	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	70	松代国有林 65 林班	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	54	赤石町字中坪	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	125	深谷町	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	121	深谷町	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	80	深谷町	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	77	深谷町	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	44	深谷町	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	34	深谷町	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	32	深谷町	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	50	深谷町	カルテ監視
擁壁	一般県道	松代町むつ赤石停車場線	無	未	20	深谷町	カルテ監視

た め 池

令和4年3月 現在

番号	ため池名称	所在地	堤高m	堤長m	貯水量 ^{m³}	灌漑面積 ha
866	建石第75号溜池	建石町大曲	0.0	0.0	0	0.0
867	建石第76号溜池	建石町成沢	0.0	0.0	0	0.0
868	建石第77号溜池	建石町大平	0.0	0.0	0	0.0
869	建石第78号溜池	建石町大平	0.0	0.0	0	0.0
870	大堤	舞戸町南禿 29	3.0	123.0	36,000	17.0
871	小夜溜池	舞戸町清滝 9-14	3.0	36.0	2,520	0.4
872	桜庭溜池	舞戸町小夜 4	5.0	23.0	2,600	0.3
873	北藤溜池	北浮田町平野 35	3.5	80.0	21,600	7.0
874	茂平堤	北浮田町外馬屋 74	2.0	350.0	50,400	11.0
875	長谷溜池	北浮田町外馬屋 81	2.4	55.0	9,000	8.0
876	万次郎溜池	湯舟町 1	3.5	50.0	36,000	5.0
877	神安溜池 (1)	湯舟町姥袋 18	4.0	60.0	57,600	6.0
878	角一溜池 (2)	建石町石神 18	2.5	70.0	3,200	5.0
879	餅ノ沢溜池	建石町餅ノ沢 86	3.0	195.0	18,000	27.0
880	中村開田溜池	建石町 57-1	6.5	100.0	30,000	17.0
881	大平大溜池	建石町石神 1	6.0	167.0	297,600	10.0
882	種次郎溜池	建石町大平 103-1、224-6	6.0	74.0	24,000	3.0
883	文吉溜池	湯舟町若山 391-3、403-3、 415-5、480-2、485-4	5.0	70.0	24,000	10.0
884	長平溜池	長平町乙音羽山 29-1	2.0	50.0	57,600	50.0
885	美ノ捨溜池	南浮田町金沢街道ノ沢 21	8.0	53.0	3,600	3.0
886	今栄溜池	舞戸町鷺見 162-1	1.5	40.0	3,600	1.0
887	長寅溜池	北浮田町今須 368	3.3	80.0	2,160	2.0
888	第1川正	北浮田町平野 174-3	0.7	60.0	5,880	0.0
889	平野溜池	北浮田町平野 46-4	3.9	45.0	8,040	3.0
890	神蔵溜池	南浮田町東田白ヶ久保 56	2.0	48.0	2,160	3.0
891	神溜池 (1号)	南浮田町東田白ヶ久保 8	1.5	30.0	2,160	3.0
892	神溜池 (2号)	湯舟町 226-2	2.0	70.0	3,000	2.0
893	第1小屋敷溜池	小屋敷町 138	2.8	42.0	5,040	3.0
894	角一溜池 (1)	建石町大曲 188-2、189-2	5.0	60.0	9,000	3.0
895	利之助溜池	建石町大曲 226-3	6.0	60.0	2,400	1.0
896	源次郎溜池	建石町大曲 328	5.0	60.0	6,000	2.0
897	森山溜池	湯舟町 200-4、202-3	2.0	80.0	6,000	2.0
898	山田野溜池	湯舟町 203-2 他	3.0	150.0	21,600	3.0
899	三朗溜池	湯舟町 168-2、172-2	6.0	90.0	30,000	3.0
900	木光溜池	建石町大平 212-1、212-2	8.0	56.0	24,000	1.0

901	三次郎溜池	建石町大平 203-3	3.0	152.0	24,000	4.0
902	葛西溜池	建石町大平 276-5	4.0	107.0	10,800	1.5
903	大平溜池	建石町大平 202-2	6.0	93.0	2,400	1.0
904	第1今須	北浮田町今須 193-1	0.7	110.0	10,800	0.0
905	神安溜池	湯舟町姥袋 17	3.0	40.0	8,640	0.0
906	若山溜池	湯舟町若山 214	3.5	90.0	18,000	6.0
907	雲雀野溜池	建石町雲雀野 2	4.0	127.0	70,000	27.0
908	第2神昭溜池	建石町	3.0	64.0	9,600	0.0
909	一信溜池	建石町成沢 188-2	2.0	44.0	8,400	2.0
910	島田溜池	湯舟町若山 581-1	8.0	49.0	14,400	1.0
911	清造溜池	湯舟町若山 420	4.5	38.0	3,600	0.0
912	田一溜池	湯舟町若山 579	2.5	58.0	18,000	3.0
913	平内溜池	長平町 173-101	4.0	40.0	4,800	2.0
914	谷口溜池	長平町谷口 48	2.0	45.0	4,200	5.0
915	神開溜池	長平町甲音羽山 186-1	4.0	40.0	2,400	0.6
916	滝沢溜池	長平町谷口 43、78-44	4.5	40.0	3,000	0.0
917	第1谷口溜池	長平町谷口 69	2.0	60.0	12,600	3.0
918	武四溜池	長平町谷口 78-38	3.5	60.0	4,320	0.0
919	花光溜池	長平町甲音羽山 48	2.0	40.0	2,880	0.0
920	中孝溜池	長平町谷口 70-2	2.5	50.0	10,200	2.0
921	森一溜池	湯舟町若山 257	4.6	102.0	36,000	2.0
922	湯舟第51号溜池(3)	湯舟町 254-8	3.0	15.0	0	0.0
923	正一溜池	湯舟町若山 599	4.8	51.0	9,600	2.0
924	大平溜池	建石町大平 218-4	2.0	70.0	2,400	1.0
925	工永溜池	長平町甲音羽山 64-55	2.4	65.0	5,760	3.0
926	湯舟第24号溜池	湯舟町字若山 195-217	3.5	90.0	3,240	3.0
927	湯舟第5号溜池	湯舟町 329	2.4	25.0	3,120	2.0
928	湯舟第7号溜池(1)	湯舟町 218-4	2.5	45.0	1,680	0.0
929	小屋敷第2号溜池	小屋敷町 316-11	5.0	92.0	1,440	1.0
930	小屋敷第1号溜池	小屋敷町 316-3	1.5	53.0	5,040	0.0
931	一本松溜池	中村町上清水崎 120-134	2.0	70.0	10,200	7.0
932	神吉溜池	湯舟町七尾 171-12	1.6	25.0	3,600	2.0
933	健造溜池	建石町成沢 195-1、 大平 199-13、199-278	6.0	57.0	4,800	1.0
934	三朗溜池第1号	湯舟町 181-2	2.0	80.0	5,760	3.0
935	湯舟第10号溜池(2)	湯舟町七尾 169-85	3.0	75.0	1,680	0.0
936	長平第9号溜池(1)	長平町甲音羽山 64-256	1.7	44.0	2,880	0.0
937	長平第22号溜池(1)	長平町甲音羽山 64-275	2.5	64.0	1,560	1.0
938	建石第66号溜池	建石町大平 4-3	4.0	47.0	3,000	1.0

939	湯舟第 33 号溜池 (3)	湯舟町 209-2	4.0	48.0	5,520	0.0
940	第二小屋敷	小屋敷町 79	2.0	54.0	5,760	3.0
941	鶴栄溜池	湯舟町 195-2	4.3	45.0	1,800	0.0
942	米太郎溜池	湯舟町若山 356-1 他	3.0	44.0	12,000	0.0
943	遠来溜池	湯舟町 207-4	1.2	42.0	3,600	0.0
944	神昭溜池	建石町大平 41-3、277-4	0.7	25.0	1,440	1.0
945	建石第 39 号溜池	建石町大平 276-6	5.0	45.0	12,600	1.5
946	境溜池	湯舟町 199-315	1.6	21.0	3,600	1.5
947	工貞	長平町甲音羽山 64-320	2.7	38.0	7,200	1.5
948	湯舟第 68 号溜池 (2)	湯舟町若山 195-40、195-224	4.0	45.0	10,320	7.0
949	中村第 6 号溜池	中村町上清水崎 190-2	5.0	42.0	6,720	2.0
950	間木開田溜池	中村町上清水崎 236-1	1.2	40.0	5,760	7.0
951	中浜	長平町甲音羽山 64-273	2.3	50.0	4,320	1.0
952	湯舟第 14 号溜池	湯舟町七尾 223-3	6.0	100.0	16,200	4.0
953	第 3 小屋敷	小屋敷町 120-2	1.8	40.0	1,080	4.0
954	太川	北浮田町今須 151	2.3	93.0	18,425	3.0
955	北浮田第 5 号溜池	北浮田町今須 241-1	3.1	33.0	2,162	1.5
956	北浮田第 23 号溜池	北浮田町今須 186-2	3.8	81.0	10,886	2.5
957	北浮田第 28 号溜池	北浮田町今須 171-4	5.0	46.0	9,494	1.5
958	北浮田第 45 号溜池	北浮田町外馬屋 90-2	2.7	44.0	3,321	1.5
959	建石第 3 号溜池	建石町雲雀野 13-2	3.7	34.0	7,932	3.4
960	建石第 13 号溜池	建石町成沢 56	3.2	28.0	3,622	3.0
961	建石第 14 号溜池	建石町成沢 64-2	5.4	170.0	49,368	3.0
962	湯舟第 2 号溜池	湯舟町若山 194-26	4.6	141.0	17,055	1.5
963	湯舟第 12 号溜池	湯舟町 158-1、204-1	5.2	41.0	9,878	0.0
964	湯舟第 17 号溜池 (1)	湯舟町若山 198-2	2.4	60.0	10,200	1.6
965	湯舟第 18 号溜池 (1)	湯舟町若山 195-62	3.0	18.0	9,480	2.3
966	湯舟第 19 号溜池 (1)	湯舟町若山 201-3	4.0	50.0	9,000	3.4
967	湯舟第 20 号溜池 (1)	湯舟町若山 195-215	4.5	35.0	3,840	0.6
968	湯舟第 26 号溜池 (1)	湯舟町苦蕨 2	4.0	64.0	5,376	1.5
969	正樹溜池	湯舟町若山 601	5.7	27.0	13,096	3.0
970	湯舟第 31 号溜池 (1)	湯舟町若山 176-6、215	6.0	82.0	24,600	1.8
971	湯舟第 58 号溜池 (1)	湯舟町 175-3、178-2	4.2	45.0	6,048	4.5
972	湯舟第 61 号溜池	湯舟町 182-1	4.6	65.0	18,720	3.0
973	建石第 42 号溜池	建石町大平 223-2	6.0	42.0	15,422	1.5
974	建石第 67 号溜池	建石町大平 183、184-3	3.0	16.0	19,320	1.8
975	建石第 60 号溜池	建石町大平 128-2	3.3	48.0	7,286	1.8
976	建石第 61 号溜池	建石町大平 165-2	3.2	40.0	7,814	2.0
977	湯舟第 69 号溜池	湯舟町 199-284、199-290	4.0	55.0	7,920	1.8

978	湯舟第 67 号溜池 (1)	湯舟町 199-22	3.2	60.0	10,930	1.5
979	湯舟第 79 号溜池 (1)	湯舟町若山 351	3.6	25.0	3,510	1.6
980	湯舟第 80 号溜池 (1)	湯舟町七尾 314-1	2.7	13.0	663	1.6
981	建石第 62 号溜池	建石町大平 189-2	3.8	90.0	10,584	1.5
982	湯舟第 72 号溜池 (1)	湯舟町七尾 306-4	3.0	55.0	11,006	3.2
983	湯舟第 73 号溜池 (1)	湯舟町七尾 311-4	5.3	68.0	47,369	2.0
984	湯舟第 76 号溜池 (1)	湯舟町七尾 314-1	2.7	32.0	849	1.6
985	湯舟第 78 号溜池 (1)	湯舟町七尾 313-4	2.2	86.0	1,610	1.6
986	長平第 7 号溜池 (1)	長平町甲音羽山 64-337	4.6	38.0	7,387	1.5
987	長平第 12 号溜池 (1)	長平町甲音羽山 65-386	2.0	41.0	0	0.0
988	中村第 1 号溜池	中村町下清水崎 321-19	2.5	48.0	6,000	3.0
989	湯舟第 75 号溜池 (1)	湯舟町若山 195-116	5.0	28.0	6,989	1.5
990	湯舟第 65 号溜池 (1)	湯舟町若山 195-117	4.7	56.0	8,160	7.0
991	湯舟第 67 号溜池 (2)	湯舟町若山 195-222、195-40	5.2	50.0	16,380	7.0
992	湯舟第 73 号溜池 (2)	湯舟町若山 195-137	2.9	38.0	5,026	2.0
993	湯舟第 60 号溜池 (1)	湯舟町	5.2	44.0	12,640	2.0
994	湯舟第 53 号溜池 (1)	湯舟町若山 334-2	5.4	30.0	15,048	4.0
995	中村第 4 号溜池	中村町上清水崎 255	3.5	57.0	6,327	11.0
996	中村第 5 号溜池	中村町上清水崎 261-2	2.6	43.0	4,541	11.0
997	湯舟第 51 号溜池 (1)	湯舟町若山 267-2	5.9	88.0	98,314	7.0
998	湯舟第 50 号溜池 (1)	湯舟町若山 195-32	5.0	28.0	2,419	5.0
999	湯舟第 48 号溜池 (1)	湯舟町若山 260-1	5.2	127.0	74,249	36.0
1000	湯舟第 47 号溜池 (1)	湯舟町若山 581-1	5.0	49.0	21,873	20.0
1001	湯舟第 41 号溜池 (1)	湯舟町若山 356-1 他	3.0	12.0	1,440	8.0
1002	湯舟第 40 号溜池 (1)	湯舟町 195-2、195-3	2.8	80.0	4,560	8.0
1003	長平第 50 号溜池	長平町甲音羽山 201-5	2.8	40.0	3,840	1.5
1004	長平第 49 号溜池	長平町甲音羽山 198-3	2.5	30.0	3,240	1.5
1005	長平第 44 号溜池	長平町甲音羽山 227-1	2.8	39.0	1,769	2.0
1006	長平第 43 号溜池	長平町甲音羽山 159-2	2.0	52.0	2,246	2.0
1007	長平第 2 号 (1)	長平町谷口 82-53	2.7	76.0	1,663	1.8
1008	中村第 7 号溜池	中村町 76-6	2.2	46.0	6,227	1.5
1009	神徳溜池	北浮田町	2.5	130.0	6,318	0.0
1010	第 2 今須	北浮田町	3.0	22.0	898	0.0
1011	第 3 今須	北浮田町今須 194-2	2.8	23.0	497	0.0
1012	北浮田第 11 号溜池	北浮田町今須 271-3	3.4	50.0	4,608	0.0
1013	北浮田第 12 号溜池	北浮田町今須 434-2	2.8	38.0	2,298	0.0
1014	北浮田第 6 号溜池	北浮田町今須 248-2	2.4	20.0	1,747	0.0
1015	北浮田第 7 号溜池	北浮田町今須 250-1	4.6	30.0	2,722	1.3
1016	北浮田第 9 号溜池	北浮田町今須 120	5.2	58.0	18,900	0.0

1017	北浮田第 14 号溜池	北浮田町今須 285-3	4.0	58.0	5,184	0.8
1018	北浮田第 17 号溜池	北浮田町今須 377-2	2.0	36.0	1,797	0.6
1019	北浮田第 22 号溜池	北浮田町今須 184-2	3.0	37.0	888	0.7
1020	北浮田第 24 号溜池	北浮田町今須 185-2	2.4	31.0	625	0.8
1021	北浮田第 18 号溜池	北浮田町平野 185-1	4.2	20.0	1,536	1.3
1022	北浮田第 19 号溜池	北浮田町平野 182	4.4	31.0	1,265	1.0
1023	北浮田第 25 号溜池	北浮田町今須 178-2	3.3	35.0	1,642	0.8
1024	北浮田第 27 号溜池	北浮田町今須 170-3	3.0	23.0	1,920	0.6
1025	北浮田第 26 号溜池	北浮田町今須 176-3	2.5	26.0	598	0.0
1026	北浮田第 30 号溜池	北浮田町今須 81-1	3.0	40.0	1,824	1.0
1027	北浮田第 32 号溜池	北浮田町平野 20	2.0	35.0	504	0.0
1028	北浮田第 35 号溜池	北浮田町平野 1 他	4.2	30.0	3,341	0.8
1029	北浮田第 36 号溜池	北浮田町新沢 106	0.5	21.0	1,440	1.2
1030	北浮田第 37 号溜池	北浮田町新沢 105-2	2.5	35.0	1,440	0.0
1031	北浮田第 33 号溜池	北浮田町	3.0	35.0	1,200	0.8
1032	北浮田第 39 号溜池	北浮田町新沢 82	2.5	30.0	4,200	0.9
1033	北浮田第 40 号溜池	北浮田町新沢 23-1	2.5	50.0	2,160	0.7
1034	北浮田第 41 号溜池	北浮田町外馬屋 136	2.5	32.0	2,160	0.5
1035	北浮田第 43 号溜池	北浮田町外馬屋 121-2	3.0	25.0	2,880	1.0
1036	北浮田第 48 号溜池	北浮田町外馬屋 93-4	2.5	60.0	2,040	0.6
1037	北浮田第 44 号溜池	北浮田町外馬屋 91-2	3.0	25.0	2,640	0.0
1038	北浮田第 47 号溜池	北浮田町外馬屋 97-2	3.5	13.0	1,920	0.5
1039	北浮田第 46 号溜池	北浮田町外馬屋 95-2	1.8	45.0	2,520	1.4
1040	北浮田第 50 号溜池	北浮田町外馬屋 149-2	3.0	20.0	1,560	0.4
1041	北浮田第 51 号溜池	北浮田町外馬屋 179-1	2.5	20.0	2,040	0.0
1042	北浮田第 52 号溜池	北浮田町外馬屋 152-2	2.5	20.0	2,160	0.4
1044	北浮田第 62 号溜池	北浮田町外馬屋 117-1	3.0	45.0	1,800	0.4
1045	北浮田第 61 号溜池	北浮田町外馬屋 116-1	5.0	20.0	1,440	0.3
1046	北浮田第 60 号溜池	北浮田町外馬屋 68-2	1.7	24.0	2,000	0.0
1047	北浮田第 59 号溜池	北浮田町外馬屋 164-4	2.0	30.0	1,800	0.7
1048	北浮田第 34 号溜池	北浮田町	3.0	40.0	3,000	0.0
1049	北浮田第 58 号溜池	北浮田町外馬屋 163、167-19	3.0	70.0	2,880	0.0
1050	北浮田第 56 号溜池	北浮田町外馬屋 168-1	3.0	80.0	5,280	0.0
1051	北浮田第 55 号溜池	北浮田町外馬屋 168-3	3.0	50.0	5,040	0.0
1052	北浮田第 54 号溜池	北浮田町外馬屋 168-4	4.5	30.0	4,200	0.2
1053	建石第 2 号溜池	建石町雲雀野 87-3	3.3	70.0	6,480	0.0
1054	建石第 6 号溜池	建石町	1.7	55.0	3,360	0.0
1055	建石第 7 号溜池	建石町大曲 154-5	4.0	80.0	2,880	0.5
1056	建石第 8 号溜池	建石町大曲 161-2	3.0	60.0	5,400	0.0

1057	建石第 9 号溜池	建石町大曲 158-5	3.0	30.0	2,640	0.0
1058	建石第 10 号溜池	建石町大曲 167-3	4.0	20.0	3,840	1.0
1059	建石第 11 号溜池	建石町大曲 167-12	2.5	10.0	2,400	1.0
1060	建石第 15 号溜池	建石町成沢 69	3.6	30.0	3,600	0.4
1061	建石第 16 号溜池	建石町成沢 73	1.0	75.0	3,000	0.4
1062	建石第 19 号溜池	建石町成沢 104-4	2.8	100.0	5,520	0.0
1063	建石第 21 号溜池	建石町成沢 135-2	3.0	60.0	1,440	0.3
1064	建石第 22 号溜池	建石町成沢 14、118-4	3.1	61.0	1,440	0.4
1065	建石第 23 号溜池	建石町成沢 13、15-3	2.8	40.0	1,680	0.3
1066	建石第 25 号溜池	建石町餅ノ沢 65-3	2.3	70.0	4,320	1.3
1067	湯舟第 1 号溜池 (1)	湯舟町若山 194-7	5.5	30.0	5,160	0.0
1068	小屋敷第 3 号溜池	小屋敷町 208-1	2.5	20.0	1,920	0.3
1069	小屋敷第 4 号溜池	小屋敷町 209-1	2.7	40.0	4,560	0.0
1070	湯舟第 9 号溜池 (2)	湯舟町 202-2	2.5	38.0	3,360	0.0
1071	湯舟第 28 号溜池 (1)	湯舟町 213-4、213-5	3.5	60.0	6,960	0.7
1072	湯舟第 16 号溜池 (1)	湯舟町若山 192-218	3.5	53.0	6,480	0.6
1073	湯舟第 22 号溜池 (1)	湯舟町若山 205-3	5.0	44.0	3,360	0.6
1074	湯舟第 25 号溜池 (2)	湯舟町苦蕨 1	2.0	50.0	1,680	0.0
1075	湯舟第 28 号溜池 (2)	湯舟町七尾 249-2	3.0	45.0	1,680	0.0
1076	湯舟第 1 号溜池 (2)	湯舟町 173-186	4.0	25.0	3,840	0.0
1077	湯舟第 3 号溜池 (2)	湯舟町 336	4.0	20.0	2,640	0.0
1078	湯舟第 4 号溜池 (1)	湯舟町七尾 317	3.0	52.0	0	0.0
1079	湯舟第 5 号溜池 (2)	湯舟町	4.5	45.0	2,160	1.6
1080	湯舟第 6 号溜池 (2)	湯舟町若山 503-2	3.0	60.0	8,160	1.0
1081	湯舟第 11 号溜池 (2)	湯舟町若山 509-3、520-3	3.0	38.0	2,640	0.6
1082	湯舟第 7 号溜池 (2)	湯舟町若山 168-41、499-2、516	3.0	154.0	10,560	1.0
1083	木村溜池	湯舟町 166-1	2.5	35.0	6,000	0.0
1084	大平溜池 (18 号)	建石町	6.0	50.0	12,000	0.0
1085	湯舟第 32 号溜池 (1)	湯舟町若山 218-4	3.0	100.0	3,960	1.0
1086	湯舟第 34 号溜池 (1)	湯舟町若山 218-3	4.0	18.0	1,200	0.6
1087	湯舟第 39 号溜池	湯舟町七尾 279-4	2.5	40.0	2,400	0.8
1088	湯舟第 40 号溜池 (2)	湯舟町七尾 278-2	2.5	30.0	1,320	0.0
1089	湯舟第 35 号溜池 (1)	湯舟町七尾 176-9、290、334	3.0	35.0	8,880	0.8
1090	湯舟第 53 号溜池 (2)	湯舟町 158-8	3.0	30.0	3,000	0.7
1091	湯舟第 54 号溜池	湯舟町 205-3	4.2	40.0	4,080	0.4
1092	湯舟第 42 号溜池	湯舟町 3	1.7	30.0	5,400	1.0
1093	湯舟第 43 号溜池	湯舟町七尾 285-3	5.0	95.0	3,240	0.4
1094	湯舟第 44 号溜池	湯舟町 1	4.4	50.0	4,560	0.6
1095	湯舟第 45 号溜池 (1)	湯舟町 250-4	4.5	65.0	6,720	0.7

1096	湯舟第 46 号溜池 (1)	湯舟町 250-9	3.5	10.0	4,200	0.9
1097	湯舟第 47 号溜池 (2)	湯舟町七尾 299	3.0	39.0	4,000	0.0
1098	湯舟第 49 号溜池 (2)	湯舟町 89-1、252-1、330	3.5	20.0	1,440	0.5
1099	湯舟第 50 号溜池 (2)	湯舟町 252-3	2.4	50.0	5,280	0.8
1100	湯舟第 52 号溜池	湯舟町 253-6	3.8	30.0	6,840	0.9
1101	建石第 29 号溜池	建石町大平 15-1	1.4	20.0	3,240	0.3
1102	建石第 33 号溜池	建石町大平 284-4	1.8	65.0	3,480	0.7
1103	建石第 32 号溜池	建石町大平 65-3、66-5	2.8	25.0	3,360	0.6
1104	建石第 34 号溜池	建石町大平 281-3	3.6	55.0	12,360	1.0
1105	建石第 36 号溜池	建石町大平 256-4	2.5	44.0	5,760	0.0
1106	建石第 35 号溜池	建石町大平 268-1	2.0	90.0	7,440	0.7
1107	建石第 38 号溜池	建石町大平 202-3	0.0	0.0	0	0.0
1108	湯舟第 59 号溜池 (1)	湯舟町 177-3	3.5	40.0	1,560	0.3
1109	湯舟第 60 号溜池 (2)	湯舟町	2.7	69.0	3,360	0.0
1110	建石第 44 号溜池	建石町大平 222-4	3.3	55.0	9,000	1.0
1111	建石第 46 号溜池	建石町大平 225-2	2.4	55.0	6,600	1.0
1112	建石第 47 号溜池	建石町大平 261-1	0.0	0.0	0	0.0
1113	建石第 48 号溜池	建石町大平 252-2	3.0	80.0	4,080	0.0
1114	建石第 49 号溜池	建石町大平 252-3	4.0	45.0	2,640	0.0
1115	建石第 50 号溜池	建石町 238-3	5.5	60.0	8,040	0.8
1116	建石第 51 号溜池	建石町大平 90	3.8	145.0	1,680	0.2
1117	建石第 54 号溜池	建石町大平 125-2	3.0	55.0	2,160	1.2
1118	建石第 53 号溜池	建石町大平 91-2	2.8	75.0	4,320	0.5
1119	建石第 56 号溜池	建石町大平 130-3	1.7	45.0	4,800	0.9
1120	建石第 55 号溜池	建石町大平 195-3	1.6	50.0	3,480	1.4
1121	建石第 57 号溜池	建石町大平 127-3	2.9	40.0	2,400	1.0
1122	建石第 69 号溜池	建石町大平 199-2、199-7	2.8	128.0	5,040	0.0
1123	建石第 58 号溜池	建石町字大平	2.7	110.0	6,960	0.2
1124	湯舟第 63 号溜池 (1)	湯舟町 194-6	3.0	60.0	11,520	1.5
1125	湯舟第 64 号溜池 (1)	湯舟町 194-5	2.0	30.0	4,320	0.8
1126	湯舟第 66 号溜池	湯舟町 199-279	4.0	71.0	2,400	0.7
1127	湯舟第 65 号溜池 (2)	湯舟町 199-281	2.0	45.0	5,160	0.5
1128	湯舟第 70 号溜池 (1)	湯舟町 199-292	7.5	100.0	3,240	1.2
1129	建石第 70 号溜池	建石町大平 175、176-3	3.6	100.0	3,120	0.7
1130	湯舟第 74 号溜池 (1)	湯舟町七尾 311-4	3.0	24.0	4,560	0.0
1131	建石第 72 号溜池	建石町大平 199-227	3.5	36.0	2,040	0.0
1132	建石第 73 号溜池	建石町大平 199-316	1.5	25.0	4,560	0.0
1133	湯舟第 75 号溜池 (2)	湯舟町七尾 307-1、309	3.5	30.0	3,840	0.0
1134	湯舟第 89 号溜池	湯舟町 199-277	1.5	45.0	1,560	0.4

1135	長平第 2 号溜池 (2)	長平町甲音羽山 64-295	3.0	60.0	1,560	0.0
1136	長平第 4 号溜池 (1)	長平町甲音羽山 64-276	2.4	64.0	3,600	0.6
1137	長平第 6 号溜池 (1)	長平町甲音羽山 64-6	1.0	15.0	3,120	0.0
1138	長平第 12 号溜池 (2)	長平町甲音羽山 50	1.5	30.0	1,800	0.4
1139	長平第 15 号溜池 (1)	長平町甲音羽山 91-3	1.5	20.0	1,680	0.3
1140	長平第 13 号溜池 (1)	長平町甲音羽山 103	3.0	60.0	1,320	0.2
1141	長平第 24 号溜池 (1)	長平町甲音羽山 112-10	2.0	65.0	2,880	1.0
1142	長平第 23 号溜池 (1)	長平町甲音羽山 64-167	4.0	30.0	2,040	0.3
1143	長平第 17 号溜池 (1)	長平町	1.5	60.0	6,600	0.0
1144	長平第 18 号溜池 (1)	長平町	1.5	35.0	7,560	0.0
1145	建石第 63 号溜池	建石町	2.5	60.0	4,200	0.0
1146	湯舟第 56 号溜池	湯舟町	2.5	45.0	6,960	0.0
1147	湯舟第 57 号溜池	湯舟町	6.5	25.0	7,800	0.0
1148	長平第 4 号溜池 (2)	長平町	2.8	49.0	5,040	1.1
1149	長平第 5 号溜池 (2)	長平町	3.0	20.0	1,440	1.1
1150	長平第 8 号溜池 (1)	長平町	1.5	55.0	8,160	0.0
1151	長平第 10 号溜池 (1)	長平町	4.0	34.0	12,600	0.0
1152	中村第 2 号溜池	中村町	2.3	148.0	24,480	1.0
1153	湯舟第 15 号溜池 (2)	湯舟町	2.8	34.0	3,840	0.0
1154	湯舟第 16 号溜池 (2)	湯舟町	2.0	59.0	5,760	0.0
1155	湯舟第 19 号溜池 (2)	湯舟町	4.6	37.0	11,520	0.8
1156	湯舟第 21 号溜池 (2)	湯舟町	2.5	55.0	5,040	0.5
1157	湯舟第 63 号溜池 (2)	湯舟町	3.0	65.0	7,920	0.0
1158	湯舟第 80 号溜池 (2)	湯舟町	3.5	46.0	2,160	0.0
1159	湯舟第 76 号溜池 (2)	湯舟町若山 195-123	2.3	18.0	3,840	0.0
1160	湯舟第 64 号溜池 (2)	湯舟町	3.7	30.0	7,680	0.8
1161	湯舟第 74 号溜池 (2)	湯舟町	1.5	25.0	4,560	0.3
1162	湯舟第 72 号溜池 (2)	湯舟町	3.2	31.0	10,320	0.0
1163	湯舟第 23 号溜池 (2)	湯舟町若山 483-2	4.2	50.0	7,680	0.0
1164	湯舟第 24 号溜池 (2)	湯舟町若山 483-3	3.0	50.0	16,320	0.0
1165	湯舟第 27 号溜池 (2)	湯舟町	3.6	48.0	6,480	0.0
1166	湯舟第 32 号溜池 (2)	湯舟町若山 152-2	2.4	43.0	2,640	0.0
1167	湯舟第 33 号溜池 (2)	湯舟町	3.0	49.0	2,880	0.0
1168	建石第 12 号溜池 (2)	建石町	1.5	26.0	721	3.0
1169	今伝溜池	保木原	2.5	33.0	713	2.0
1170	湯舟第 77 号溜池	湯舟町	2.0	68.0	913	1.6
1171	湯舟第 68 号溜池 (1)	湯舟町 199-283	2.5	39.0	2,006	1.5
1172	北浮田第 8 号溜池	北浮田町	5.0	32.0	2,703	0.4
1173	北浮田第 38 号溜池	北浮田町	1.7	15.0	144	0.2

1174	建石第 26 号溜池	建石町餅ノ沢 63-10	1.5	37.0	158	0.0
1175	湯舟第 3 号溜池 (1)	湯舟町	1.0	50.0	192	0.1
1176	湯舟第 15 号溜池 (1)	湯舟町 227-1	3.0	36.0	726	0.2
1177	北浮田第 16 号溜池	北浮田町	2.0	30.0	720	0.3
1178	黒森溜池	深谷町黒森 175	2.5	26.0	998	0.1
1179	花勝溜池	長平町甲音羽山 64-229	2.0	47.0	1,556	1.5
1180	一戸堤 (1)	松代町	2.0	30.0	720	0.0
1181	湯舟第 36 号溜池 (1)	湯舟町	2.2	30.0	612	0.3
1182	湯舟第 38 号溜池	湯舟町七尾 282-1	3.5	96.0	0	0.0
1183	湯舟第 41 号溜池 (2)	湯舟町 6-1	2.5	32.0	768	0.2
1184	建石第 30 号溜池	建石町太平 86-2	2.7	60.0	230	0.3
1185	建石第 31 号溜池	建石町太平 79-2	2.0	30.0	972	0.3
1186	建石第 64 号溜池	建石町	1.8	33.0	858	0.0
1187	長平第 1 号溜池 (1)	長平町	1.8	32.0	691	0.3
1188	長平第 20 号溜池 (1)	長平町甲音羽山 70-2	1.5	17.0	387	0.5
1189	長平第 21 号溜池	長平町甲音羽山 70-2	1.7	12.0	259	0.5
1190	湯舟第 17 号溜池 (3)	湯舟町	1.4	19.0	738	0.0
1191	湯舟第 35 号溜池 (2)	湯舟町 137-3	4.8	69.0	2,906	0.1
1192	湯舟第 84 号溜池 (1)	湯舟町	2.2	30.0	1,612	0.0
1193	湯舟第 37 号溜池 (2)	湯舟町 197-3	3.6	60.0	7,254	0.0
1194	湯舟第 8 号溜池	湯舟町	3.0	70.0	3,830	0.0
1195	湯舟第 51 号溜 (2)	湯舟町	1.7	34.0	832	0.7
1196	長平第 48 号溜池	長平町	2.5	60.0	957	0.0
1197	長平第 38 号溜池	長平町甲音羽山 171	2.1	24.0	288	0.1
1198	長平第 36 号溜池	長平町甲音羽山 176-2	1.7	47.0	1,054	0.4
1199	長平第 37 号溜池	長平町	1.8	31.0	714	0.0
1200	長平第 34 号溜池	長平町甲音羽山 180-2、210-2	1.8	41.0	2,845	1.0
1201	湯舟第 35 号溜池 (3)	湯舟町 178-1	2.2	117.0	6,697	0.0
1202	長平第 32 号溜池	長平町甲音羽山 176-2	2.0	63.0	2,608	1.0
1203	長平第 30 号溜池	長平町甲音羽山 63-93	1.0	70.0	0	0.0
1204	長平第 20 号溜池 (2)	長平町	1.8	30.0	1,638	0.5
1205	長平第 18 号溜池 (2)	長平町	2.0	27.0	826	0.0
1206	長平第 17 号溜池 (2)	長平町	2.0	65.0	2,925	0.0
1207	長平第 16 号溜池 (2)	長平町	2.3	82.0	6,376	0.0
1208	長平第 15 号溜池 (2)	長平町甲音羽山 125-2	2.5	40.0	1,728	0.0
1209	長平第 13 号溜池 (2)	長平町 285-2	2.0	70.0	3,494	0.0
1210	長平第 1 号溜池 (2)	長平町	3.0	34.0	948	0.1
1211	長平第 8 号溜池 (2)	長平町谷口 76-7	1.9	60.0	2,116	0.0
1212	中村第 10 号溜池	中村町 78-8	2.0	20.0	297	1.0

1213	黒森溜池	深谷町	5.0	44.0	10,533	4.8
1214	建石第 43 号溜池	建石町大平 206-7	0.0	0.0	0	0.0
1215	湯舟第 86 号溜池	湯舟町 199-74、199-75	4.3	104.0	2,746	0.0
1216	湯舟第 88 号溜池	湯舟町 199-205、199-277	4.5	76.0	3,856	0.0
1217	湯舟第 85 号溜池	湯舟町 199-211、199-212	2.2	29.0	976	0.0
1218	長平第 8 号溜池 (3)	長平町甲音羽山 64-315	2.0	38.0	1,710	0.0
1219	長平第 11 号溜池 (2)	長平町甲音羽山 64-175	2.5	43.0	1,444	0.3
1220	長沼	北浮田町今須 160	2.0	90.0	134,460	2.0
1221	今一溜池	北浮田町平野 165-1	1.7	8.0	720	2.5
1222	北浮田第 31 号溜池	北浮田町平野 30	3.0	40.0	1,056	0.0
1223	湯舟第 2 号溜池	湯舟町七尾 169-47	2.8	66.0	1,076	0.0
1224	湯舟第 4 号溜池 (2)	湯舟町七尾 171-1	2.8	43.0	2,620	0.1
1225	長平第 6 号溜池 (2)	長平町	3.0	24.0	48	0.0
1226	湯舟第 12 号溜池	湯舟町若山 541-3	7.5	77.0	4,536	0.0
1227	湯舟第 13 号溜池 (2)	湯舟町若山 537-6	2.5	16.0	520	0.7
1228	湯舟第 14 号溜池 (2)	湯舟町若山 535、537-5	3.7	49.0	2,969	0.0
1229	湯舟第 20 号溜池 (2)	湯舟町若山 507	4.3	61.0	9,479	0.0
1230	湯舟第 62 号溜池 (2)	湯舟町若山 288	1.8	19.0	927	0.0
1231	湯舟第 71 号溜池 (2)	湯舟町若山 195-137	3.2	40.0	1,674	0.0
1232	湯舟第 59 号溜池 (2)	湯舟町若山 601	5.7	27.0	11,702	0.9
1233	湯舟第 22 号溜池 (2)	湯舟町若山 408	2.5	44.0	3,062	0.0
1234	湯舟第 31 号溜池 (2)	湯舟町七尾 34-1	2.2	29.0	668	0.0
1235	湯舟第 46 号溜池 (2)	湯舟町若山 580-1	4.3	35.0	5,985	0.0
1236	湯舟第 36 号溜池 (2)	湯舟町 193-3	2.5	62.0	2,529	0.0
1237	長平第 39 号溜池 (1)	長平町甲音羽山 196、236-2	1.8	37.0	426	0.0
1238	湯舟第 41 号溜池 (3)	湯舟町 229-1	1.6	34.0	856	0.3
1239	長平第 42 号溜池	長平町甲音羽山 158-2	1.7	16.0	485	0.0
1240	長平第 39 号溜池 (2)	長平町甲音羽山 172-2	1.3	32.0	1,044	0.0
1241	長平第 19 号溜池 (2)	長平町甲音羽山 129-3	3.8	68.0	3,060	0.5
1242	長平第 3 号溜池 (2)	長平町谷口 77-1	1.6	22.0	506	0.0

災 害 救 助 法 の 適 用 基 準

災害救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施することとし、同一の原因による市町村の被害が次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

1 住家等への被害が生じた場合

(1) 市町村内の滅失した住家の世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達した場合

市町村内の区域内の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
◎ 5,000 人以上	15,000 "	40 "
	15,000 " 30,000 "	50 "
	30,000 " 50,000 "	60 "
	50,000 " 100,000 "	80 "
	100,000 " 300,000 "	100 "
	300,000 "	150 "

(2) 市町村の区域内の住家の滅失した世帯が(1)の基準に達しないが、青森県の区域内の滅失世帯数が、1,500 世帯以上に達し、市町村の区域内の滅失世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達した場合

市町村内の区域内の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
◎ 5,000 人以上	15,000 "	20 "
	15,000 " 30,000 "	25 "
	30,000 " 50,000 "	30 "
	50,000 " 100,000 "	40 "
	100,000 " 300,000 "	50 "
	300,000 "	75 "

(3) 青森県の区域内の滅失世帯数が 7,000 世帯以上に達し、市町村の区域内の被害世帯が多数の場合

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合

滅失世帯数算出基準

区 分	算定基準
全壊・全焼・流失世帯	1 世帯
半壊・半焼	1/2 世帯
床上浸水・土砂堆積	1/3 世帯

2 生命・身体への被害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

3 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
住家全壊 (全 焼) (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住 家 大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
床上浸水	全壊（焼）、流出及び半壊には該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住不能なもの。
床下浸水	床上浸水に至らないで浸水したもの。
一部損壊	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。

注（1）住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 災害救助法による程度、方法、期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法、期間は次のとおりである。

救助の種類	対象	費用の限度額				期間				備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり 340円以内 (加算額) 冬季(10月～3月)別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。				災害発生の日から7日以内				◎対象経費 1 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費 2 消耗器材費 3 建物等の使用謝金 4 器物の使用謝金、借上費又は購入費 5 光熱水費 6 仮設便所等の設置費
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	1 規格 1戸当たり、平均29,7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用については別に定めるところによる。)				災害発生の日から20日以内着工				1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間は最高2年以内とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者。	1 1日1人当たり 1,230円				災害発生の日から7日以内				食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が、限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 (飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内				輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品等を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内				1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給与又は貸与に限ること
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
		全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具 破損等の修繕費等実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩をした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班による場合は、使用した衛生材料費等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態にある者を捜索し、又は救出する。	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日(72時間)以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。輸送費、人件費は 別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者に対して行う。	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり706,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内に完了	国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む)並びに高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり4,800円 中学校生徒1人当たり5,100円 高等学校等生徒1人当たり5,600円	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実績に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給する。	1体あたり 大人(満12歳以上)219,100円以内 小人(満12歳未満)175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)を行う。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上げ料 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者に対して行う。	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 1人1日当たり 医師及び歯科医師 24,100円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技師、歯科衛生士 15,800円以内 保健師、助産師看護師、准看護師 15,300円以内 救急救命士 14,500円以内 土木技術者、建築技術者 15,700円以内 大工 25,300円以内 左官 25,500円以内 とび職 23,600円以内 2 旅費 車賃 1キロメートルにつき 25円 宿泊料 1夜につき 9,800円 旅行雑費 1日につき 1,200円	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害弔慰金、災害障害見舞金、各種貸付制度

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給 ● 災害弔慰金の支給額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者が死亡した場合：500万円以下 ・ その他の者が死亡した場合：250万円以下
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡した方のご遺族 ● 支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 配偶者、2 子、3 父母、4 孫、5 祖父母 ・ 上記いずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。） <p>※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上減失した災害等</p>
費用の負担	国 1/2 県 1/4 町 1/4

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、障害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給 ● 災害障害見舞金の支給額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円以下 ・ その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円以下
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により以下のような重い障害を受けた方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 両目が失明した人 ・ 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ・ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ・ 副胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ・ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ・ 両上肢の用を全廃した人 ・ 精神又は身体の障害が重複する場合における該当重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 <p>※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上減失した災害等</p>
費用の負担	国 1/2 県 1/4 町 1/4

制度の名称	被災者生活再建支援制度																					
支援の種類	給付																					
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給 ● 支給額は、下記の2つの支援金の合計額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ・ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th></th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援金の用途は限定されず、何にでも使用可能 		住宅の被害程度			全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法				建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く。）	支援額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																					
	全壊等	大規模半壊																				
支給額	100万円	50万円																				
	住宅の再建方法																					
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く。）																			
支援額	200万円	100万円	50万円																			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象 <p>（※）下記の世帯を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の転倒防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ・ 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が住居不能になった世帯（長期避難世帯） ● 被災時に現に居住していた世帯が対象であり、空き家、別荘、他人に貸している物件は対象外 <p>※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等</p>																					

制度の名称	災害援護資金																											
支援の種類	貸付（融資）																											
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3%（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年以内（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（据置期間を含む。）</td> </tr> </table>	貸付限度額	① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	② 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	据置期間	3年以内（特別の場合5年）	償還期間	10年以内（据置期間を含む。）
貸付限度額	① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合																											
	ア 当該負傷のみ		150万円																									
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																									
	ウ 住居の半壊		270万円																									
	エ 住居の全壊		350万円																									
	② 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合																											
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																									
	イ 住居の半壊		170万円																									
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円																									
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																										
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）																											
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																											
償還期間	10年以内（据置期間を含む。）																											
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上 ・ 家財の3分の1以上の損害 ・ 住居の半壊又は全壊・流失 ● 所得制限（表の額以下の場合が対象） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年度の総所得金額</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額、ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。</td> </tr> </table> <p>※ 対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害</p>	世帯人員	市町村民税における前年度の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額、ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。															
世帯人員	市町村民税における前年度の総所得金額																											
1人	220万円																											
2人	430万円																											
3人	620万円																											
4人	730万円																											
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額、ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。																											

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））																
支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対し、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付 ● 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費）」についての貸付があり、それぞれの貸付限度額等は下記のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急小口資金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12ヶ月以内</td> </tr> </table> ・ 福祉費（災害援護資金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> ● なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特性措置を実施する場合がある。 ● このほか、生活福祉基金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。 	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付けの日から2ヶ月以内	償還期間	据置期間経過後12ヶ月以内	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6ヶ月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付けの日から2ヶ月以内																
償還期間	据置期間経過後12ヶ月以内																
貸付限度額	150万円（目安）																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%																
据置期間	貸付けの日から6ヶ月以内																
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）																
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯 ※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 																

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付 ● 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して、償還金の支払い猶予などの特別措置が講じられる。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母（配偶者のいない女子で現に児童を扶養している方） ・ 母子・父子福祉団体（法人） ・ 父母のいない児童（20歳未満） ● 父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） <ul style="list-style-type: none"> ・ 父子家庭の父（配偶者のいない男子で現に児童を扶養している方） ・ 母子・父子福祉団体（法人） ・ 父母のいない児童（20歳未満） ● 寡婦福祉資金（以下いずれかに該当する方が対象） <ul style="list-style-type: none"> ・ 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） ・ 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

制度の名称	年金担保貸付、労災年金担保貸付						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金、厚生年金、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資 ● 貸付限度額等 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額の0.8倍以内 ・ 各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・ 200万円以内（一部の用途は80万円以内） </td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> 	貸付限度額	次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額の0.8倍以内 ・ 各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・ 200万円以内（一部の用途は80万円以内） 	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額の0.8倍以内 ・ 各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・ 200万円以内（一部の用途は80万円以内） 						
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など						
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	<p>※ 金利については、独立行政法人福祉医療機構に確認が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年金受給者が対象 						

指定行政機関

機 関 名	防災担当課	電話番号	所 在 地
消 費 者 庁	総務課	(03) 3507-8800	100-8958 千代田区霞が関 3-1-1
総 務 省	大臣官房総務課	(03) 5253-5111	100-8926 千代田区霞が関 2-1-2
消 防 庁	国民保護・防災部防災課	(03) 5253-5111	100-8927 千代田区霞が関 2-1-2
	国民保護・防災部応急対策課		
	国民保護・防災部防災情報室		
法 務 省	大臣官房秘書課広報室	(03) 3580-4111	100-8977 千代田区霞が関 1-1-1
外 務 省	大臣官房総務課	(03) 5501-8000	100-8919 千代田区霞が関 2-2-1
財 務 省	総合政策課政策推進室	(03) 3581-4111	100-8940 千代田区霞が関 3-1-1
文 部 科 学 省	大臣官房文教施設企画部施設企画課	(03) 5253-4111	100-8959 千代田区霞が関 3-2-2
文 化 庁	長官官房政策課	(03) 5253-4111	100-4111 千代田区霞が関 3-2-2
厚 生 労 働 省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	(03) 5253-1111	100-8916 千代田区霞が関 1-2-2
農 林 水 産 省	大臣官房文書課災害総合対策室	(03) 3502-8111	100-8950 千代田区霞が関 1-2-1
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	(03) 3501-1511	100-8901 千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	(03) 3501-1511	100-8901 千代田区霞が関 1-3-1
中 小 企 業 庁	事業環境部企画課経営安定対策室	(03) 3501-1511	100-8912 千代田区霞が関 1-3-1
国 土 交 通 省	水管理・国土保全局防災課 災害対策室	(03) 5253-8111	100-8918 千代田区霞が関 2-1-3
国 土 地 理 院	企画部防災推進室	(029) 864-1111	305-0811 茨城県つくば市北郷 1
気 象 庁	総務部企画課防災企画室	(03) 3212-8341	100-8122 千代田区大手町 1-3-4
海 上 保 安 庁	警備救難部環境防災課	(03) 3591-6361	100-8918 千代田区霞が関 2-1-3
環 境 省	大臣官房総務課	(03) 3581-3351	100-8975 千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制委員会	総務課	(03) 3581-3352	106-3352 港区六本木 1-9-9
防 衛 省	統合幕僚監部参事官付	(03) 5261-8018	162-8801 新宿区市谷本村町 5-1

指定公共機関

機 関 名	防災担当課	電話番号	所 在 地
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 青 森 支 店	総務課	(017) 734-6734	038-0012 青森市柳川一丁目 1-1
東 日 本 電 信 電 話 (株) 青 森 支 店	青森災害対策室	(017) 774-9550	030-8513 青森市橋本二丁目 1-6
日 本 銀 行 支 店 青 森 支 店	総務課	(017) 734-2151	030-0822 青森市中央一丁目 11-1
日 本 郵 便 (株) 青 森 中 央 郵 便 局	総務課	(017) 775-1692	030-8799 青森市堤一丁目 7-24
日 本 赤 十 字 社 部 青 森 県 支 部	事業推進課	(017) 722-2011	030-0861 青森市長島一丁目 3-1
日 本 放 送 協 会 局 青 森 放 送 局	放送部	(017) 774-5111	030-0813 青森市松原二丁目 1-1
(国研)日本原子力研究開発機構 青 森 研 究 開 発 セ ン タ ー	総務経理課	(0175) 25-3311	035-0022 むつ市大字関根字北関根 400
東 北 電 力 (株) 青 森 支 店	総務部	(017) 724-2191	030-0901 青森市港町二丁目 12-19
日 本 通 運 (株) 青 森 支 店	業務部	(017) 723-1211	030-0801 青森市新町一丁目 2-18
東 日 本 高 速 道 路 (株) 青 森 管 理 事 務 所	総務課	(017) 782-1431	038-0043 青森市岩渡字熊沢 250-259

指定地方行政機関

機 関 名	防 災 担 当 課	電 話 番 号	所 在 地
東 北 管 区 警 察 局	広域調整部 広域調整第二課	(022) 221-7181	980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 3-1
東 北 管 区 警 察 局 青 森 県 情 報 通 信 部	機動通信課	(017) 723-4211	030-0801 青森市新町二丁目 3-1
東 北 総 合 通 信 局	総務課	(022) 221-0610	980-8795 仙台市青葉区本町三丁目 2-23
東 北 財 務 局 青 森 財 政 事 務 所	総務課	(017) 722-1461	030-0801 青森市新町二丁目 4-25
東 北 厚 生 局	総務課	(022) 726-9260	980-8426 仙台市青葉区花京院 1-1-20
青 森 労 働 局	雇用環境均等室	(017) 734-6651	030-8558 青森市新町二丁目 4-25
東 北 農 政 局	企画調整室	(022) 263-1111 内 4085	980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 3-1
東 北 農 政 局 点 青 森 県 抛 点	地方参事官室	(017) 775-2151	030-0861 青森市長島一丁目 3-25
東 北 森 林 管 理 局 青 森 事 務 所	連絡調整グループ	(017) 781-2117	038-0011 青森市篠田三丁目 22-16
東 北 経 済 産 業 局	総務課	(022) 221-4856	980-8403 仙台市青葉区本町三丁目 3-1
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部 東 北 支 部	管理課	(022) 221-4943	980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 2-23
東 北 地 方 整 備 局	防災課	(022) 225-2171	980-8602 仙台市青葉区本町三丁目 3-1
東 北 地 方 整 備 局 青 森 河 川 国 道 事 務 所	防災課	(017) 734-4535	030-0822 青森市中央三丁目 20-38
東 北 地 方 整 備 局 青 森 港 湾 事 務 所	総務課	(017) 775-1394	030-0828 青森市本町三丁目 6-34
東 北 運 輸 局	総務課	(022) 299-8851	983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1
青 森 運 輸 支 局	総務企画部門	(017) 739-1501	030-0843 青森市浜田 139-13
東 京 航 空 局 三 沢 空 港 事 務 所	管理課	(0176) 53-2461	033-0022 三沢市大字三沢字下夕沢 83-197
東 京 航 空 局 青 森 空 港 出 張 所	管理係	(017) 739-2240	030-0155 青森市大字大谷字小谷 1-303
東 北 地 方 測 量 部	防災グループ	(022) 296-1856	983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15
青 森 気 象 台		(017) 741-7413	030-0966 青森市花園一丁目 17-19
青 森 海 上 保 安 部	警備救難課	(017) 734-2421	030-0811 青森市柳川一丁目 1-2
八 戸 海 上 保 安 部	警備救難課	(0178) 33-1221	031-0831 八戸市築港街 2-16
東 北 地 方 環 境 事 務 所	総務課	(022) 221-0610	980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23
東 北 総 合 通 信 局	総務課	(022) 221-0610	980-8795 仙台市青葉区本町三丁目 2-23
東 北 防 衛 局	総務課	(022) 297-8209	983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15

指定地方公共機関

機 関 名	防災担当課	電話番号	所 在 地
(公 社) 青 森 医 師 会		(017) 732-1911	030-0801 青森市新町二丁目 8-21
青 森 ガ ス (株)	供給部	(017) 741-7421	030-0901 青森市港町三丁目 6-33
八 戸 ガ ス (株)	供給部	(0178) 43-3163	031-0071 八戸市沼館三丁目 6-48
弘 前 ガ ス (株)	供給部	(0172) 27-9100	036-8021 弘前市松ヶ枝一丁目 2-1
十 和 田 ガ ス (株)	供給部	(0176) 23-3591	034-0071 十和田市大字赤沼字下平 557
五 所 川 原 ガ ス (株)	営業課	(0173) 34-3432	037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻 641
黒 石 ガ ス (株)	工務課	(0172) 52-2131	036-0331 黒石市八甲 74-1
弘 南 バ ス (株)	総合企画課	(0172) 32-2241	036-8002 弘前市藤代二丁目 3-6
(公 社) 青 森 県 バ ス 協 会		(017) 739-0571	030-0843 青森市大字浜田字豊田 139-21
下 北 交 通 (株)	営業部	(0175) 23-3111	035-0041 むつ市金曲一丁目 8-12
十 和 田 観 光 電 鉄 (株)	監理部	(0176) 23-3131	034-0001 十和田市稲生町 17-3
岩 手 県 北 自 動 車 (株)	南部支社総務課	(022) 259-8151 (0178) 44-5151	020-0124 岩手県盛岡市厨川一丁目 17-18 031-0023 八戸市是川字ニッ屋 6-79
弘 南 鉄 道 (株)	技術科	(0172) 44-3136	036-0103 平川市本町北柳田 23-5
津 軽 鉄 道 (株)	総務部	(0173) 34-2148	037-0063 五所川原市字大町 39
青 い 森 鉄 道 (株)	運輸部	(017) 752-0333	038-8550 青森市篠田一丁目 6-2
青 森 放 送 (株)	報道部	(017) 743-1234	030-0965 青森市松森一丁目 8-1
(株) 青 森 テ レ ビ	報道部	(017) 741-2331	030-0965 青森市松原一丁目 4-8
青 森 朝 日 放 送 (株)	報道制作部	(017) 762-1111	030-0111 青森市大字荒川字柴田 125-1
(株) エ フ エ ム 青 森		(017) 735-1181	030-0111 青森市堤町一丁目 7-19
(公 社) 青 森 県 ト ラ ッ ク 協 会		(017) 729-2000	030-0111 青森市大字荒川字品川 111-3
(一 社) 青 森 県 エ ル ピ ー ガ ス 協 会		(017) 775-2731	030-0802 青森市本町二丁目 4-10

大雨警報基準

二次細分区分	市町村	雨量基準 (単位：mm)	土壌雨量 指数基準	現行基準 (単位：mm)
東青津軽	青森市	平地 : R1=50 平地以外 : R1=50	137 ~ 221	R1=40 (ただし RT=80) R3=80 R24=140
	外ヶ浜町	平地以外 : R1=60	119 ~ 176	
	今別町	平地 : R1=40 平地以外 : R1=50	137 ~ 176	
	蓬田村	平地 : R1=40 平地以外 : R1=60	142 ~ 183	
	平内町	平地 : R3=80 平地以外 : R1=40	136 ~ 167	
北五津軽	五所川原市	平地 : R1=45 平地以外 : R1=50	134 ~ 180	
	板柳町	平地 : R1=45	—	
	鶴田町	平地 : R1=40	—	
	中泊町	平地 : R1=40 平地以外 : R1=50	131 ~ 170	
西津軽	つがる市	平地 : R3=90 平地以外 : R1=50	87 ~ 132	
	鱒ヶ沢町	平地以外 : R1=60	87 ~ 160	
	深浦町	平地 : R1=40 平地以外 : R1=60	102 ~ 176	
中南津軽	弘前市	平地 : R1=40 平地以外 : R1=45	95 ~ 152	
	黒石市	平地 : R1=40 平地以外 : R1=45	115 ~ 147	
	平川市	平地 : R1=40 平地以外 : R1=45	109 ~ 147	
	西目屋村	平地以外 : R1=50	128 ~ 168	
	藤崎町	平地 : R1=40	115 ~ 168	
	大鱒町	平地 : R1=40 平地以外 : R1=50	127 ~ 152	
	田舎館村	平地 : R1=40	115 ~ 120	

・ R1 : 1 時間雨量、R3 : 3 時間雨量、R24 : 24 時間雨量、RT : 総雨量

大雨注意報基準

二次細分区分	市町村	雨量基準 (単位 : mm)	土壌雨量 指数基準	現行基準 (単位 : mm)
東青津軽	青森市	R1=20 R3=40	137 ~ 221	R1=20 R3=40 R24=70
	外ヶ浜町		119 ~ 176	
	今別町		137 ~ 176	
	蓬田村		142 ~ 183	
	平内町		136 ~ 167	
北五津軽	五所川原市		134 ~ 180	
	板柳町		—	
	鶴田町		—	
	中泊町		131 ~ 170	
西津軽	つがる市		87 ~ 132	
	鯨ヶ沢町		87 ~ 160	
	深浦町		102 ~ 176	
中南津軽	弘前市		95 ~ 152	
	黒石市		115 ~ 147	
	平川市		109 ~ 147	
	西目屋村	128 ~ 168		
	藤崎町	115 ~ 168		
	大鰐町	127 ~ 152		
	田舎館村	115 ~ 120		

・ R1 : 1 時間雨量、R3 : 3 時間雨量、R24 : 24 時間雨量、RT : 総雨量

洪水警報基準

二次細分 区分	市町村	雨量基準 (単位：mm)	流域雨量指数基準	複合基準	現行基準 (単位：mm)
東青津軽	青森市	平地 : R1=45 平地以外 : R1=50	入内川=13 浪岡川=8 新城川=13 野内川=14	—	R1=40 (ただし RT=80) R3=80 R24=140
	外ヶ浜町	平地以外 : R1=60	蟹田川=21	R1=25 and 蟹田川=12	
	今別町	平地 : R1=40 平地以外 : R1=50	今別川=15	—	
	蓬田村	平地 : R1=40 平地以外 : R1=60	蓬田川=8	—	
	平内町	平地 : R3=80 平地以外 : R1=40	清水川=12	—	
北五津軽	五所川原市	平地 : R1=45 平地以外 : R1=50	小田川=8 松野木川=7 金木川=6	—	
	板柳町	平地 : R1=45		—	
	鶴田町	平地 : R1=40		—	
	中泊町	平地 : R1=40 平地以外 : R1=50	鳥谷川=11 今泉川=14	—	
西津軽	つがる市	平地 : R3=90 平地以外 : R1=50	山田川=15 旧十川=13 出精川=8	—	
	鱒ヶ沢町	平地以外 : R1=60	赤石川=16 中村川=9 鳴沢川=8	—	
	深浦町	平地 : R1=40 平地以外 : R1=60	追良瀬川=13 笹内川 =11 大童子川=8	—	
中南津軽	弘前市	平地 : R1=40 平地以外 : R1=45	土淵川=6 後長根川=8 前ヶ川=9 大和沢川=8	—	
	黒石市	平地 : R1=40 平地以外 : R1=45	浅瀬石川=19 十川=16 中野川=9 青荷川=8	—	
	平川市	平地 : R1=40 平地以外 : R1=45	浅瀬石川=12	—	
	西目屋村	平地以外 : R1=50	岩木川=23 大沢川=10 暗門川=11 湯ノ沢川 =10 大秋川=8	—	
	藤崎町	平地 : R1=40	十川=18	—	
	大鱒町	平地 : R1=40 平地以外 : R1=50	三ッ目内川=11 虹貝川=10	—	
	田舎館村	平地 : R1=40	浅瀬石川=19	—	

・ R1 : 1 時間雨量、R3 : 3 時間雨量、R24 : 24 時間雨量、RT : 総雨量

洪水注意報基準

二次細分区分	市町村	雨量基準 (単位：mm)	流域雨量指数基準	現行基準 (単位：mm)
東青津軽	青森市	R1=20 (ただし RT=50) R3=40	入内川=4 浪岡川=5 新城川=5 野内川=5	R1=40 (ただし RT=80) R3=80 R24=140
	外ヶ浜町		蟹田川=8	
	今別町		今別川=5	
	蓬田村		蓬田川=4	
	平内町		清水川=4	
北五津軽	五所川原市		小田川=4 松ノ木川=4 金木川=4	
	板柳町			
	鶴田町			
	中泊町		鳥谷川=5 今泉川=6	
西津軽	つがる市		山田川=14 旧十川=5 出精川=6	
	鯨ヶ沢町		赤石川=7 中村川=8 鳴沢川=8	
	深浦町		追良瀬川=9 笹内川=5 大童子川=4	
中南津軽	弘前市		土淵川=5 後長根川=5 前ヶ川=6 大和沢川=4	
	黒石市		浅瀬石川=14 十川=11 中野川=6 青荷川=4	
	平川市		浅瀬石川=5	
	西目屋村		岩木川=9 大沢川=4 暗門川=4 湯ノ沢川=4 大秋川=4	
	藤崎町		十川=8	
	大鰐町	三ッ目内川=4 虹貝川=4		
	田舎館村	浅瀬石川=12		

・ R1 : 1 時間雨量、R3 : 3 時間雨量、R24 : 24 時間雨量、RT : 総雨量

青森県の高潮警報基準

二次細分区分	高潮警報基準 基準港、潮位 (TP 上)
東青津軽	1.2m
北五津軽	五所川原・中泊 1.2m
西津軽	1.2m
下北	1.2m、 太平洋側 1.3m
三八	おいらせ・階上 1.3m
上北	1.2m 六ヶ所 1.3m

青森県の高潮注意報基準

二次細分区分	高潮警報基準 基準港、潮位 (TP 上)
東青津軽	0.9m、
北五津軽	0.9m
西津軽	0.9m
下北	0.9m
三八	0.9m
上北	0.9m

災害状況即報・確定報告

市町村				区 分			被 害	
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名				文 教 施 設	箇所			
区 分				被 害	そ	病 院	箇所	
人的被害	死 者		人	道 路	箇所			
	行 方 不 明 者		人	橋 り よ う	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人	河 川	箇所			
		軽 傷	人	港 湾	箇所			
住家被害	全 壊		棟	の	砂 防	箇所		
			世帯		清 掃 施 設	箇所		
			人		崖 く ず れ	箇所		
	半 壊		棟		鉄 道 不 通	箇所		
			世帯		被 害 船 舶	隻		
			人		水 道	戸		
	一 部 破 損		棟		他	電 話	回線	
			世帯			電 気	戸	
			人			ガ ス	戸	
	床 上 浸 水		棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯	り 災 者 数	人				
		人	火 災 発 生					
非住家	公 共 建 物		棟	建 物		件		
	そ の 他		棟	危 険 物		件		
				そ の 他		件		

区 分		被 害	市町村災害 対策本部	名称	
公立文教施設	千円			設置	月 日 時
農林水産業施設				解散	月 日 時
公共土木施設					

その他の公共施設						
小計						
そ の 他	農業被害					
	林業被害					
	畜産被害			災害救助法の 適用の有無	有	無
	水産被害					
	商工被害					
	その他			消防職員出勤延人数	人	
被害総額				消防団員出勤延人数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請 ・ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・その他関連事項					

※ 被害額は省略することができるものとする。

被害状況即報・確定報告

報告の时限	日時分現在	受信時刻	時分	
発信機関		受信機関		
発信者名		受信者名		
内 容				
発 生	日時	日時分		
	場所			
	原因			
人 的 被 害 の 状 況	被害の程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷		
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)		
	住所			
	収容先			
	その他参考事項 (応急処置、情報源、未確認の別、世帯主及び続柄等)			
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水
	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人
	応急対策の状況			

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の期限	日時分現在		受信時刻		時分		
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の 種別及び一時	世帯数	人数	屋内屋外 の別	今後の見通し
			(勧告、指示、自主) 日 時 分				
			(勧告、指示、自主) 日 時 分				
			(勧告、指示、自主) 日 時 分				
			(勧告、指示、自主) 日 時 分				
			(勧告、指示、自主) 日 時 分				
救 護 所 開 設 状 況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

公共施設被害

(第 報)

報告の期限	日時分現在	受信時刻	時分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 鉄道 ク. 電信・電話 ケ. 電力 コ. ガス サ. 水道 シ. その他 ()		
発生	日時	日時分	
	場所		
	原因		
状況	被害区域区間		
	管理者		
	被害程度 (概要)		
	応急対策の状況		
	復旧見込		
	その他参考事項		

被害状況報告（人的被害・建物被害関係）

災 害 発 生 年 月 日 時 分

災害対策本部設置 年 月 日 時 分

鱒ヶ沢町

区 分	月 日 時 分 (受)			
	発 (受) 信者名			
	月 日 時 分 現在			
人 的 被 害	死 者			
	行方不明者			
	負傷	重 傷		
		軽 傷		
住 家 被 害	全壊 全焼 流出	棟 数		
		世帯数		
		人 員		
	半壊 半焼	棟 数		
		世帯数		
		人 員		
	一 部 損 壊	棟 数		
		世帯数		
		人 員		
	浸 水	床 上	棟 数	
			世帯数	
			人 員	
床 下		棟 数		
		世帯数		
		人 員		
計	棟 数			
	世帯数			
	人 員			
非 住 家 被 害	上記に 準じた 主たる被害 (棟数)	全 壊		
		半 壊		
		床 上		
		床 下		
被 害 金 額 (千円)				

被害状況報告（人的被害・建物被害関係）

災 害 発 生 年 月 日 時 分

災害対策本部設置 年 月 日 時 分

鱒ヶ沢町

区 分	月 日 時 分 (受)			
	発 (受) 信者名			
	月 日 時 分 現在			
人 的 被 害	死 者			
	行方不明者			
	負傷	重 傷		
		軽 傷		
住 家 被 害	全壊 全焼 流出	棟 数		
		世帯数		
		人 員		
	半壊 半焼	棟 数		
		世帯数		
		人 員		
	一 部 損 壊	棟 数		
		世帯数		
		人 員		
	浸 水	床 上	棟 数	
			世帯数	
			人 員	
床 下		棟 数		
		世帯数		
		人 員		
計	棟 数			
	世帯数			
	人 員			
非 住 家 被 害	上記に 準じた 主たる被害 (棟数)	全 壊		
		半 壊		
		床 上		
		床 下		
被 害 金 額 (千円)				

被害状況報告（救助関係）

災 害 発 生 年 月 日 時 分

災害対策本部設置 年 月 日 時 分

鱒ヶ沢町

区分	月 日 時 分 (受け)		
	発 (受) 信者名		
	月 日 時 分 現在		
避難所	箇所数	箇所	
	収容実人数	人	
応急仮設住宅	設置戸数	戸	
	完成戸数	戸	
炊出し	給食実人員	人	
飲料水	対象人員	人	
	給水車台数	台	
被服・寝具等	世帯数	世帯	
	被 服	点	
	寝 具	点	
	その他	点	
医療及び助産	医療班	班	
		人	
	医療機関	機関	
		人	
	分べん者数	人	
救出	救出人員	人	
	行方不明	人	
応急処理	対象数	世帯	
学用品	小学生	人	
	中学生	人	
埋葬	埋葬数	体	
死体の 搜索処理	処理数	対	
障害物の 除去	対象世帯数	世帯	

被害状況報告（福祉施設関係）

月 日 時 現在 報告者名：

鯪ヶ沢町	福祉施設種別	被害施設名	設置主体	建物延面積	被害延面積	被害の程度	被害金額
計							

被害状況報告（医療施設関係）

月 日 時 現在 報告者名：

鯪ヶ沢町	被害施設名	被害の程度							被害額
		全壊	半壊	全焼	半焼	流失	浸水	その他	
									千円
計									

被害状況報告（環境衛生施設関係）

月 日 時 現在 報告者名：

鯪ヶ沢町	被害内容	被害額
計		

※ 被害内容には上水道、簡易水道、廃棄物処理施設ごとに、かつその被害程度を記入

水稻被害（第 報）

① 水 害

月 日 時 現在 報告者名：

市町村名	作付面積 ha	被害面積		被害減収量 t	単 価 円	被害額 千円	埋没・決壊		土砂流入	
		計 ha	うち被害率 30%以上 ha				被害面積 ha	被害量 t	被害面積 ha	被害量 t
鱈ヶ沢町 ◎	△	◎					() ◎	△	() ◎	△

冠 水 期 間							被害量 t	浸水被害面積 ha	被害農家	
被害面積 ha	1日未満 ha	1～2日 ha	3～4日 ha	5～6日 ha	7日以上 ha	冠水中 ha			戸数 戸	うち被害率 30%以上の 被害農家 戸
() ◎	() △	() △	() △	() △	() △	△	△	() ◎ △	△	

1 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は全ての欄に記入し報告する。（以下の様式についても同様）

2 冠水期間については、明確になった面積については、期間区分とし、その時点の冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いた後も差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。

3 被害面積等の上段（ ）には、被害率を記入する。

4 被害様相は次の区分による。

ア 埋没・決壊：土砂が畦畔の高さを越えて堆積したもの及び耕土が流出したもの

イ 土砂流入：土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの

ウ 冠水：稲が全部水中に没したもの

エ 浸水：水が畦畔の高さを越えて、かつ冠水には至らないもの

② 潮風害、干害、風害、冷害等

月 日 時 現在 報告者名：

市町村名	作付面積 ha	被害面積		被害減収量 t	単 価 円	被害額 千円
		計 ha	うち被害率30%以上 ha			
◎	△	◎		△	△	△

被害程度別面積				減 収 量				被害農家	
30%未満 ha	30～50%未満 ha	50～70%未満 ha	70%以上 ha	30%未満 ha	30～50%未満 ha	50～70%未満 ha	70%以上 ha	戸数 戸	うち被害率 30%以上の 被害農家 戸
△	△	△	△	△	△	△	△	△	

りんご・特産果樹被害

① 風 害

月 日 時現在 報告者名：

市町村名	樹種名	栽培面積	災害の種類	種 目	被害程度面積					被害量				被害金額 千円	備 考
					計 ha ・ 本	30% 未満 ha ・ 本	30~ 50% 未満 ha ・ 本	50~ 70% 未満 ha ・ 本	70% 以上 ha ・ 本	落 下		樹上 損傷 t			
										計 t	減収 t		品質 低下 t		
◎	◎	△	◎	風害 果実被害 樹体損傷 わい性台 普通台 ◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	りんごの 樹体損傷 は、わい 性台と普 通台に区 分する。
合計															
被害 戸数					戸										

② 風害以外

月 日 時現在 報告者名：

市町村名	樹種名	栽培面積	災害の種類	種 目	被害程度別面積					被害量		被害額 千円	備 考
					計 ha ・ 本	30% 未満 ha ・ 本	30~ 50% 未満 ha ・ 本	50~ 70% 未満 ha ・ 本	70% 以上 ha ・ 本	減収 t	品質 低下 t		
◎	◎	△	◎	水害 凍霜害 雪害 雹害 園地浸水 樹冠浸水 果実被害 樹体損傷 わい性台 普通台 ◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	園地浸水は状 況報告時のみ使 用する りんごの樹体 損傷は、わい性 台と普通台に区 分する。
合計													
被害 戸数					戸								

畑作、野菜、花き、桑樹被害

月 日 時現在 報告者名：

市町村名	品目毎	作型	被害程度別面積 (ha)					被害減収量 (t・本・鉢)					単価 (円)	被害額 (千円)	備考
			計	30%未満	30~50%未満	50~70%未満	70%以上	計	30%未満	30~50%未満	50~70%未満	70%以上			
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合計															

- 1 作型の欄には、災害暦等を参考の上、春まき栽培、夏まき栽培及び露地、マルチ等の区分を記入する。
- 2 備考欄には、被害の態様及び別に定めるもの以外については、ひがい減収量算定根拠を記入する。

畜産関係被害

① 家畜・畜産物

月 日 時現在 報告者名：

市町村名	区分			区分			区分			備考
	被害数量 (頭羽数等)	単価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単価 (円)	被害額 (千円)	
◎	()	△	△	()	△	△	()	△	△	
合計										

区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、牧乾草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入する。

被害数量欄の () 内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入する。

② 牧草、飼料作物等

月 日 時現在 報告者名：

市町村名	作物名	被害の態様	被害程度別面積 (ha)					被害減収量 (t)				単価 (円)	被害額 (千円)	備考	
			計	30%未満	30~50%未満	50~70%未満	70%以上	計	30%未満	30~50%未満	50~70%未満				
◎	◎	内訳	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	合計														

- 1 被害態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害を記入し、この態様別に被害面積、被害減収量を記入する。
- 2 備考欄に箇所数等を記入する。
- 3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とされたい。

牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1 番草 50% 2 番草 30% 3 番草 20%

農業関係共同利用施設被害

① 農業協同組合及び同連合会所有のもの

月 日 時現在 報告者名：

市町村名 鯉ヶ沢町

(単位：㎡、千円)

種類名	被害施設名	全壊			大破			中破			小破			計			備考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	
◎	()																
	()																
	()																
	計												◎			△	
◎	()																
	()																
	()																
	計												◎			△	
◎	()																
	()																
	()																
	計												◎			△	
合計																	

- 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。
「耕種関係」には、稲、麦類、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。
「園芸関係」には工芸作物（たばこ等）関係施設を含む。
「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの（有線放送、発配電施設等）を記入する。用途が複数の施設については、その主たる用途により分類した上で記入する。
- 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは不要とする。
- 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。

② その他所有のもの

月 日 時現在 報告者名：

市町村名 鱈ヶ沢町

(単位：㎡、千円)

種類名	被害施設名	全壊			大破			中破			小破			計			備考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	
◎	()																
	()																
	()																
	計												◎			△	
◎	()																
	()																
	()																
	計												◎			△	
◎	()																
	()																
	()																
	計												◎			△	
合計																	

- 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。
「耕種関係」には、稲、麦類、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。
「園芸関係」には工芸作物（たばこ等）関係施設を含む。
「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの（有線放送、発配電施設等）を記入する。
用途が複数の施設については、その主たる用途により分類した上で記入する。
- 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは不要とする。
- 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

月 日 時現在 報告者名：

市町村名 鱒ヶ沢町

種 類		数 量	単 位	単 価	被 害 額	備 考
生 産 資 材	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
	計	◎			△	
	そ の 他	()				
()						
()						
()						
()						
()						
()						
計		◎			△	
合 計						

- 1 在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理するものをいう。
- 2 「種類」欄の（ ）内には農協等名を記入する。
- 3 備考欄には被害の態様を記入する。

農地及び農業用施設の被害

「 年 月 日～ 日の による被害」

報告者名：

(単位：千円・ha)

区分		地区名			
被害報告額					
農 地	箇所				
	面積				
	金額				
農 業 用 施 設	頭首工	箇所			
		金額			
	水 路	箇所			
		金額			
	ため池	箇所			
		金額			
	揚水機	箇所			
		金額			
	橋 梁	箇所			
		金額			
	道 路	箇所			
		金額			
	農地保全	箇所			
		金額			
	施設小計	箇所			
		金額			
	備 考				

林業関係被害

(その1) [概況・確定報告]

災害名： _____ 年 月 日 現在

(単位：千円)

区分		地区名				合計
林 産 施 設	林産 施設等	数量				
		被害額				
	苗畑施設	数量				
		被害額				
	小計	数量				
		被害額				
林 産 物 等	林産物	数量				
		被害額				
	種苗	数量				
		被害額				
	林産物 間接被害	数量				
		被害額				
	小計	数量				
		被害額				

- 1 「数量」欄には、被害の箇所数、面積等を記入する。
- 2 「林産施設等」被害とは、木材倉庫、貯木場、木材加工施設、木炭加工施設、わさび・しいたけ等育成・加工施設等の全壊、半壊をいう。
- 3 「苗畑施設」被害とは、畑地流出、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等をいう。
- 4 「林産物」被害とは、立木・素材・製材等の木材被害、薪炭原木・木炭等の薪炭被害、わさび・しいたけ等の特用林産物被害と利用伐期令級未満の造林地被害の合計をいう。
- 5 「苗畑」被害欄には、樹種・面積・本数（千本、年性）を記入する。
- 6 「(林産物)間接被害」とは、道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬が不能となって滞貨した林産物等（木材・薪炭・特用林産物）をいう。

水産関係被害

月 日 時現在 報告者名：

区分 市町村名	水産業関係施設被害								
	共同利用施設			非共同利用施設			地方公共団体施設		
	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額
鯉ヶ沢町									
計									

水産業関係施設被害													
漁船										漁具・資材			
規模	減失		大破		中破		小破		計		種類	数量	金額
	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額			
無動力													
動力	5t未満												
	5t以上												

水産業関係施設被害						(A) 施設等 被害計	(B) 水産物被害			(C) 組合在庫品被害			(D)= (B)+(C) 水産業等 被害合計	(A)+(D) 水産業関係 被害合計
養殖関係			地方公共団体施設				種類	数量	金額	種類	数量	金額		
種類	数量	金額	施設名	数量	金額									

漁港施設関係被害（漁港海岸施設を含む）

災 害 速 報

（ 第 報 ）

被害報告額調書への記入 者	記入者
年 月 日	

異常気象名（年月日）

気象状況	風 速	10 分間最大	m/s	（	年	月	日	時	分）
	その他								

被 害 状 況							（金額単位：百万円）
漁港名又は地区名	事業主体	施設名	工 種	被災数量	復旧見込 工 事 費	備 考 （築造事業名年度等）	

漁港施設被害関係（一般被害状況）

① 海岸以外のものの被害状況

月 日 時 報告者名：

人的被害	死者	人	耕地被害	水田	流失埋没	ha	
	負傷者	人			冠水	ha	
	行方不明者	人		畑	流失埋没	ha	
建物被害	一般	全壊	戸		冠水	ha	
		半壊	戸	鉄道・軌道被害			
		流失	戸	漁船被害	隻・t		
	共同利用	漁具倉庫（全焼）	戸	漁具被害			
		漁具倉庫（半焼）	戸	減産見込	農産物	米	t
						麦	t
					水産物	魚類	t
						貝類	t
		藻類	t				
		合計	t				

② 漁港関係以外の公共土木施設被害状況

月 日 時 報告者名：

（単位：千円）

区分		被害		摘要
		箇所数	金額	
公共土木施設	河川			
	海岸（注）			
	砂防設備			
	道路			
	港湾			
	計			
農林施設	農地海岸			
	林地荒廃防止施設			
	計			
学校施設				
その他公共施設				
合計				

（注）上記の海岸は、漁港海岸以外（建設海岸等）の被害状況を記載

商工業、観光施設関係被害

月 日 時現在 報告者名：

鱒ヶ沢町

(金額単位：千円)

区分 地区名	被害内容	被害金額
計		

注) 被害内容は、鉱山、商店、事業所ごとにかつその被害程度を記入すること。

土木施設関係被害（県工事）

月 日 時現在 報告者名：

鱒ヶ沢町

(金額単位：千円)

区分 地区名	河川		海岸		砂防設備		地すべり防止 施設		急傾斜地崩壊防 止 施設		道路	
	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額
計												

橋梁		下水道		港湾		合計		主たる被害場所及び内容				
被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額					

土木施設関係被害（町工事）

月 日 時現在 報告者名：

鱒ヶ沢町

（金額単位：千円）

区分 地区名	河川		道路		橋梁		下水道		合計		主たる被害箇所 名 及び内容	
	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額	被害 箇所数	被害 金額		
計												

文教関係被害

月 日 時現在 報告者名：

(金額単位：千円)

区分	児童・生徒（教員、事務職員）被害（人）					教科書被害	学校施設			
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計		小学校		中学校	
							校数	金額	校数	金額
鱒ヶ沢町										
計										

社会教育施設						被害合計金額
社会教育施設		社会体育施設		文化財		
施設数	金額	施設数	金額	施設数	金額	

応急対策状況

課 担当者名：

区 分	措 置 事 項	措 置 月 日
1 被害地の調査連絡		
2 応急措置		
3 本省等に対する連絡		
4 本省、国会等の調査査定等		
5 その他		

注) 各課ごとに作成すること。

青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 要請市町村等名		鱒ヶ沢町 電話 0173-72 - 2111 発信者
2 災害の種別		行方不明・事故・救急・火災・自然災害・その他 ()
3 要請の内容		捜索・救助・傷病者搬送・空中消火・偵察・広報・撮影・輸送・ その他 ()
4 消防覚知日時		令和 年 月 日 () 時 分
5 県への要請日時		令和 年 月 日 () 時 分
6 発生場所		鱒ヶ沢町大字 字 番地 (目標) (離着陸場所)
7 捜索・救助の場合	要救助者	氏名 (男・女) 歳 (M・T・S・H 年 月 日生) 住所 電話 職業
	要救助者に係る特記事項	※既往症など
8 災害の概況 (事故等の状況、地上の捜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。)		
9 現場指揮者		所属・職・氏名
10 現場との連絡手段		無線等種別 携帯電話等 コールサイン等

11 傷病者輸送等の場合	傷病者	氏名 (男・女) 歳 (M・T・S・H) 年 月 日生) 住所 Tel 職業 電話 職業
	傷病名・症状 搬出病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車両所属名 同乗者 (医師名) 等	
12 気象状況	天候 風向 風速 m/sec 気温 °C 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)	
13 必要資機材		
14 その他必要な事項		
地図 (目標物が明確な大きめの図面を添付すること。)		

※ 以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時間	令和 年 月 日 () 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 L (ドラム缶 本)

特記事項	
------	--

ドクターヘリ及び防災ヘリの場外離着陸場ポイント一覧

ドクターヘリ

名称	所在地	連絡先	所有者又は管理者	地表面	注意事項
大高山総合公園	舞戸町字西松島 304-2	72-2111	鱈ヶ沢町役場 建設管財課	芝地	
西海小学校	舞戸町字小夜 190	72-2066	西海小学校/学校教育課 72-2111	草地	
室内温水プール	舞戸町字小夜 51-1	72-5700	スポーツセンター室内温水プール/社会教育課 72-2111	アスファルト	太陽光パネル
海の駅わんど付近海岸	本町地内	72-3001	鱈ヶ沢漁業協同組合/西北地方漁港漁場整備事務所 72-2345	アスファルト	
鱈ヶ沢漁港	浜町地内	72-3001	鱈ヶ沢漁業協同組合/西北地方漁港漁場整備事務所 72-2345	アスファルト	
舞戸小学校	舞戸町字久富 27	72-2789	舞戸小学校/学校教育課 72-2111	草地/土	状況により要散水
海浜公園	舞戸町字北禿 181	72-2111	政策推進課/西北地方漁港漁場整備事務所 72-2345	芝地	
七里長浜公園	北浮田町字今須浜田番外地	72-2111	政策推進課/西北地域県民局 34-2111	コンクリート	
(旧) 鳴沢小学校 (町営野球場)	北浮田町字外馬屋 51-3	72-2111	鱈ヶ沢町役場 建設管財課	土/草地	要散水
(旧) 建石小学校	建石町字島田 150	82-1252	ファッションレインボー/建設管財課 72-2111	草地	
(旧) 中村小学校	中村町字上山ノ井 62	72-2111	鱈ヶ沢町役場 建設管財課	草地	資材置場
小の畑ふれあい広場	浜横沢町字鷺泊地内	73-2009	町内会長(本間正三)/農林水産課 72-2111	草地	
長平青少年旅行村遊び広場	長平町字甲音羽山 251-13	72-1571	長平青少年旅行村/政策推進課 0173-72-2111	草地	
青森リゾート&スパ	長平町西岩木山 75	72-1011	青森リゾート株式会社	草地	
鱈ヶ沢中学校	赤石町大和田 27	72-3083	鱈ヶ沢中学校校長	芝地	
(旧) 南金沢小学校	南金沢町字晴間 7-4	72-2111	鱈ヶ沢町役場 建設管財課	草地	
熊の湯下流	一ッ森町字吉川	72-2111	鱈ヶ沢町役場 建設管財課	砂利敷き	状況により要散水
白神の森遊山道	深谷町字矢倉山 1-26	79-2009	くろもり館/政策推進課 72-2111	土	要散水

防災ヘリ

名称	所在地	連絡先	所有者又は管理者	地表面	注意事項
大高山総合公園	舞戸町西松島 304-2	72-2111	鱈ヶ沢町役場 建設管財課	芝地	風車停止
青森リゾート & スパ	長平町西岩木山 75	72-1011	青森リゾート株式会社	草地	駐車場

車両駐車場一覧

名称	所在地	連絡先	所有者又は管理者	地表面	注意事項
(旧)中村小学校	中村町字上山ノ井 62	72-2111	建設管財課財産管理班	草地	第一候補
(旧)南金沢小学校	南金沢町字晴間 7-4	72-2111	建設管財課財産管理班	草地	第二候補

各地区情報調査連絡員

鯉ヶ沢地区		鳴沢地区	
町内名	行政連絡員	町内名	行政連絡員
田中町	1名	湯舟町	1名
七ツ石町	1名	南浮田(上)・(下)	2名
本町一・二丁目	2名	小屋敷	1名
新町	1名	建石町・(上)	2名
釣町	1名	北浮田町	1名
浜町	3名	川尻	1名
漁師町	1名	山田野	1名
新地町	1名	保木原	2名
富根町	1名	鳴沢駅前	1名
淀町	1名	北開拓	1名
小夜	3名		
大和田	1名		
松島	1名		
舞戸地区		赤石地区	
町内名	行政連絡員	町内名	行政連絡員
みどり団地	1名	目内崎	1名
岩谷	1名	赤石1・2・3・4・5班	5名
岩谷第二	1名	深谷町	1名
宮浜	1名	姥袋	1名
三ツ沢	1名	牛島	1名
新田	2名	日照田	1名
舞戸本町	1名	館前	1名
林町	1名	細ヶ平	1名
坂本一・二(上)・二	3名	黒森	1名
浜毛	1名	山子	1名
上野	1名	金沢	1名
館	1名	種里町	1名
高森	1名	小森町	1名
舞戸東町	2名	梨中	1名
蒲生	1名	鬼袋	1名
鳴戸ヶ丘	1名	一ツ森	1名
		大然	1名
中村地区			
町内名	行政連絡員	町内名	行政連絡員
中村町・(下)	2名	除木1・2班	2名
中下	1名	一本杉	1名
間木	1名	白沢	1名
大宮	1名	松代町	1名
浜横沢町	1名	第二松代	1名
長間瀬	1名	長代町	1名
小ノ畑	1名	和開拓	1名

鯉ヶ沢地区消防団情報調査連絡員

鯉ヶ沢地区

分団	町内	連絡員	カバー範囲
1の1	大和田	部長が兼ねる	大和田全域・赤石漁港付近まで
1の2	富根町	部長が兼ねる	豊受神社付近から淀町・富根町・新地
1の3	漁師町	部長が兼ねる	漁師町・浜町・新町・釣町・新地町
1の4	本町	部長が兼ねる	浜町一部・本町・米町・小夜
1の5	田中町	部長が兼ねる	田中町・セツ石町・西松島

赤石地区

分団	町内	連絡員	カバー範囲
2の1	赤石	部長が兼ねる	赤石町全域
2の2	牛島	部長が兼ねる	牛島・姥袋全域
2の4	日照田	部長が兼ねる	日照田全域
2の5	館前	部長が兼ねる	館前全域
2の6	深谷	部長が兼ねる	深谷全域
2の7	細ヶ平	部長が兼ねる	細ヶ平・黒森全域
2の9	山子	部長が兼ねる	山子全域・金沢一部
2の10	目内崎	部長が兼ねる	目内崎全域
2の11	金沢	部長が兼ねる	金沢全域
2の12	種里	部長が兼ねる	種里全域
2の13	小森	部長が兼ねる	小森・梨中全域
2の15	鬼袋	部長が兼ねる	鬼袋全域
2の16	一ツ森	部長が兼ねる	一ツ森全域

舞戸地区

分団	町内	連絡員	カバー範囲
3の1	舞戸	部長が兼ねる	舞戸全域・新田・三ツ沢
3の2	館	部長が兼ねる	館全域・坂本・蒲生・後家屋敷
3の3	上野	部長が兼ねる	上野全域・林町・浜毛・みどり団地・南浮田町一部

中村地区

分団	町内	連絡員	カバー範囲
4の1	中村	部長が兼ねる	中村全域
4の2	中下	部長が兼ねる	中下全域
4の3	間木	部長が兼ねる	間木全域
4の4	浜横沢	部長が兼ねる	浜横沢・長間瀬全域
4の6	小ノ畑	部長が兼ねる	小ノ畑全域・鷺泊一部
4の8	一本杉	部長が兼ねる	一本杉全域・玉坂付近・蓬平全域
4の9	白沢	部長が兼ねる	白沢全域・芦荻町下雲坂付近
4の10	松代	部長が兼ねる	松代全域
4の11	長平	部長が兼ねる	長平町・和開全域・一部湯舟

鳴沢地区

分団	町内	連絡員	カバー範囲
5の1	北浮田	部長が兼ねる	北浮田町全域・平野
5の2	南浮田	部長が兼ねる	南浮田町全域
5の3	湯舟	部長が兼ねる	湯舟全域
5の4	小屋敷	部長が兼ねる	小屋敷全域・北開拓・山田野一部
5の5	建石	部長が兼ねる	建石全域・山田野一部
5の6	保木原	部長が兼ねる	保木原・鳴沢駅前全域・
5の7	川尻	部長が兼ねる	川尻全域・南浮田町一部

災害時における応急対策業務に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、(株)丸重組（以下「乙」という。）は、当町において発生した地震、津波、風水害その他災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 住居等の建物物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去
- (3) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- (4) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (5) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業並びに緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (6) 公共施設等の被災状況の収集及び提供作業
- (7) 緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- (8) その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙が所有する建設資機材及び料力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

2 乙は、前項により建設資機材等の協力要請があったときは、可能な限り、協力を行う。

（要請手続）

第4条 甲は、協力を要請する場合は、災害等の状況、場所、活動内容等について、協力応援要請書（別記様式第1号）により応急対策業務を要請する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により応急対策業務を要請することができる。この場合において甲は、事後遅滞なく前項の例により協力応援要請書を交付する。

(報告)

第5条 乙は、応急対策業務が終了したときは、速やかに協力応援実施報告書（別記様式2号）を甲に提出する。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭又はその他の手段で報告し、その後、速やかに協力応援実施報告書を提出する。

(費用の負担)

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、法第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて当該応援を行った場合の経費の負担は、同法第92条に定める。

2 料金等の算出方法については、災害発生時において当該地域における通常の実費用を基準とし、甲、乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 乙は、第2条の規定による業務により甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲、乙協議して定める。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行う。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報は、積極的に甲に提供する。

(解除)

第10条 乙が、甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合、又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合、並びに解除の申し出があった場合は、甲は、別記様式3号により、この協定を解除する旨を乙に通知する。

2 乙は特別な理由がある場合を除き、これに記名押印しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

平成 21 年 7 月 24 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 長谷川兼己

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 106 番地
株式会社 丸重組
代表取締役 富田名重

協力応援要請書

様

鱈ヶ沢町長

1 応援日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 応援場所

3 災害状況

4 活動内容

5 要請する建設資機材等（名称・台数・数量・人員等）

	建設資機材名	台数・数量・人数	備考
建設機械			
建設資材			
人員	作業員	人	
	その他	人	

6 現場責任者

7 その他、必要な事項

（要請担当部（課））

鱈ヶ沢町災害対策本部建設管財課

（所属課名） 建設管財課

（電話番号） 72-2111

協力応援実施報告書

鯨ヶ沢町長 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号

印

1 実施日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 実施場所

3 実施内容

4 使用した建設資機材等

	建設資機材名称	台数・数量・人数	備 考
建設機械	バックホー	台	
	ブルドーザー	台	
	ホイールローダー	台	
	ダンプトラック (ダンプ)	台	
	移動可能なクレーン	台	
	その他	台	
建設資材	土嚢袋		
	養生シート		
	バリケード		
	仮囲い板 (万能板・足場材料等)		
	土留め材 (矢板・ばり等)		
	その他		
人 員	作業員	人	
	その他	人	

6 その他

災害時における応急対策業務協定の解除

平成 年 月 日締結の災害時における応急対策業務に関する協定書第 10 条の規定に基づき、甲は本協定を解除し、乙はこれに同意した。

【解除理由】

上記を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鰺ヶ沢町長

(乙)

災害時における応急対策業務に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、(株)ストヨネ（以下「乙」という。）は、当町において発生した地震、津波、風水害その他災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第 2 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 住居等の建物物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去
- (3) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- (4) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (5) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業並びに緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (6) 公共施設等の被災状況の収集及び提供作業
- (7) 緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- (8) その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙が所有する建設資機材及び料力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

2 乙は、前項により建設資機材等の協力要請があったときは、可能な限り、協力を行う。

（要請手続）

第 4 条 甲は、協力を要請する場合は、災害等の状況、場所、活動内容等について、協力応援要請書（別記様式第 1 号）により応急対策業務を要請する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により応急対策業務を要請することができる。この場合において甲は、事後遅滞なく前項の例により協力応援要請書を交付する。

(報告)

第5条 乙は、応急対策業務が終了したときは、速やかに協力応援実施報告書（別記様式2号）を甲に提出する。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭又はその他の手段で報告し、その後、速やかに協力応援実施報告書を提出する。

(費用の負担)

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、法第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて当該応援を行った場合の経費の負担は、同法第92条に定める。

2 料金等の算出方法については、災害発生時において当該地域における通常の実費用を基準とし、甲、乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 乙は、第2条の規定による業務により甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲、乙協議して定める。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行う。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報は、積極的に甲に提供する。

(解除)

第10条 乙が、甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合、又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合、並びに解除の申し出があった場合は、甲は、別記様式3号により、この協定を解除する旨を乙に通知する。

2 乙は特別な理由がある場合を除き、これに記名押印しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成 21 年 7 月 24 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 長谷川 兼己

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町
大字南金沢町字床夏 146 番地 1
株式会社 ストヨネ
代表取締役 須 藤 壽

協力応援要請書

様

鱈ヶ沢町長

1 応援日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 応援場所

3 災害状況

4 活動内容

5 要請する建設資機材等（名称・台数・数量・人員等）

	建設資機材名	台数・数量・人数	備 考
建設機械			
建設資材			
人 員	作業員	人	
	その他	人	

6 現場責任者

7 その他、必要な事項

(要請担当部 (課))

鱈ヶ沢町災害対策本部建設管財課

(所属課名) 建設管財課

(電話番号) 72-2111

協力応援実施報告書

鯨ヶ沢町長 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号

印

1 実施日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 実施場所

3 実施内容

4 使用した建設資機材等

	建設資機材名称	台数・数量・人数	備 考
建設機械	バックホー	台	
	ブルドーザー	台	
	ホイールローダー	台	
	ダンプトラック (ダンプ)	台	
	移動可能なクレーン	台	
	その他	台	
建設資材	土嚢袋		
	養生シート		
	バリケード		
	仮囲い板 (万能板・足場材料等)		
	土留め材 (矢板・ばり等)		
	その他		
人 員	作業員	人	
	その他	人	

6 その他

災害時における応急対策業務協定の解除

平成 年 月 日締結の災害時における応急対策業務に関する協定書第 10 条の規定に基づき、甲は本協定を解除し、乙はこれに同意した。

【解除理由】

上記を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長

(乙)

災害時における応急対策業務に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、(株)雁金建設（以下「乙」という。）は、当町において発生した地震、津波、風水害その他災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第 2 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 住居等の建物物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去
- (3) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- (4) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (5) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業並びに緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (6) 公共施設等の被災状況の収集及び提供作業
- (7) 緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- (8) その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙が所有する建設資機材及び料力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

2 乙は、前項により建設資機材等の協力要請があったときは、可能な限り、協力を行う。

（要請手続）

第 4 条 甲は、協力を要請する場合は、災害等の状況、場所、活動内容等について、協力応援要請書（別記様式第 1 号）により応急対策業務を要請する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により応急対策業務を要請することができる。この場合において甲は、事後遅滞なく前項の例により協力応援要請書を交付する。

(報告)

第5条 乙は、応急対策業務が終了したときは、速やかに協力応援実施報告書（別記様式2号）を甲に提出する。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭又はその他の手段で報告し、その後、速やかに協力応援実施報告書を提出する。

(費用の負担)

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、法第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて当該応援を行った場合の経費の負担は、同法第92条に定める。

2 料金等の算出方法については、災害発生時において当該地域における通常の実費用を基準とし、甲、乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 乙は、第2条の規定による業務により甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲、乙協議して定める。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行う。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報は、積極的に甲に提供する。

(解除)

第10条 乙が、甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合、又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合、並びに解除の申し出があった場合は、甲は、別記様式3号により、この協定を解除する旨を乙に通知する。

2 乙は特別な理由がある場合を除き、これに記名押印しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成 21 年 7 月 24 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 長谷川 兼己

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町
大字南浮田町字美ノ捨 48 番地 1
株式会社 雁金建設
代表取締役 新保 静子

協力応援要請書

様

鱒ヶ沢町長

1 応援日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 応援場所

3 災害状況

4 活動内容

5 要請する建設資機材等（名称・台数・数量・人員等）

	建設資機材名	台数・数量・人数	備考
建設機械			
建設資材			
人員	作業員	人	
	その他	人	

6 現場責任者

7 その他、必要な事項

（要請担当部（課））

鱒ヶ沢町災害対策本部建設管財課

（所属課名） 建設管財課

（電話番号） 72-2111

協力応援実施報告書

鯨ヶ沢町長 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号

印

1 実施日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 実施場所

3 実施内容

4 使用した建設資機材等

	建設資機材名称	台数・数量・人数	備 考
建設機械	バックホー	台	
	ブルドーザー	台	
	ホイールローダー	台	
	ダンプトラック (ダンプ)	台	
	移動可能なクレーン	台	
	その他	台	
建設資材	土嚢袋		
	養生シート		
	バリケード		
	仮囲い板 (万能板・足場材料等)		
	土留め材 (矢板・ばり等)		
	その他		
人 員	作業員	人	
	その他	人	

6 その他

災害時における応急対策業務協定の解除

平成 年 月 日締結の災害時における応急対策業務に関する協定書第 10 条の規定に基づき、甲は本協定を解除し、乙はこれに同意した。

【解除理由】

上記を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鰺ヶ沢町長

(乙)

災害時における応急対策業務に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、(株)太田建設（以下「乙」という。）は、当町において発生した地震、津波、風水害その他災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 住居等の建物物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去
- (3) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- (4) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (5) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業並びに緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (6) 公共施設等の被災状況の収集及び提供作業
- (7) 緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- (8) その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙が所有する建設資機材及び料力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

2 乙は、前項により建設資機材等の協力要請があったときは、可能な限り、協力を行う。

（要請手続）

第4条 甲は、協力を要請する場合は、災害等の状況、場所、活動内容等について、協力応援要請書（別記様式第1号）により応急対策業務を要請する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により応急対策業務を要請することができる。この場合において甲は、事後遅滞なく前項の例により協力応援要請書を交付する。

(報告)

第5条 乙は、応急対策業務が終了したときは、速やかに協力応援実施報告書（別記様式2号）を甲に提出する。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭又はその他の手段で報告し、その後、速やかに協力応援実施報告書を提出する。

(費用の負担)

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、法第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて当該応援を行った場合の経費の負担は、同法第92条に定める。

2 料金等の算出方法については、災害発生時において当該地域における通常の実費用を基準とし、甲、乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 乙は、第2条の規定による業務により甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲、乙協議して定める。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行う。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報は、積極的に甲に提供する。

(解除)

第10条 乙が、甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合、又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合、並びに解除の申し出があった場合は、甲は、別記様式3号により、この協定を解除する旨を乙に通知する。

2 乙は特別な理由がある場合を除き、これに記名押印しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

平成 21 年 7 月 24 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2

鱒ヶ沢町長 長谷川 兼己

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字種里町字中崎 5 番地 1

太田建設 株式会社

代表取締役 太田 セツ

協力応援要請書

様

鱒ヶ沢町長

1 応援日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 応援場所

3 災害状況

4 活動内容

5 要請する建設資機材等（名称・台数・数量・人員等）

	建設資機材名	台数・数量・人数	備 考
建設機械			
建設資材			
人 員	作業員	人	
	その他	人	

6 現場責任者

7 その他、必要な事項

(要請担当部 (課))

鱒ヶ沢町災害対策本部建設管財課

(所属課名) 建設管財課

(電話番号) 72-2111

協力応援実施報告書

鯨ヶ沢町長 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号

印

1 実施日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 実施場所

3 実施内容

4 使用した建設資機材等

	建設資機材名称	台数・数量・人数	備 考
建設機械	バックホー	台	
	ブルドーザー	台	
	ホイールローダー	台	
	ダンプトラック (ダンプ)	台	
	移動可能なクレーン	台	
	その他	台	
建設資材	土嚢袋		
	養生シート		
	バリケード		
	仮囲い板 (万能板・足場材料等)		
	土留め材 (矢板・ばり等)		
	その他		
人 員	作業員	人	
	その他	人	

6 その他

別記様式第 3 号

災害時における応急対策業務協定の解除

平成 年 月 日締結の災害時における応急対策業務に関する協定書第 10 条の規定に基づき、甲は本協定を解除し、乙はこれに同意した。

【解除理由】

上記を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鰺ヶ沢町長

(乙)

災害時における応急対策業務に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、（有）工藤満建設（以下「乙」という。）は、当町において発生した地震、津波、風水害その他災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第 2 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 住居等の建物物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去
- (3) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- (4) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (5) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業並びに緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (6) 公共施設等の被災状況の収集及び提供作業
- (7) 緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- (8) その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙が所有する建設資機材及び料力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

2 乙は、前項により建設資機材等の協力要請があったときは、可能な限り、協力を行う。

（要請手続）

第 4 条 甲は、協力を要請する場合は、災害等の状況、場所、活動内容等について、協力応援要請書（別記様式第 1 号）により応急対策業務を要請する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により応急対策業務を要請することができる。この場合において甲は、事後遅滞なく前項の例により協力応援要請書を交付する。

(報告)

第5条 乙は、応急対策業務が終了したときは、速やかに協力応援実施報告書（別記様式2号）を甲に提出する。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭又はその他の手段で報告し、その後、速やかに協力応援実施報告書を提出する。

(費用の負担)

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、法第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて当該応援を行った場合の経費の負担は、同法第92条に定める。

2 料金等の算出方法については、災害発生時において当該地域における通常の実費用を基準とし、甲、乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 乙は、第2条の規定による業務により甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲、乙協議して定める。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行う。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報は、積極的に甲に提供する。

(解除)

第10条 乙が、甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合、又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合、並びに解除の申し出があった場合は、甲は、別記様式3号により、この協定を解除する旨を乙に通知する。

2 乙は特別な理由がある場合を除き、これに記名押印しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

平成 21 年 7 月 24 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2

鱒ヶ沢町長 長谷川 兼己

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜 313 番地 4

有限会社 工藤満建設

代表取締役 工藤 清一

協力応援要請書

様

鱈ヶ沢町長

1 応援日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 応援場所

3 災害状況

4 活動内容

5 要請する建設資機材等（名称・台数・数量・人員等）

	建設資機材名	台数・数量・人数	備考
建設機械			
建設資材			
人員	作業員	人	
	その他	人	

6 現場責任者

7 その他、必要な事項

（要請担当部（課））

鱈ヶ沢町災害対策本部建設管財課

（所属課名） 建設管財課

（電話番号） 72-2111

協力応援実施報告書

鯨ヶ沢町長 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号

印

1 実施日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 実施場所

3 実施内容

4 使用した建設資機材等

	建設資機材名称	台数・数量・人数	備 考
建設機械	バックホー	台	
	ブルドーザー	台	
	ホイールローダー	台	
	ダンプトラック（ダンプ）	台	
	移動可能なクレーン	台	
	その他	台	
建設資材	土嚢袋		
	養生シート		
	バリケード		
	仮囲い板（万能板・足場材料等）		
	土留め材（矢板・ばり等）		
	その他		
人 員	作業員	人	
	その他	人	

6 その他

災害時における応急対策業務協定の解除

平成 年 月 日締結の災害時における応急対策業務に関する協定書第 10 条の規定に基づき、甲は本協定を解除し、乙はこれに同意した。

【解除理由】

上記を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鰺ヶ沢町長

(乙)

災害時における応急対策業務に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、今村建設（株）（以下「乙」という。）は、当町において発生した地震、津波、風水害その他災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第 2 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 住居等の建物物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去
- (3) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- (4) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (5) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業並びに緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (6) 公共施設等の被災状況の収集及び提供作業
- (7) 緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- (8) その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙が所有する建設資機材及び料力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

2 乙は、前項により建設資機材等の協力要請があったときは、可能な限り、協力を行う。

（要請手続）

第 4 条 甲は、協力を要請する場合は、災害等の状況、場所、活動内容等について、協力応援要請書（別記様式第 1 号）により応急対策業務を要請する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により応急対策業務を要請することができる。この場合において甲は、事後遅滞なく前項の例により協力応援要請書を交付する。

(報告)

第5条 乙は、応急対策業務が終了したときは、速やかに協力応援実施報告書（別記様式2号）を甲に提出する。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭又はその他の手段で報告し、その後、速やかに協力応援実施報告書を提出する。

(費用の負担)

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、法第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて当該応援を行った場合の経費の負担は、同法第92条に定める。

2 料金等の算出方法については、災害発生時において当該地域における通常の実費用を基準とし、甲、乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 乙は、第2条の規定による業務により甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲、乙協議して定める。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行う。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報は、積極的に甲に提供する。

(解除)

第10条 乙が、甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合、又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合、並びに解除の申し出があった場合は、甲は、別記様式3号により、この協定を解除する旨を乙に通知する。

2 乙は特別な理由がある場合を除き、これに記名押印しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

平成 21 年 7 月 24 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 長谷川 兼己

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜町 100 番地 6
今村建設 株式会社
代表取締役 今村 一城

協力応援要請書

様

鱈ヶ沢町長

1 応援日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 応援場所

3 災害状況

4 活動内容

5 要請する建設資機材等（名称・台数・数量・人員等）

	建設資機材名	台数・数量・人数	備考
建設機械			
建設資材			
人員	作業員	人	
	その他	人	

6 現場責任者

7 その他、必要な事項

（要請担当部（課））

鱈ヶ沢町災害対策本部建設管財課

（所属課名） 建設管財課

（電話番号） 72-2111

協力応援実施報告書

鯨ヶ沢町長 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号

印

1 実施日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 実施場所

3 実施内容

4 使用した建設資機材等

	建設資機材名称	台数・数量・人数	備 考
建設機械	バックホー	台	
	ブルドーザー	台	
	ホイールローダー	台	
	ダンプトラック (ダンプ)	台	
	移動可能なクレーン	台	
	その他	台	
建設資材	土嚢袋		
	養生シート		
	バリケード		
	仮囲い板 (万能板・足場材料等)		
	土留め材 (矢板・ばり等)		
	その他		
人 員	作業員	人	
	その他	人	

6 その他

災害時における応急対策業務協定の解除

平成 年 月 日締結の災害時における応急対策業務に関する協定書第 10 条の規定に基づき、甲は本協定を解除し、乙はこれに同意した。

【解除理由】

上記を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鰺ヶ沢町長

(乙)

災害時における応急対策業務に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、（有）中村林業土木（以下「乙」という。）は、当町において発生した地震、津波、風水害その他災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第 2 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 住居等の建物物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去
- (3) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- (4) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (5) 公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業並びに緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (6) 公共施設等の被災状況の収集及び提供作業
- (7) 緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- (8) その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙が所有する建設資機材及び料力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

2 乙は、前項により建設資機材等の協力要請があったときは、可能な限り、協力を行う。

（要請手続）

第 4 条 甲は、協力を要請する場合は、災害等の状況、場所、活動内容等について、協力応援要請書（別記様式第 1 号）により応急対策業務を要請する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により応急対策業務を要請することができる。この場合において甲は、事後遅滞なく前項の例により協力応援要請書を交付する。

(報告)

第5条 乙は、応急対策業務が終了したときは、速やかに協力応援実施報告書（別記様式2号）を甲に提出する。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭又はその他の手段で報告し、その後、速やかに協力応援実施報告書を提出する。

(費用の負担)

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、法第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて当該応援を行った場合の経費の負担は、同法第92条に定める。

2 料金等の算出方法については、災害発生時において当該地域における通常の実費用を基準とし、甲、乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 乙は、第2条の規定による業務により甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲、乙協議して定める。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行う。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報は、積極的に甲に提供する。

(解除)

第10条 乙が、甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合、又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合、並びに解除の申し出があった場合は、甲は、別記様式3号により、この協定を解除する旨を乙に通知する。

2 乙は特別な理由がある場合を除き、これに記名押印しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

平成 21 年 7 月 24 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2

鱒ヶ沢町長 長谷川 兼己

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山 152 番地

有限会社 中村林業土木

代表取締役 中村 平治

協力応援要請書

様

鱒ヶ沢町長

1 応援日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 応援場所

3 災害状況

4 活動内容

5 要請する建設資機材等 (名称・台数・数量・人員等)

	建設資機材名	台数・数量・人数	備 考
建設機械			
建設資材			
人 員	作業員	人	
	その他	人	

6 現場責任者

7 その他、必要な事項

(要請担当部 (課))

鱒ヶ沢町災害対策本部建設管財課

(所属課名) 建設管財課

(電話番号) 72-2111

協力応援実施報告書

鯨ヶ沢町長 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号

印

1 実施日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 実施場所

3 実施内容

4 使用した建設資機材等

	建設資機材名称	台数・数量・人数	備 考
建設機械	バックホー	台	
	ブルドーザー	台	
	ホイールローダー	台	
	ダンプトラック (ダンプ)	台	
	移動可能なクレーン	台	
	その他	台	
建設資材	土嚢袋		
	養生シート		
	バリケード		
	仮囲い板 (万能板・足場材料等)		
	土留め材 (矢板・ばり等)		
	その他		
人 員	作業員	人	
	その他	人	

6 その他

災害時における応急対策業務協定の解除

平成 年 月 日締結の災害時における応急対策業務に関する協定書第 10 条の規定に基づき、甲は本協定を解除し、乙はこれに同意した。

【解除理由】

上記を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鰺ヶ沢町長

(乙)

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、有限会社 白神山美水館（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「鱒ヶ沢町地域防災計画」に基づく応急措置のため生活関連物資（以下「物資」という。）が必要となった場合に、その供給の協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに物資の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第 2 条 災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行う。

（供給の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により物資の供給要請を受けたときは、甲に対し可能な範囲内で速やかに物資の供給に努める。

（供給対象物資）

第 4 条 乙が供給する物資は、次のとおりとする。

品 名		規 格
ミネラルウォーター	ペットボトル	350 ml
ミネラルウォーター	ペットボトル	500ml
ミネラルウォーター	ペットボトル	1500 ml
ミネラルウォーター	ペットボトル	2000 ml

（要請方法）

第 5 条 甲から乙への物資の要請は、原則として出荷要請書（様式第 1 号）により行う。ただし、緊急を要するときは口頭で要請を行い、事後において出荷要請書を提出する。

（物資の引渡し）

第 6 条 甲は、乙の指定の指定する場所において物資の受渡しを受けるものとし、その運搬は甲が行う。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に協力する。

（経費の負担）

第 7 条 甲の要請に基づき、乙から引渡しを受けた物資の代金及び第 6 条ただし書きの規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担する。

(価格の決定)

第8条 物資の供給価格については、平常時の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定する。また、第6条ただし書きの規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議の上決定する。

(支払)

第9条 甲は、乙から物資を受領した場合、その物資の代金及び第6条ただし書きの規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づきできるだけ速やかにその代金を支払う。

(傷害死亡等補償)

第10条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行う。

(損害負担)

第11条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定める。

(協定の変更)

第12条 この協定を変更しようとするとき、甲、乙共に実施の1月前に申し出る。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定の実施に関し必要事項及び協定に定めのない事項は、甲、乙協議して定める。

この協定を締結したことを証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 21 年 7 月 24 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 長谷川 兼己

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町
大字赤石町字大和田 39 番地 42
有限会社 白神山美水館
代表取締役社長 太田 正光

様

鱒ヶ沢町長

出 荷 要 請 書

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日 時	年 月 日	
場 所		
	品 名	数 量
その他		

(要請担当部 (班)) 鱒ヶ沢町災害対策本部
 健康福祉部 衛生救護班・救助班
 (担当課名) 健康福祉課・町民生活課
 (電話番号) 72-2111

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、つがるにしきた農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「鱒ヶ沢町地域防災計画」に基づく応急措置のため生活関連物資（以下「物資」という。）が必要となった場合に、その供給の協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに物資の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第 2 条 災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行う。

（供給の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により物資の供給要請を受けたときは、甲に対し可能な範囲内で速やかに物資の供給に努める。

（供給対象物資）

第 4 条 乙が供給する物資は、別表のとおりとする。

（要請方法）

第 5 条 甲から乙への物資の要請は、原則として出荷要請書（様式第 1 号）により行う。ただし、緊急を要するときは口頭で要請を行い、事後において出荷要請書を提出する。

（物資の引渡し）

第 6 条 甲は、乙の指定する場所において物資の引渡しを受けるものとし、その運搬は甲が行う。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に協力する。

（経費の負担）

第 7 条 甲の要請に基づき、この乙から引渡しを受けた物資の代金及び第 6 条ただし書きの規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担する。

（価格の決定）

第 8 条 物資の供給価格については、平常時の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定する。また、第 6 条ただし書きの規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議の上決定する。

(支払)

第9条 甲は、乙から物資を受領した場合、その物資の代金及び第6条ただし書きの規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づきできるだけ速やかにその代金を支払う。

(傷害死亡等補償)

第10条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行う。

(損害負担)

第11条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定める。

(協定の変更)

第12条 この協定を変更しようとするときは、甲、乙共に実施の1月前に申し出る。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲、乙協議して定める。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月24日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2

鱒ヶ沢町長 長谷川兼己

(乙) 青森県西津軽郡稲垣町豊川宮川1番地19

つがるにしきた農業協同組合

代表理事組合長 山田衛

別表

主 食	米、インスタント食品	など	
副 食	生鮮野菜等（ただし、その時期に収穫できる野菜等）		
	缶詰、漬物、佃煮、干物類、ハム類、ソーセージ類 インスタント食品、豆腐、油揚げ	など	
調味料	味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油 マヨネーズ	など	
飲料水	ペットボトル飲料水、缶飲料水	など	
衣 料	タオル、軍手、靴下、雨具	など	
日用品	一 般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレトペーパー 生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ	など
	台 所	鍋、やかん、スポンジ、台所用品、はし、茶碗、汁椀 湯のみ、スプーン、フォーク、ラップ	など
	乳 児	おむつ、おむつカバー、哺乳瓶、ポット	など
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク ゴミ袋、飲料水用ポリ容器、医薬品	など
	燃 料	LPG ボンベ、LPG 用コンロ、カセット式ボンベ	など

様

鯉ヶ沢町長

出 荷 要 請 書

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日 時	年 月 日	
場 所		
内 容	品 名	数 量
その他		

(要請担当部 (班)) 鯉ヶ沢町災害対策本部
 健康福祉部 衛生救護班・救助班
 (担当課名) 健康福祉課・町民生活課
 (電話番号) 72-2111

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 敬通（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「鱒ヶ沢町地域防災計画」に基づく応急措置のため生活関連物資（以下「物資」という。）が必要となった場合に、その供給の協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに物資の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第 2 条 災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行う。

（供給の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により物資の供給要請を受けたときは、甲に対し保有または調達可能な範囲内で速やかに物資の供給に努める。

（供給対象物資）

第 4 条 乙が供給する物資は別表 1 に掲げるものうち、乙が保有または調達可能な物資とし、甲は、その中から緊急に必要とする物資を選定し、要請を行う。

（要請方法）

第 5 条 甲から乙への物資の要請は、原則として出荷要請書（様式第 1 号）により行い、品目、数量、納入日時その他必要な事項を明らかにして行う。ただし、緊急を要するときは口頭で要請を行い、事後において出荷要請書を提出する。

（物資の引渡し）

第 6 条 甲は、乙の指定する場所において物資の引渡しを受けるものとし、その運搬は甲が行う。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に可能な限り協力する。

（経費の負担）

第 7 条 甲の要請に基づき、この乙から引渡しを受けた物資の代金及び第 6 条ただし書きの規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担する。

（価格の決定）

第 8 条 物資の供給価格については、災害の発生する直前時における乙の店頭表示価格を基準とし、甲、乙協議の上決定する。また、第 6 条ただし書きの規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議の上決定する。

(支払)

第9条 甲は、乙から物資を受領した場合、その物資の代金及び第6条ただし書きの規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づきできるだけ速やかにその代金を支払う。

(傷害死亡等補償)

第10条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行う。

(損害負担)

第11条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定める。

(協定の変更)

第12条 この協定を変更しようとするときは、甲、乙共に実施の1月前に申し出る。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲、乙協議して定める。

この協定を締結したことを証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月24日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 長谷川兼己

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町
大字舞戸町字西禿25番地2
株式会社 敬通
代表取締役 葛西功樹

別表1

主 食		弁当、麺類、パン、牛乳、粉ミルク、インスタント食品	など
副 食		缶詰、漬物、佃煮、干物類、ハム類、ソーセージ類 インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜	など
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油 マヨネーズ	など
飲料水		ペットボトル飲料水、缶飲料水	など
衣 料		タオル、軍手、靴下、雨具	など
日用品	一 般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー 生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ	など
	台 所	鍋、やかん、スポンジ、台所用品、はし、茶碗、汁椀 湯のみ、スプーン、フォーク、ラップ	など
	乳 児	おむつ、おむつカバー、哺乳瓶、ポット	など
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク ゴミ袋、飲料水用ポリ容器、医薬品	など
	燃 料	LPG ボンベ、LPG 用コンロ、カセット式ボンベ	など
その他その店舗で保有または調達可能な物資			

様

鱒ヶ沢町長

出 荷 要 請 書

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日 時	年 月 日	
場 所		
内 容	品 名	数 量
その他		

(要請担当部 (班)) 鱒ヶ沢町災害対策本部
 健康福祉部 衛生救護班・救助班
 (担当課名) 健康福祉課・町民生活課
 (電話番号) 72-2111

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 パル（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「鱒ヶ沢町地域防災計画」に基づく応急措置のため生活関連物資（以下「物資」という。）が必要となった場合に、その供給の協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに物資の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第 2 条 災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行う。

（供給の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により物資の供給要請を受けたときは、甲に対し保有または調達可能な範囲内で速やかに物資の供給に努める。

（供給対象物資）

第 4 条 乙が供給する物資は別表 1 に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とし、甲は、その中から緊急に必要とする物資を選定し、要請を行う。

（要請方法）

第 5 条 甲から乙への物資の要請は、原則として出荷要請書（様式第 1 号）により行い、品目、数量、納入日時その他必要な事項を明らかにして行う。ただし、緊急を要するときは口頭で要請を行い、事後において出荷要請書を提出する。

（物資の引渡し）

第 6 条 甲は、乙の指定する場所において物資の引渡しを受けるものとし、その運搬は甲が行う。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に可能な限り協力する。

（経費の負担）

第 7 条 甲の要請に基づき、この乙から引渡しを受けた物資の代金及び第 6 条ただし書きの規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担する。

（価格の決定）

第 8 条 物資の供給価格については、災害の発生する直前時における乙の店頭表示価格を基準とし、甲、乙協議の上決定する。また、第 6 条ただし書きの規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議の上決定する。

(支払)

第9条 甲は、乙から物資を受領した場合、その物資の代金及び第6条ただし書きの規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づきできるだけ速やかにその代金を支払う。

(傷害死亡等補償)

第10条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行う。

(損害負担)

第11条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定める。

(協定の変更)

第12条 この協定を変更しようとするときは、甲、乙共に実施の1月前に申し出る。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲、乙協議して定める。

この協定を締結したことを証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月24日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2

鱒ヶ沢町長 長谷川兼己

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町

大字舞戸町字上富田149番地2

株式会社 パル

代表取締役社長 加藤 尚

別表1

主 食		弁当、麺類、パン、牛乳、粉ミルク、インスタント食品	など
副 食		缶詰、漬物、佃煮、干物類、ハム類、ソーセージ類 インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜	など
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油 マヨネーズ	など
飲料水		ペットボトル飲料水、缶飲料水	など
衣 料		タオル、軍手、靴下、雨具	など
日用品	一 般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー 生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ	など
	台 所	鍋、やかん、スポンジ、台所用品、はし、茶碗、汁椀 湯のみ、スプーン、フォーク、ラップ	など
	乳 児	おむつ、おむつカバー、哺乳瓶、ポット	など
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク ゴミ袋、飲料水用ポリ容器、医薬品	など
	燃 料	LPG ボンベ、LPG 用コンロ、カセット式ボンベ	など
その他その店舗で保有または調達可能な物資			

様

鱒ヶ沢町長

出 荷 要 請 書

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日 時	年 月 日	
場 所		
内 容	品 名	数 量
その他		

(要請担当部 (班)) 鱒ヶ沢町災害対策本部
 健康福祉部 衛生救護班・救助班
 (担当課名) 健康福祉課・町民生活課
 (電話番号) 72-2111

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、マックスバリュ東北株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「鱒ヶ沢町地域防災計画」に基づく応急措置のため生活関連物資（以下「物資」という。）が必要となった場合に、その供給の協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに物資の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第 2 条 災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行う。

（供給の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により物資の供給要請を受けたときは、甲に対し保有または調達可能な範囲内で速やかに物資の供給に努める。

（供給対象物資）

第 4 条 乙が供給する物資は別表 1 に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とし、甲は、その中から緊急に必要とする物資を選定し、要請を行う。

（要請方法）

第 5 条 甲から乙への物資の要請は、原則として出荷要請書（様式第 1 号）により行い、品目、数量、納入日時その他必要な事項を明らかにして行う。ただし、緊急を要するときは口頭で要請を行い、事後において出荷要請書を提出する。

（物資の引渡し）

第 6 条 甲は、乙の指定する場所において物資の引渡しを受けるものとし、その運搬は甲が行う。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に可能な限り協力する。

（経費の負担）

第 7 条 甲の要請に基づき、この乙から引渡しを受けた物資の代金及び第 6 条ただし書きの規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担する。

（価格の決定）

第 8 条 物資の供給価格については、災害の発生する直前時における乙の店頭表示価格を基準とし、甲、乙協議の上決定する。また、第 6 条ただし書きの規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議の上決定する。

(支払)

第9条 甲は、乙から物資を受領した場合、その物資の代金及び第6条ただし書きの規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づきできるだけ速やかにその代金を支払う。

(傷害死亡等補償)

第10条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行う。

(損害負担)

第11条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定める。

(協定の変更)

第12条 この協定を変更しようとするときは、甲、乙共に実施の1月前に申し出る。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲、乙協議して定める。

この協定を締結したことを証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月24日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 長谷川兼己

(乙) 秋田県秋田市土崎港北一丁目6-25
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役社長 勝浦二郎

別表1

主 食		弁当、麺類、パン、牛乳、粉ミルク、インスタント食品	など
副 食		缶詰、漬物、佃煮、干物類、ハム類、ソーセージ類 インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜	など
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油 マヨネーズ	など
飲料水		ペットボトル飲料水、缶飲料水	など
衣 料		タオル、軍手、靴下、雨具	など
日用品	一 般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー 生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ	など
	台 所	鍋、やかん、スポンジ、台所用品、はし、茶碗、汁椀 湯のみ、スプーン、フォーク、ラップ	など
	乳 児	おむつ、おむつカバー、哺乳瓶、ポット	など
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク ゴミ袋、飲料水用ポリ容器、医薬品	など
	燃 料	LPG ボンベ、LPG 用コンロ、カセット式ボンベ	など
その他その店舗で保有または調達可能な物資			

様

鱒ヶ沢町長

出 荷 要 請 書

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日 時	年 月 日	
場 所		
内 容	品 名	数 量
その他		

(要請担当部 (班)) 鱒ヶ沢町災害対策本部
 健康福祉部 衛生救護班・救助班
 (担当課名) 健康福祉課・町民生活課
 (電話番号) 72-2111

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、（有）永伸商事 ローソン鱒ヶ沢店（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙と協力して物資の供給を迅速かつ円滑に避難場所等へ供給し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第 3 条 災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行う。

（供給の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定により物資の供給要請を受けたときは、甲に対し保有または調達可能な範囲内で速やかに物資の供給に努める。

（供給対象物資）

第 5 条 乙が供給する物資は別表に掲げるものうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請方法）

第 6 条 甲から乙への物資の要請は、原則として出荷要請書（様式第 1 号）により行い、品目、数量、納入日時その他必要な事項を明らかにして行う。ただし、緊急を要するときは口頭で要請を行い、事後において出荷要請書を提出する。

（物資の引渡し等）

第 7 条 甲は、乙の指定する場所において当該物資の引渡しを受けるものとし、その運搬は甲が行う。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に可能な限り協力する。

2 甲は乙が前項の規定により物資を運搬する車両を最優車両として通行できるよう配慮する。

(経費の負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙から引渡しを受けた物資の代金及び第7条の規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担する。

(価格の決定)

第9条 物資の供給価格については、災害の発生する直前時における乙の店頭表示価格を基準とし、甲、乙協議して決定する。また、第7条の規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議の上決定する。

(代金等の支払)

第10条 甲は、乙から物資を受領した場合、その物資の代金及び第7条の規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づき速やかに支払う。

(情報の交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(傷害死亡等補償)

第12条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行う。

(損害負担)

第13条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定める。

(協定の変更)

第14条 この協定を変更しようとするときは、その1ヶ月以前に申し出る。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲、乙協議して定める。

この協定成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印または自書の上、各自その1通を保有する。

平成 22 年 8 月 6 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町
大字南浮田町字美ノ捨 59 番地
ローソン 鱒ヶ沢店
稲 葉 正 幸

別表

災害時における緊急対応可能な物資

主 食		弁当、麺類、パン、牛乳、粉ミルク、インスタント食品	など
副 食		缶詰、漬物、佃煮、干物類、ハム類、ソーセージ類 インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜	など
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油 マヨネーズ	など
飲料水		ペットボトル飲料水、缶飲料水	など
衣 料		タオル、軍手、靴下、雨具	など
日用品	一 般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー 生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ	など
	台 所	鍋、やかん、スポンジ、台所用品、はし、茶碗、汁椀 湯のみ、スプーン、フォーク、ラップ	など
	乳 児	おむつ、おむつカバー、哺乳瓶、ポット	など
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク ゴミ袋、飲料水用ポリ容器、医薬品	など
	燃 料	LPG ボンベ、LPG 用コンロ、カセット式ボンベ	など
その他その店舗で保有または調達可能な物資			

様

鱒ヶ沢町長

出 荷 要 請 書

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日 時	年 月 日	
場 所		
内 容	品 名	数 量
その他		

(要請担当部 (班)) 鱒ヶ沢町災害対策本部
 健康福祉部 衛生救護班・救助班
 (担当課名) 健康福祉課・町民生活課
 (電話番号) 72-2111

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、NPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙と協力して、物資の供給を迅速かつ円滑に避難場所等へ供給し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第3条 災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行う。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定により物資の供給要請を受けたときは、甲に対し保有または調達可能な範囲内で速やかに物資の供給に努める。

（供給対象物資）

第5条 乙が供給する物資は別表に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請方法）

第6条 甲から乙への物資の要請は、原則として出荷要請書（様式第1号）により行い、品目、数量、納入日時その他必要な事項を明らかにして行う。ただし、緊急を要するときは口頭で要請を行い、事後において出荷要請書を提出する。

（物資の引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は原則として乙が行う。ただし、乙において運搬が著しく困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬する。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を最優車両として通行できるよう配慮する。

（経費の負担）

第8条 甲の要請に基づき、乙から引渡しを受けた物資の代金及び第7条の規定により、乙が輸

送を行った場合に要する経費は、甲が負担する。

(価格の決定)

第9条 物資の供給価格については、災害の発生する直前時における乙の店頭表示価格基準とし、甲、乙協議して決定する。また、第7条の規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議の上決定する。

(代金等の支払)

第10条 甲は、乙から物資を受領した場合、その物資の代金及び第7条の規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づき速やかに支払う。

(情報の交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(傷害死亡等補償)

第12条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行う。

(損害負担)

第13条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定める。

(協定の変更)

第14条 この協定を変更しようとするときは、その1ヶ月以前に申し出る。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲、乙協議して定める。

この協定成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印または自書の上、各自その1通を保有する。

平成 22 年 8 月 6 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 新潟県南区清水 4501 番地 2
NPO法人 コメリ災害対策センター
理 事 長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大 分 類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク 簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋 雨具、土のう袋、ガラ袋 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器 ポリ袋、ホイル、ラップ ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ
その他その店舗で保有または調達可能な物資	

様

鱒ヶ沢町長

出 荷 要 請 書

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日 時	年 月 日	
引 渡 場 所		
供 給 要 請 物 資	品 名	数 量
特 記 事 項		

(要請担当部 (班)) 鱒ヶ沢町災害対策本部
健康福祉部 衛生救護班・救助班
(担当課名) 健康福祉課・町民生活課
(電話番号) 72-2111

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 マエダ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙と協力して、物資の供給を迅速かつ円滑に避難場所等へ供給し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協定事項の発動）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第 3 条 災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行う。

（供給の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定により物資の供給要請を受けたときは、甲に対し保有または調達可能な範囲内で速やかに物資の供給に努める。

（供給対象物資）

第 5 条 乙が供給する物資は別表に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請方法）

第 6 条 甲から乙への物資の要請は、原則として出荷要請書（様式第 1 号）により行い、品目、数量、納入日時その他必要な事項を明らかにして行う。ただし、緊急を要するときは口頭で要請を行い、事後において出荷要請書を提出する。

（物資の引渡し等）

第 7 条 甲は、乙の指定する場所において当該物資の引渡しを受けるものとし、その運搬は甲が行う。ただし、甲において運搬が著しく困難な場合は、乙はその運搬に可能な限り協力する。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を最優車両として通行できるよう配慮する。

（経費の負担）

第 8 条 甲の要請に基づき、乙から引渡しを受けた物資の代金及び第 7 条の規定により、乙が輸

送を行った場合に要する経費は、甲が負担する。

(価格の決定)

第9条 物資の供給価格については、災害の発生する直前時における乙の店頭表示価格を基準とし、甲、乙協議して決定する。また、第7条の規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議の上決定する。

(代金等の支払)

第10条 甲は、乙から物資を受領した場合、その物資の代金及び第7条の規定により、乙が物資の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づき速やかに支払う。

(情報の交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(傷害死亡等補償)

第12条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行う。

(損害負担)

第13条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定める。

(協定の変更)

第14条 この協定を変更しようとするときは、その1ヶ月以前に申し出る。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲、乙協議して定める。

この協定成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印または自書の上、各自その1通を保有する。

平成 22 年 8 月 6 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 青森県むつ市小川町 2-4-8
株式会社 マエダ
代表取締役 前 田 恵 三

別表

災害時における緊急対応可能な物資

主 食	弁当、麺類、パン、牛乳、粉ミルク、インスタント食品	など	
副 食	缶詰、漬物、佃煮、干物類、ハム類、ソーセージ類 インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜	など	
調味料	味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油 マヨネーズ	など	
飲料水	ペットボトル飲料水、缶飲料水	など	
衣 料	タオル、軍手、靴下、雨具 ど	な	
日用品	一 般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー 生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ	など
	台 所	鍋、やかん、スポンジ、台所用品、はし、茶碗、汁椀 湯のみ、スプーン、フォーク、ラップ	など
	乳 児	おむつ、おむつカバー、哺乳瓶、ポット	など
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク ゴミ袋、飲料水用ポリ容器、医薬品	など
	燃 料	LPG ボンベ、LPG 用コンロ、カセット式ボンベ	など
その他その店舗で保有または調達可能な物資			

様

鱒ヶ沢町長

出 荷 要 請 書

災害時における生活関連物資の確保に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日 時	年 月 日	
引 渡 場 所		
供 給 要 請 物 資	品 名	数 量
特 記 事 項		

(要請担当部 (班)) 鱒ヶ沢町災害対策本部
健康福祉部 衛生救護班・救助班
(担当課名) 健康福祉課・町民生活課
(電話番号) 72-2111

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 鱒ヶ沢石油商会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、調達可能なレギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油、灯油及び重油とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町15番地
株式会社 鰺ヶ沢石油商会
代表取締役 佐々木照夫

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、戸沼貨物自動車 株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、調達可能なレギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油、灯油、重油とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2

鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田36番地10

戸沼貨物自動車株式会社

代表取締役 戸沼恵子

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、対馬燃料店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、調達可能なレギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油、灯油、重油とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山142-8
対馬燃料店
代 表 対馬洋文

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、添沢石油店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、調達可能なレギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油、灯油及び重油とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2
鱒ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋17-4
添沢石油店

添沢丈志

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、木村石油店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、調達可能なレギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油、灯油及び重油とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字建石町字雲雀野29-1
木村石油店
代 表 木村恵子

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、有限会社 斉藤プロパン（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、調達可能なプロパンガスとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字建石町字雲雀野29-1
有限会社 斉藤プロパン
代表取締役 斉藤行治

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 宏和商事（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、調達可能なプロパンガス及び灯油とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町93
株式会社 宏和商事
代表取締役 本間光子

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、富士見総業 株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、調達可能なレギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油、灯油及び重油とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県弘前市紺屋町185
富士見総業株式会社
代表取締役 福士悟

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 横浜ファーマシー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、乙が調達可能な医薬品等とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2
鱒ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井49-34
株式会社 横浜ファーマシー
代表取締役 松山稔

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 丸大サクラキ薬局（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、乙が調達可能な医薬品等とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2
鱒ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県青森市大字三内字玉作2-72
株式会社 丸大サクラキ薬局
代表取締役 櫻井清

災害時における町内新聞販売店との協力に関する協定

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、有限会社 鱒ヶ沢新聞販売所（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、鱒ヶ沢町域に地震その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）は、配達担当地域地域環境その他を熟知した乙の機動力を活用し、被害情報の収集及び情報伝達支援を行い、住民の不安解消に努めることを目的とする。

（協力要請事項）

第 2 条 甲は、災害時において、次に掲げる各号の事項について、乙に対し支援協力を要請することができる。

- (1) 甲の発効する防災関係情報や行政情報などのチラシ等の配布
- (2) 道路、家屋等の被害情報の収集・提供
- (3) 高齢者および障害者などの要援護者をはじめとする住民の安否に関する情報の収集・提供
- (4) 避難時、復旧時などにおける生活情報の収集・提供
- (5) その他、前各号に掲げるもののほか、甲乙で合意した事項

（協力要請の手続き）

第 3 条 甲は、前条に係る協力要請を実施するときは、次に掲げる事項を明らかにし、別紙協力要請書により支援要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話などにより協力を依頼し、その後速やかに協力要請書を提出しなければならない。

（支援協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（災害情報等連絡体制の構築）

第 5 条 甲および乙は、災害情報等に関する連絡体制を構築するため、相互に協力するものとする。

（情報に交換）

第 6 条 甲および乙は、相互の防災体制の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（目的外利用の禁止）

第 7 条 乙は、この協定に基づき得た情報を、協定に定められた目的以外に利用してはならない。

(協定の変更)

第8条 この協定を変更しようとするときは、甲乙共に1个月前に申し出る。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項および協定に疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、この書類を2通作成し、甲乙両者が自書の上、各自その1通を保有する。

平成21年9月29日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 長谷川兼己

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田66番地
有限会社 鰺ヶ沢新聞販売所
代表取締役 一戸 彰

様式（第3条関係）

協 力 要 請 書

要請日時	年 月 日 時 分	災害覚知	年 月 日 時 分
送信先		要請者（発信者） 職..... 氏名..... 印..... TEL..... FAX.....	
災害状況及び対応状況			
要請理由			
協力内容			
協力の期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
その他参考事項			

災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社 青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに鱒ヶ沢町地域防災計画に基づく災害復旧時における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という。）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(利用の終了連絡及び原状復帰義務)

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲に報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償の義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 23 年 4 月 1 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鰺ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 青森県青森市橋本 2 丁目 1 番地 6 号
東日本電信電話株式会社 青森支店
支 店 長 上 西 祐 司

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：鱒ヶ沢町

正 鱒ヶ沢町役場総務課 総務課長 (直通)

電話 0173-72-3656

副 鱒ヶ沢町役場総務課防災班

電話 0173-72-2111 (代表番号)

乙：東日本電信電話株式会社 青森支店

正 設備部 設備担当課長

電話 017-774-9940

副 設備運営部 設備運営・災害対策担当課長

電話 017-774-9550

災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに鱒ヶ沢町地域防災計画に基づく災害復旧時における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という。）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携の上必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティドコモグループ（以下「ドコモグループ」という。）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応

じ、確保に協力するものとする。

(利用の終了連絡及び原状回復義務)

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙を含むドコモグループが、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲に報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償の義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙を含むドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 24 年 3 月 26 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県青森市中央 3 丁目 19 番地 1 号
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ
東北支社青森支店
支店長 吉澤啓介

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：鱒ヶ沢町

総務課 防災班

電話 0173-72-2111

乙：株式会社N T T ドコモ 東北支社青森支店

正 技術サービス担当課長

電話 017-774-8002

副 法人営業担当課長

電話 017-774-6001

災害時要援護者の避難施設としての民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 音羽会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることのできることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に甲が指定した避難施設での生活が著しく困難であり、特に別の援護が必要であると認められる者をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅での居住が困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を出来る限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設の名称：老人保健施設 ながだい荘
施設所在地：鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山 65-421
- (2) 乙の所有する社会福祉施設のうち、要援護者の避難に適した施設
- (3) 前号に準ずる施設

（手続き）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、福祉避難所協力要請書（別記様式1）により、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(4) その他必要と認める事項

(管理運営)

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第8条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式2)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第8条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要援護者等に要する食費
 - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は乙以外の協定を締結している法人(以下「協定締結法人」という。)に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(避難者の移送)

第10条 乙は、甲の依頼により避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第11条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介助員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(受入れ可能人員等)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、別紙によりあらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 甲、乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第14条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の整備、保管)

第15条 甲及び乙は、この協定に関する書類等を整備、保管しなければならない。

(協定締結期間)

第16条 この協定書の有効期間は、毎年度末とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲乙双方に異議がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義の解決)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成 22 年 8 月 6 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鰺ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町
大字長平字甲音羽山 65 番地 412
社会福祉法人 音羽会
理 事 長 小 田 桐 一 門

年 月 日

殿

鱒ヶ沢町長

福祉避難所協力要請

下記施設について、福祉避難所協力を要請します。

記

避難施設名 : _____

施設住所 : 鱒ヶ沢町大字 _____

【要援護者情報】

要 援 護 者 氏 名	
要 援 護 者 住 所	
心 身 の 状 態	
緊 急 時 の 連 絡 先	
身 元 引 受 人 氏 名	
身 元 引 受 人 住 所	
避 難 所 使 用 期 間	
そ の 他	

第6条関係（別記様式2）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・宿直 _____ 円／回 	
<p>(2) 要援護者等に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食 _____ 円／食 ・昼食 _____ 円／食 ・夕食 _____ 円／食 （計） _____ 円／食 	
<p>(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額</p>	

（あて先）

鱒ヶ沢町長

殿

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職名

受入れ可能人員等調査書

福祉避難所名

連絡先電話番号

受入れ可能人員		
介護支援者数		
必要物資等	品 名	数 量 等

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提出の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告の義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第 9 乙はこの協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第 10 乙はこの協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第 11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害時要援護者の避難施設としての民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 つくし会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に甲が指定した避難施設での生活が著しく困難であり、特に別の援護が必要であると認められる者をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅での居住が困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を出来る限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設の名称：特別老人ホームつくし荘
施設所在地：鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須 87 番地 1
- (2) 乙の所有する社会福祉施設のうち、要援護者の避難に適した施設
- (3) 前号に準ずる施設

（手続き）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、福祉避難所協力要請書（別記様式1）により、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(管理運営)

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第8条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式2)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第8条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要援護者等に要する食費
 - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は乙以外の協定を締結している法人(以下「協定締結法人」という。)に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(避難者の移送)

第10条 乙は、甲の依頼により避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第11条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介助員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(受入れ可能人員等)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、別紙によりあらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 甲、乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第14条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の整備、保管)

第15条 甲及び乙は、この協定に関する書類等を整備、保管しなければならない。

(協定締結期間)

第16条 この協定書の有効期間は、毎年度末とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲乙双方に異議がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義の解決)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成 22 年 8 月 6 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鰺ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町
大字北浮田町字今須 87 番地 1
社会福祉法人 つくし会
理 事 長 成 田 正 義

年 月 日

殿

鱒ヶ沢町長

福祉避難所協力要請

下記施設について、福祉避難所協力を要請します。

記

避難施設名 : _____

施設住所 : 鱒ヶ沢町大字 _____

【要援護者情報】

要 援 護 者 氏 名	
要 援 護 者 住 所	
心 身 の 状 態	
緊 急 時 の 連 絡 先	
身 元 引 受 人 氏 名	
身 元 引 受 人 住 所	
避 難 所 使 用 期 間	
そ の 他	

第6条関係（別記様式2）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・宿直 _____ 円／回 	
<p>(2) 要援護者等に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食 _____ 円／食 ・昼食 _____ 円／食 ・夕食 _____ 円／食 （計） _____ 円／食 	
<p>(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額</p>	

（あて先）

鱒ヶ沢町長

殿

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職名

受入れ可能人員等調査書

福祉避難所名

連絡先電話番号

受入れ可能人員		
介護支援者数		
必要物資等	品 名	数 量 等

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提出の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告の義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第 9 乙はこの協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第 10 乙はこの協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第 11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害時要援護者の避難施設としての民間社会福祉施設等を使用することの関する協定書

鱈ヶ沢町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 鱈ヶ沢町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に甲が指定した避難施設での生活が著しく困難であり、特に別の援護が必要であると認められる者をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は居宅での居住が困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を出来る限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設の名称：鱈ヶ沢町総合保健福祉センター
施設所在地：鱈ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷 9-4
- (2) 乙の所有する社会福祉施設のうち、要援護者の避難に適した施設
- (3) 前号に準ずる施設

（手続き）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、福祉避難所協力要請書（別記様式1）により、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(管理運営)

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第8条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式2)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第8条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要援護者等に要する食費
 - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は乙以外の協定を締結している法人(以下「協定締結法人」という。)に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(避難者の移送)

第10条 乙は、甲の依頼により避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第11条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介助員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(受入れ可能人員等)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、別紙によりあらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 甲、乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第14条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の整備、保管)

第15条 甲及び乙は、この協定に関する書類等を整備、保管しなければならない。

(協定締結期間)

第16条 この協定書の有効期間は、毎年度末とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲乙双方に異議がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義の解決)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成 22 年 8 月 6 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町
大字舞戸町字後家屋敷 9 番地

4

社会福祉法人 鱒ヶ沢町社会福祉協議会
会長職務代理者 新 保 な り 子

年 月 日

殿

鱒ヶ沢町長

福祉避難所協力要請

下記施設について、福祉避難所協力を要請します。

記

避難施設名 : _____

施設住所 : 鱒ヶ沢町大字 _____

【要援護者情報】

要 援 護 者 氏 名	
要 援 護 者 住 所	
心 身 の 状 態	
緊 急 時 の 連 絡 先	
身 元 引 受 人 氏 名	
身 元 引 受 人 住 所	
避 難 所 使 用 期 間	
そ の 他	

第6条関係（別記様式2）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・宿直 _____ 円／回 	
<p>(2) 要援護者等に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食 _____ 円／食 ・昼食 _____ 円／食 ・夕食 _____ 円／食 （計） _____ 円／食 	
<p>(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額</p>	

（あて先）

鱒ヶ沢町長

殿

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職名

受入れ可能人員等調査書

福祉避難所名

連絡先電話番号

受入れ可能人員		
介護支援者数		
必要物資等	品 名	数 量 等

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提出の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告の義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする...

(秘密の保持)

第 9 乙はこの協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第 10 乙はこの協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第 11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害時における物資等供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 ほくとう 五所川原営業所（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資等の供給を要請することができる。

（到達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資等の範囲は、別紙に掲げるものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資等名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資等の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の優先供給に努めるものとする。
2 乙は物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条に規定により、乙が供給した物資等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における標準価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から協力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県五所川原市大字漆川字玉椿197-1
株式会社 ほくとう 五所川原営業所
所長 三上公浩

別紙

品 名	規 格
発電機	DCA-45ES DCA-60ES DCA-13SPK DA-3000SS
その他	調達可能な防災資機材等

災害時における物資等供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 杉澤興業（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資等の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資等の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 調達可能な食糧
- (2) 調達可能な調理場及び部屋等

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資等の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等に優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸1番地
株式会社 杉澤興業
代表取締役 杉澤廉晴

災害時における物資等供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、青森リゾート 株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資等の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資等の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 調達可能な食糧
- (2) 調達可能な調理場及び部屋等

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資等の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等に優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字西岩木山75番地
青森リゾート株式会社
代表取締役 高橋浩康

災害時等における電力復旧活動の施設利用に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、東北電力株式会社 五所川原営業所（以下「乙」という。）は、災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電力復旧活動のため、甲の所有又は管理する施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、鱒ヶ沢町において、地震、風水害又は雪害等の自然災害及び事故等による大規模停電事故が発生した場合（以下「大規模停電時」という。）において、迅速に電力を供給し町民生活の早期安定を図ると共に、乙の的確な電力復旧活動に協力するため、甲の所有又は管理する施設を緊急的に利用する際の手続き等について定め、電力施設の円滑な災害復旧に資することを目的とする。

（情報の提供）

第2条 甲及び乙は、電力復旧等に関する情報の提供に努めるものとする。

- 2 乙は、大規模停電時において、停電に関する情報を甲に提供するものとする。
- 3 甲及び乙は、双方が知り得た道路被害状況等の一般災害情報を提供するものとする。

（広報活動）

第3条 甲及び乙は、電力復旧に関する広報活動に努めるものとする。

- 2 乙は、大規模停電時において乙による広報活動が困難な場合、甲に対し、防災行政無線による広報の依頼を行うことが出来る。甲は、依頼を受けた場合、甲、乙協議のうえ防災行政無線を活用し、町民等に対して広報を行う。

（施設及び駐車場の提供）

第4条 甲が所有又は管理する施設で、本協定で利用の取扱いを定める施設（以下「対象施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 何らかの理由により対象施設の使用ができないときは、甲乙協議の上その他の施設及び駐車場を使用できるものとする。
- 3 甲は、電力復旧活動に必要な対象施設以外の施設及び駐車場等の使用について、乙から要請があった場合は、当該施設及び駐車場の所有者若しくは管理者等と乙の連絡調整に協力するよう努めるものとする。

（利用申出と承諾）

第5条 前条に定める施設及び駐車場の利用については、乙は甲に対しその利用を申し出るものとする。

- 2 前項の申し出に対し、甲は災害時等による避難状況を勘案して利用の諾否を決定し、乙に通知する。

3 甲は、前項の規定により乙からの利用申出をやむを得ず断る場合は、申し出を受けた対象施設以外の施設について利用の調整を行い、別途協議するか又は対象施設以外の町有施設について利用の調整を図るなど、代替施設の提供に努めなければならない。

(申出の手続き)

第6条 前条の規定による申出は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって申し出ることができるものとし、事後に書面を提出するものとする。

2 前項の書面は、対象施設利用申出書（別記様式）とする。

(用途の指定)

第7条 乙は、対象施設を災害時における電力施設の復旧のため、乙の関係機関の車両等の集合、待機場所、復旧資機材の受払い場所、現地対策本部の設置場所及び関係者の宿泊場所等の用に供するものとし、利用目的以外に利用しないものとする。

(利用の終了連絡及び原状回復義務)

第8条 乙は、前条に定める用途での利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において対象施設を原状に回復するものとする。

(優先施設の設定)

第9条 甲及び乙は、鯉ヶ沢町内の避難施設等における電力復旧優先順位について、甲、乙協議のうえ設定し、電力復旧活動を行うものとする。

(費用の負担)

第10条 本協定に基づき、乙が対象施設を利用するときの費用の負担は、原則として無償とする。ただし、乙が対象施設の利用に関し水道、電気等の諸設備を使用したときは、乙はその実費相当額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、対象施設の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合は、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責めに因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(遵守事項)

第12条 本協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 本協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用しないこと。
- (2) 本協定の締結又は本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第13条 本協定に関する連絡責任者は別表第2のとおりとする。

(協定の期間)

第14条 本協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までに、甲、乙いずれからも書面による協定解除の意思表示がないときは、1年間延長されるものとみなし、以降この例によるものとする。

(定めのない事項)

第15条 本協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

平成23年8月4日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県五所川原市字田町113-1
東北電力株式会社 五所川原営業所
所長 佐井順一

別表第1（第4条関係）

【対象施設1】

【応援隊集合場所】

施設名称	住所	電柱番号	駐車車両台数
大高山総合公園	鱈ヶ沢町大字舞戸町字西松島 304-2	金ヶ沢幹線 25北23	普通車 204 大型車 4
勤労者体育センター	鱈ヶ沢町大字舞戸町字小夜 51-1	小夜ヶ丘枝線 11東6	普通車 50
山村開発センター	鱈ヶ沢町大字本町 209-2	大和田幹線 40北3	普通車 20
鳴沢公民館	鱈ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋 33	鳴沢幹線 121東4	普通車 20
赤石公民館	鱈ヶ沢町大字赤石町字宇名原 232-2	金ヶ沢幹線 100	普通車 20
中村公民館	鱈ヶ沢町大字中村町字中山ノ井 109	中村枝線 44	普通車 20

【対象施設2】

【応援者・物資集積場所】

施設名	住所	長期収容可能人員	スペース
山村開発センター	鱈ヶ沢町大字本町 209-2	250人	1,128 m ²
勤労者体育センター	鱈ヶ沢町大字舞戸町字小夜 51-1	500人	945 m ²

【対象施設3】

【ヘリポート場所】

離発着場所	住所	面積（m ² ）	周囲の状況
大高山総合公園	鱈ヶ沢町大字舞戸町字西松島 304-2	27,400	特に問題なし
鱈ヶ沢町立西海小学校グラウンド	鱈ヶ沢町大字舞戸町字小夜 190	16,781	周辺民家あり

別表第 2 (第 13 条関係)

連絡責任者

区 分	連 絡 責 任 者	電 話 番 号 等
甲	鱒ヶ沢町総務課長	(総務課長直通) 平日の日中 0173-72-3653 (代表電話) 日中・夜間 0173-72-2111 (ファクシミリ) 0173-72-2374
乙	東北電力株式会社 五所川原営業所 総務課長	(総務課長直通) 0173-44-6023 (ファクシミリ) 0173-34-2298

鱒ヶ沢町長

殿

東北電力株式会社五所川原営業所
所 長

対 象 施 設 利 用 申 出 書

災害発生時における電力復旧活動の施設利用に関する協定第 6 条の規定に基づき、下記のとおり対象施設の利用を申出します。

記

対象施設					
利用目的					
利用期間	<p style="text-align: center;">年 月 日 時から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時まで</p>				
利用状況	駐 車 車両台数	関係者 人 数	現地対策本部宿泊場所 (テント敷地等)	資 機 材 受払場所	その他 ()
	普通車 台 大型車 台	人	m ²	m ²	
備 考					

災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力と
道路損傷等発見時の対応及び広報活動の協力に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、鱒ヶ沢町内郵便局及び五所川原郵便局（以下「乙」という。なお、郵便局一覧は別表のとおり。）は、鱒ヶ沢町内に発生した地震その他による災害時の対応、平常時における高齢者等の見守り活動、道路損傷等発見時の対応及び広報活動に対する協力を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

（定義）

第1条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 高齢者等見守り活動とは、鱒ヶ沢町内に居住する高齢者等が安心して暮らし続けるために必要な活動をいう。
- (3) 道路損傷等発見時の対応とは、鱒ヶ沢町内の道路損傷等の情報提供により、交通事故等の未然防止を図り、道路交通の安全を確保するための活動をいう。
- (4) 不法投棄発見時の対応とは、鱒ヶ沢町内の不法投棄に係る情報提供により、生活環境及び自然環境の保全に寄与するための活動をいう。
- (5) 広報活動に対する協力とは、鱒ヶ沢町民に対する広報活動をいう。

（活動地域）

第2条 この協定による活動の対象地域は鱒ヶ沢町内とし、乙が日常的に業務を行う地域とする。

2 この協定による対象道路は、鱒ヶ沢町全域の道路とする。

（災害時の協力事項）

第3条 甲及び乙は、鱒ヶ沢町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両を除く。)
- (2) 甲及び乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害時の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払

(7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

- 2 前項に規定する協力事項に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。
- 3 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(見守り活動の協力事項)

第4条 乙は、鯉ヶ沢町内における日常の業務を遂行中、高齢者等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、業務に支障のない範囲で、速やかに甲に連絡、通報（以下「通報」という。）するものとする。

なお、特に緊急を要するときには、乙は消防又は警察に通報するものとする。

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、通報を受けた場合には、速やかに関係機関と連携して、対象者の安否確認等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。
- 5 乙は、鯉ヶ沢町内において見守り活動を実施するにあたり、協力可能な体制の整備を行うものとする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。

(道路損傷等の情報連携事項)

第5条 乙は、日常業務を遂行する中で、次の各号に掲げる事項を発見した場合は、業務に支障のない範囲で甲に連絡するものとする。

- (1) 道路の陥没や段差損傷、倒木、上下水道の漏水等
- (2) 不法投棄

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、乙から連絡を受けた場合は、速やかに現地を確認し、必要な措置を講ずることとする。

(広報活動への協力事項)

第6条 乙は、日常業務を遂行する中で、甲が行う町民に対する広報活動について、業務に支障のない範囲で、お客さまルームへのポスター掲出、広報誌、チラシ、リーフレット、パンフレット等の印刷物（以下「広報印刷物」という。）を置く等の協力を行うものとする。

- 2 前項による要請を受けたときは、極力これに応じ協力に努めるものとし、協力の途中で乙の業務に支障が生じることが想定される場合は、乙の判断でポスターの提出、広報印刷物を取り除くことができるものとする。

(免責)

第7条 乙は、第4条及び第5条の規定による活動を行うことができなかつた場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(救援荷物及び通信手段に係る要請)

第9条 乙は、鯉ヶ沢町内において災害が発生した場合、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資材等の提供を要請することができる。

(防災会議・防災訓練への参加)

第10条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲で、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、活動上知り得た個人情報は、この協定以外で使用してはならない。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、災害発生時には鯉ヶ沢町(災害対策本部)総務課長、高齢者等見守り活動については、鯉ヶ沢町健康ほけん課長及び福祉衛生課長、道路損傷箇所発見時には、鯉ヶ沢町建設課長、上下水道の漏水等発見時には、鯉ヶ沢町水道課長、不法投棄及び動物の死体発見時には、鯉ヶ沢町福祉衛生課長、広報活動については、鯉ヶ沢町総務課長、乙においては鯉ヶ沢郵便局局長とする。

2 本協定を円滑に遂行するため、毎年度初め及び担当者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期限は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から異議の申し出がなかつた場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自 1 通を保有する。

この協定の締結により、平成 9 年 11 月 6 日に締結した災害時における協力に関する覚書、平成 10 年 3 月 27 日に締結した広報活動への協力に関する覚書、平成 13 年 7 月 4 日に締結したごみ不法投棄等情報ネット事業及び平成 26 年 7 月 17 日に締結した災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力に関する協定書は廃止する。

平成 29 年 1 月 13 日

甲 西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209-2
鱒ヶ沢町長 東條昭彦

乙 西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 85
日本郵便株式会社 鱒ヶ沢町内郵便局代表
鱒ヶ沢郵便局長 島田洋津秋

五所川原市旭町 53-1
日本郵便株式会社
五所川原郵便局長 原 知 己

別表

郵便局	郵便番号	住 所
鱒ヶ沢郵便局長	038-2799	鱒ヶ沢町大字本町 85
舞戸郵便局長	038-2761	鱒ヶ沢町大字舞戸町字上富田 154-5
赤石郵便局長	038-2731	鱒ヶ沢町大字赤石町字宇名原 18-1
南金沢郵便局長	038-2734	鱒ヶ沢町大字南金沢町字晴間 155-6
津軽中村郵便局長	038-2711	鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井 195-6
鳴沢郵便局長	038-2701	鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋前田 89-5
五所川原郵便局長	037-8799	五所川原市字旭町 53-1

(地方公共団体用ひな形)

No

避難者情報確認シート (避難先届)

_____年 _____月 _____日 現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役場の業務のみに使用し、厳正に管理します。
ただし、下記ご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、□内に「レ」を付して下さい。)

届出者氏名

◇ これまでのご住所 (アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入下さい)

〒 _____

◎ 郵便物の配達について (いずれかを○でお困みください。)

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ ご氏名等

世帯 主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご 家 族 ・ 同 居 人 様	フリガナ		
	氏名 ①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名 ②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名 ③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名 ④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名 ⑤	(姓)	(名)
事業所名			

〈郵便局用ひな形〉

No

避難者情報確認シート（避難先届）

_____年 _____月 _____日 現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記ご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、□内に「レ」を付して下さい。）

届出者氏名

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入下さい）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください。）

- ・ ご自宅への配達
- ・ 現在避難している場所

〒 _____

・ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ ご氏名等

世帯 主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご 家 族 ・ 同 居 人 様	フリガナ		
	氏名 ①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名 ②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名 ③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名 ④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名 ⑤	(姓)	(名)
事業所名			

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、鱒ヶ沢町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換戸に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 鱒ヶ沢町内に重大な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき
- 二 鱒ヶ沢町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は 2 通作成し、甲及び乙が各 1 通を保有する。

平成 24 年 2 月 10 日

甲 仙台市青葉区二日町 9 番 1 5 号
国土交通省 東北地方整備局長 徳 山 日出男

乙 西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209-2
鱒ヶ沢町長 東 條 昭 彦

災害時における物資等の輸送に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、ヤマト運輸株式会社 弘前北支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲が乙と協力して、物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（輸送等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資等を輸送する必要があると認めるときは、乙に輸送が可能な車両等を要請することができる。

（輸送の範囲）

第4条 甲が、乙に輸送を要請する範囲は、次に掲げるもののうち、乙が準備可能な車両とする。

（1）別表に掲げる車両等

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、輸送する商品名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両等の提供の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、車両等の優先提供に努めるものとする。

2 乙は、物資等の輸送を実施したときは、その輸送の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、乙が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が提供した車両等の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における輸送価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 車両等の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び車両等の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年6月27日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県弘前市一町田字村元759-5
ヤマト運輸 株式会社
弘前北支店長 中島和也

別表（第4条関係）

災害時等における緊急対応可能な車両等

積 載 数	種 別	台 数	備 考
2 t	クール対応	2 2 台	集配車両
1 t	クール不可	3 台	〃
3 5 0 kg	クール不可	2 台	〃
5 0 cc	クール不可	1 台	三輪車

災害時における物資等の輸送に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、佐川急便 株式会社 五所川原支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲が乙と協力して、物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（輸送等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資等を輸送する必要があると認めるときは、乙に輸送が可能な車両等を要請することができる。

（輸送の範囲）

第4条 甲が、乙に輸送を要請する範囲は、次に掲げるもののうち、乙が準備可能な車両とする。

（1）別表に掲げる車両等

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、輸送する商品名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両等の提供の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、車両等の優先提供に努めるものとする。

2 乙は、物資等の輸送を実施したときは、その輸送の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、乙が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が提供した車両等の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における輸送価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 車両等の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び車両等の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年6月27日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-16
佐川急便 五所川原市支店
支店長 近藤邦昭

別表（第4条関係）

災害時等における緊急対応可能な車両等

車 両		
重 量	型 式	台 数
6 6 0 cc	軽車両	1 0 台
2 トン	クール	1 台
2 トン	ドライ	1 台
3 トン	クール	9 台
3 トン	ドライ	4 台
4 トン	クール	1 台
4 トン	ドライ	1 台
1 0 トン	ドライ	3 台

災害時における物資等の輸送に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 マルイチ運送（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲が乙と協力して、物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（輸送等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資等を輸送する必要があると認めるときは、乙に輸送が可能な車両等を要請することができる。

（輸送の範囲）

第4条 甲が、乙に輸送を要請する範囲は、次に掲げるもののうち、乙が準備可能な車両とする。

（1）別表に掲げる車両等

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、輸送する商品名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両等の提供の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、車両等の優先提供に努めるものとする。

2 乙は、物資等の輸送を実施したときは、その輸送の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、乙が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が提供した車両等の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における輸送価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 車両等の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び車両等の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年6月27日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田29-21
株式会社 マルイチ運送
代表取締役 東條一彦

別表（第4条関係）

災害時等における緊急対応可能な車両等

車 両		
重 量	型 式	台 数
2トン	平ボディー	2台
4トン	冷凍バン	6台
25トン	冷凍バン	50台

災害時における生活関連物資等供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 サンワドー（以下「乙」という。）は、災害時における生活関連物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲が乙と協力して、生活関連物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において生活関連物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な生活関連物資等の供給を要請することができる。

（生活関連物資等の範囲）

第4条 甲が、乙に輸送を要請する生活関連物資等の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な生活関連物資等とする。

- (1) 別表に掲げる生活関連物資等
- (2) その他甲が指定する生活関連物資等

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する品名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（生活関連物資等の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活関連物資等の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、生活関連物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 生活関連物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする

2 甲は、乙が前項の規定により生活関連物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した生活関連物資等の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 生活関連物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び生活関連物資等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年6月27日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2
鱒ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県青森市石江字三好69-1
株式会社 サンワドー
取締役社長 中村勝弘

別表（第4条関係）

災害時等における緊急対応可能な物資等

必 要 物 資
水・飲料水
レトルト食品（主食・おかず）
缶詰（イージーオープン）
果物（バナナ）
インスタントラーメン
濡れティッシュ
ティッシュペーパー
トイレットペーパー
ラップ
アルミホイル
生理用品
タオル
紙オムツ
鍋
やかん
乾電池・懐中電灯
ガムテープ
卓上コンロ（カセットボンベ）
紙製食器
洗剤
マスク
履物
軍手
歯ブラシ
文具
嗜好品（緑茶・紅茶・コーヒー）
蚊取り線香・殺虫剤（夏季）
使い捨てカイロ（冬季）
その他、甲が指定する物資について乙が容易可能な物資

災害時における生活関連物資等供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 工藤パン（以下「乙」という。）は、災害時における生活関連物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲が乙と協力して、生活関連物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において生活関連物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な生活関連物資等の供給を要請することができる。

（生活関連物資等の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する生活関連物資等の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な生活関連物資等とする。

（1）食パン及び菓子パン等

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する品名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（生活関連物資等の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活関連物資等の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、生活関連物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 生活関連物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする

2 甲は、乙が前項の規定により生活関連物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう

配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した生活関連物資等の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 生活関連物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び生活関連物資等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年6月27日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2
鱒ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県青森市金沢三丁目二十二番一号
株式会社 工藤パン
代表取締役 工藤恭裕

災害時における生活関連物資等供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、花田寝装店（以下「乙」という。）は、災害時における生活関連物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲が乙と協力して、生活関連物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において生活関連物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な生活関連物資等の供給を要請することができる。

（生活関連物資等の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する生活関連物資等の範囲は、毛布等の寝具類とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する品名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（生活関連物資等の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活関連物資等の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、生活関連物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 生活関連物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする

2 甲は、乙が前項の規定により生活関連物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した生活関連物資等の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 生活関連物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び生活関連物資等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年7月18日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字七ッ石町33
花田寝装店 花田恭一

災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鱒ヶ沢町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

- 第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。
 - 3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、あらかじめ指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

（手続）

- 第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。
- (1) 要請の理由
 - (2) 液化石油ガス及び応急対策用資機材品名および数量
 - (3) 調達を必要とする日時及び場所
 - (4) その他必要な事項
- 2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。
- 3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

（費用負担）

- 第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準に甲乙協議の上決定するものとする。
- ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(報告)

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の長たるを実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量
- (2) 調達を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集 報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、鱈ヶ沢町総務課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 3 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 青森県青森市本町二丁目 4 番 10 号
一般社団法人青森県エルピーガス協会
会 長 黒 澤 吉 典

中核充填所

NO	地区	事業所名
①	東青	ENEOS グローブエナジー(株)青森充填所 青森市大字野内字浦島 84-1 【対象市町村】 青森市〔浪岡除く〕、外ヶ浜町、平内町、今別町、蓬田村
②	中弘南	日通商事(株)青森支店浪岡充填所 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 12-17 【対象市町村】 青森市浪岡、弘前市、黒石市、藤崎町、大鱈町、田舎館村、西目屋村
③	三八	カメイ物流サービス(株)八戸ガスターミナル 八戸市豊洲 2-38 【対象市町村】 八戸市、階上町、南部町、五戸町、三戸町、田子町、新郷村
④	西北五	東北アスモトガス(株)青森充填所 青森市浪岡大字大釈迦字前田 76-1 【対象市町村】 五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、板柳町、深浦町、鱒ヶ沢町
⑤	上十三	伊藤忠エネクスホームライフ東北(株) 上北郡おいらせ町青葉五丁目 50-1727 【対象市町村】 十和田市、三沢市、野辺地町、東北町、六戸町、七戸町、おいらせ町
⑥	下北	(有) 下北ガス むつ市南赤川町 10-27 【対象市町村】 むつ市、大間町、横浜町、東通村、六ヶ所村、風間浦村、佐井村

様式（第3条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する要請書

年 月 日

一般社団法人青森県エルピーガス協会 殿

鱒ヶ沢町長

「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請の理由

2 調達を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

実施日時	実施場所	要請品名	数量
月 日 時頃			

3 その他

様式（第5条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

年 月 日

鱒ヶ沢町長 殿

一般社団法人青森県エルピーガス協会

下記のとおり要請を受けた液化石油ガスを供給しましたので「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第5条に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

(2) 調達を実施した日時及び場所

(3) 立合い確認者名

2 その他

災害時要援護者の避難施設としての民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、有限会社 i あい（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に甲が指定した避難施設での生活が著しく困難であり、特に別の援護が必要であると認められる者をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅での居住が困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を出来る限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設の名称：有料ホームあつとホームあい
施設所在地：鱒ヶ沢町大字舞戸町字北禿 142-1
- (2) 乙の所有する社会福祉施設のうち、要援護者の避難に適した施設
- (3) 前号に準ずる施設

（手続き）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、福祉避難所協力要請書（別記様式1）により、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(管理運営)

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第8条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式2)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第8条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
- (2) 要援護者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は乙以外の協定を締結している法人(以下「協定締結法人」という。)に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(避難者の移送)

第10条 乙は、甲の依頼により避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第11条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介助員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(受入れ可能人員等)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、別紙によりあらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 甲、乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。
2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第14条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の整備、保管)

第15条 甲及び乙は、この協定に関する書類等を整備、保管しなければならない。

(協定締結期間)

第16条 この協定書の有効期間は、毎年度末とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲乙双方に異議がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義の解決)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成27年5月28日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2
鱒ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町字宇名原263
有限会社 i あい
代表取締役 野呂功

年 月 日

殿

鱒ヶ沢町長

福祉避難所協力要請

下記施設について、福祉避難所協力を要請します。

記

避難施設名 : _____

施設住所 : 鱒ヶ沢町大字 _____

【要援護者情報】

要 援 護 者 氏 名	
要 援 護 者 住 所	
心 身 の 状 態	
緊 急 時 の 連 絡 先	
身 元 引 受 人 氏 名	
身 元 引 受 人 住 所	
避 難 所 使 用 期 間	
そ の 他	

第6条関係（別記様式2）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・宿直 _____ 円／回 	
<p>(2) 要援護者等に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食 _____ 円／食 ・昼食 _____ 円／食 ・夕食 _____ 円／食 （計） _____ 円／食 	
<p>(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額</p>	

(あて先)

鱒ヶ沢町長

殿

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職名

受入れ可能人員等調査書

福祉避難所名

連絡先電話番号

受入れ可能人員		
介護支援者数		
必要物資等	品 名	数 量 等

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提出の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告の義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第 9 乙はこの協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第 10 乙はこの協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第 11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害時における物資等供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 カナモト五所川原営業所（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資等を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資等の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資等の範囲は、別紙に掲げるものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資等名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（発電機等の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における標準価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月15日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2
鱒ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 青森県つがる市柏広須志野田175番地
株式会社 カナモト
五所川原営業所
所 長 吉村裕昭

災害時における緊急対応可能な発電機等

規 格	10KVA発電機 デンヨーDCA-13 北越NES-13
規 格	20KVA発電機 デンヨーDCA-25 北越NES-25
規 格	37KVA発電機 デンヨーDCA-45 北越NES-45
規 格	50KVA発電機 デンヨーDCA-60 北越NES-60
規 格	75KVA発電機 デンヨーDCA-100 北越NES-100
規 格	125KVA発電機 デンヨーDCA-150 北越NES-150
規 格	2吋100V水中ポンプ ツルミ HS2.4S
規 格	2吋200V水中ポンプ ツルミ KTV2-8
規 格	3吋200V水中ポンプ ツルミ KTV2-8
規 格	4吋200V水中ポンプ ツルミ KTV2-37及び55
規 格	6吋200V水中ポンプ ツルミ KRS2-6
規 格	8吋200V水中ポンプ ツルミ KRS2-8S
規 格	2t・4t ダンプ 三菱ふそう及びいすゞ
規 格	ウォーターサーバー
その他	その他(株)カナモトで調達可能な防災機材等

災害時に係る情報発信等に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、ヤフー 株式会社(以下「乙」という。)は、青森県地域防災計画並びに鱒ヶ沢町地域防災計画に基づく災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、大規模地震及び津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に伴い、住民の安全を確保するために必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧の供すること。
 - (2) 甲が、町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、乙が、これらの情報を非常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、発令した避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が災害時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙がこの必要救援物資に関する情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害時ブログ」という。）のアクセスするための web リンクを乙のサービス上に掲載するなどして、災害時ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 甲が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で

適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、乙が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の広表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日の翌日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙から協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって、円満にその解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2016年1月25日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 東條昭彦

(乙) 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学

無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、アジア航測 株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動（撮影・画像解析等）（以下「本活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、火山災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、緊急的な災害の状況把握のための本活動に関し、乙は優先的に甲に協力し、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、鱒ヶ沢町内に火山災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する本活動の内容は、火山災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに災害の状況把握（撮影及び画像解析等）と報告を災害対策本部長の指示に基づき行うことをいう。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対して、発生し、又は発生する恐れがある災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は乙に対して、出動を要請する場合、監督職員が現地において、航空法による飛行禁止区域以外であるか、災害現場へ立ち入り出来るかを確認後、要請することとする。

*飛行禁止区域の場合は、甲が国土交通大臣の許可取得後に現地入りする。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤計画を立て、本活動を実施するものとする。

2 乙は、出勤計画において最大限、機材、人員の配置には尽力のうえ対応を図ることとするが、現地到着までに5時間以上を要する場合は、総務課長に報告のうえ協議するものとする。

3 本活動の直接の指示は、災害対策本部長が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

4 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（本活動の完了）

第6条 乙は、本活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭並びに書面（様式第2号）によ

り甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 本活動完了後当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第8条 本活動に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲が前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害の発生)

第9条 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、もしくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

2 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、もしくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び活動内容等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては、アジア航測株式会社盛岡支店長とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 28 年 9 月 1 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 岩手県盛岡市盛岡駅前通 14 番地 10
岩手地所盛岡駅前ビル
アジア航測株式会社 盛岡支店
支 店 長 菅 原 修

年 月 日

アジア航測株式会社盛岡支店
支 店 長 様

鱒ヶ沢町長

無人航空機による災害応急対策活動要請書

「無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定」第 4 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害状況

2 活動場所

3 活動日時

4 連絡担当者

【 課 名 】

【 職 ・ 氏 名 】

【 連 絡 先 】

5 備 考

年 月 日

鱒ヶ沢町長 様

アジア航測株式会社盛岡支店
支 店 長

無人航空機による災害応急対策活動要報告書

下記のとおり要請活動を実施しましたので「無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定」第 6 条に基づき、報告します。

記

1 活動場所

2 活動日時

3 活動実施者

【 所 属 】

【 職 ・ 氏 名 】

4 連絡担当者

【 課 名 】

【 職 ・ 氏 名 】

【 連 絡 先 】

5 備 考

災害時における地図製品等の供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 ゼンリン（以下「乙」という。）は、災害時における地図製品等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づき災害対策本部を設置したときにおける、乙の地図製品等の供給及び利用に関して、必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 住宅地図 鱒ヶ沢町全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 鱒ヶ沢町全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービスをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 甲は、災害対応のため地図製品等を利用する必要があると認めたときは、乙に対し地図製品等の供給を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに地図製品等の供給を行い、供給を行ったときは、甲に対し物資供給報告書を提出するものとする。ただし、地図製品等の数量等について、甲の要請に応じられない場合は、甲と協議するものとする。

（地図製品等の運搬）

第4条 地図製品等の搬送は乙が行うものとし、運搬に係る費用は乙の負担とする。

（供給の対価）

第5条 第3条第3項に基づき乙が供給した地図製品等の対価は、別途甲乙協議の上決定するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第6条 乙は、第3条第3項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、甲及び乙が別途協議して定める時期及び方法により、乙が別途定める数量の住宅地図、広域図、ID等を甲に無償で貸与するものとする。この場合における住宅地図及び広域図の運搬については、第4条の規定を準用する

2 甲は、前項の規定により貸与された住宅地図、広域図及びID等を、甲の事務所内において管理者の善良なる注意義務をもって保管し、及び管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定により貸与された住宅地図の利用を開始したときは、別途定める乙の報告先に速やかに報告するものとする。

4 乙は、住宅地図及び広域図の行進版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、更新版差し替えることができるものとする。

5 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用方法等)

第7条 甲は、第3条第3項又は前条第1項の規定により、乙から供給し、又は貸与された地図製品等を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の定める方法により利用することができる。

(1) 災害対策本部設置期間中 地図製品等の閲覧並びに甲及び乙が別途協議して定める条件の範囲内での複製

(2) 平常時 広域図の閲覧および複製並びにZNET TOWNの利用

2 甲は、前項第2号の場合において、広域図を複製するときは別途乙の承諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用するときは別紙ZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行い、相互の連携体制を整備する。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新され、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 29 年 1 月 23 日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209-2

鰺ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 青森県青森市長島 2-25-1

株式会社ゼンリン 青森営業所

営 業 所 長 八 尋 正 晴

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバー、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に、事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条

- 1 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
- 2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
- 3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機器を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機器を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持することが。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データの印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) この指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条

- 1 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等有することを保証するものではないものとします。
- 2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとし

ます。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を、他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」細目

1 趣旨

本細目は、鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、株式会社 ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうこととする。

2 貸与する地図製品等の詳細

地図の名称	詳細	数量
住宅地図	鱒ヶ沢町 B4版住宅地図	5部
広域図	鱒ヶ沢町を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	鱒ヶ沢町総務課 防災班 利用 閲覧地区：鱒ヶ沢町	1 ID

3 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	総務課 防災班	住所：鱒ヶ沢町大字本町 209-2 電話：0173-72-2111 FAX：0173-72-2374
	連絡先 2		住所： 電話： FAX：
乙	連絡先 1	第1事業本部 東北第二エリア統括部 青森営業所	住所：青森市長島 2-25-1 電話：017-777-6261 FAX：017-735-5758
	連絡先 2		住所： 電話： FAX：

以上

年 月 日

(株)ゼンリン 殿

鯉ヶ沢町長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品名	数量	納品 希望場所	納品 希望日時	備考

〈連絡担当者〉

住所

部署名

電話

FAX

年 月 日

鱒ヶ沢町長 殿

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、
年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を提供したので報告します。

記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

〈物資納入者〉

〈物資受領者〉

災害時における物資供給に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鱒ヶ沢町において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別紙に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段より運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するも

のとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定及び業務に関する連絡窓口は、甲においては鱒ヶ沢町総務課防災班又は鱒ヶ沢町福祉衛生課福祉班、乙においてはみちのくココ・コーラボトリング株式会社五所川原営業所とする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 29 年 3 月 28 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町長 東 條 昭 彦

(乙) 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 1 地割 279 番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 谷 村 広 和

年 月 日

様

鱒ヶ沢町長

印

出 荷 要 請 書

災害時における物資供給に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日 時	年 月 日	
引 渡 場 所		
供 給 要 請 物 資	品 名	数 量
特 記 事 項		

(要請担当部 (班)) 鱒ヶ沢町災害対策本部
 部 班・ 班
 (担当課名) 課
 (電話番号 72-2111 (内線))

年 月 日

様

受領確認者

職氏名 _____ 印

受 領 書

災害時における物資供給に関する協定書に基づき、災害応急対策に対する物資等の供給協力について、下記のとおり受領しました。

日 時	年 月 日	
引 渡 場 所		
供 給 要 請 物 資	品 名	数 量
特 記 事 項		

(要請担当部 (班)) 鯉ヶ沢町災害対策本部
 部 班・ 班
 (担当課名) 課
 (電話番号 72-2111 (内線))

【別紙】

災害時飲料提供可能数量（目安）について

会社名：みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

拠点名：青森DC

品名	容量 (ml)	パッケージ	1ケース 入数(本)	在庫数 (ケース)
アクエリアス	2,000	P E T	6	1,000
綾鷹	2,000	P E T	6	500
爽健美茶	2,000	P E T	6	500
森の水だより	2,000	P E T	6	700
アクエリアス	500	P E T	24	500
綾鷹	525	P E T	24	500
爽健美茶	525	P E T	24	300
い・ろ・は・す	555	P E T	24	500
合 計				4,500

※ 時期により在庫数は多少変動します。

警察署使用不能時における施設使用に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、青森県鱒ヶ沢警察署（以下「乙」という。）は、大規模災害時等の発生により、乙の庁舎の損壊又はそのおそれがあることにより使用不能となった場合において、警察災害対策業務の遂行、警察機能の回復及び維持並びに甲との適切な連携を図ることを目的として、乙が甲の管理する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用の要綱）

第1条 乙は、甲の管理する施設を使用する必要がある際は、事前に甲に対してその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

（使用の承認）

第2条 甲は、前条に規定する要請を受けた場合には、特別な事情がある場合を除き、次に掲げるいずれかの施設の一部及びその施設の備品等で必要な物の使用を速やかに承認するものとする。

	施設名称	所在地	使用場所
1	鱒ヶ沢町スポーツセンター 室内温水プール	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町 字小夜 51 番地 1	2階 研修室
2	鱒ヶ沢町立西海小学校	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町 字小夜 190 番地	1階 集会室

（施設使用上の責務）

第3条 乙は、施設の使用に当たっては、乙の責任において適切に使用するものとする。

（使用期間）

第4条 施設の使用期間は、被害状況等を勘案し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用に伴う使用料については無料とする。ただし、施設の使用が長期間にわたる場合は、甲乙協議の上、乙の負担額を決定するものとする。

（使用終了と引渡し）

第6条 乙は、施設の使用を終了した場合は、施設を原状に復旧し、甲の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（費用弁済）

第7条 乙の使用に伴う施設、備品等の破損、毀損等については、甲乙協議の上、弁済の要否及びその方法について決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年2月1日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町
町長 平田 衛

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町207番地
鰺ヶ沢警察署
署長 山田 正明

災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、青森県解体工事業協会津軽支部（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び鱒ヶ沢町地域防災計画に基づき、鱒ヶ沢町内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び該当要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 建築物等 住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- (3) 解体撤去 建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 災害廃棄物 災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後に書面を提出する。

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情が当該要請に応じるものとする。

2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。

ただし、被害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。

4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の影響その他必要な協力を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前に標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第4条の規定による協力の要請により解体撤去に従事した者が、当該解体撤去の実施に当たり、その者が責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の定めるところによる。

(防災訓練の実施)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間の満了の1か月前までに、甲又は乙この協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保持する。

平成 31 年 2 月 7 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2
鱒ヶ沢町長 平 田 衛

(乙) 青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字河原田 35
一般社団法人青森県解体工事業協会津軽支部
支 部 長 工 藤 昭 義

災害時等における無人航空機の訓用に関する協定

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、有限会社エムシステム JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー青森校（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 災害対応等に必要映像、画像の情報収集に関する業務
- (2) 災害地図の作成等の災害支援に関する業務
- (3) その他甲が必要と認める業務

2 乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合において乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。

（協力要請）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施時間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式）を乙に交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることが出来るものとする。

（協力業務の実施）

第5条 乙は、協力要請を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。

（安全の確保）

第6条 甲は、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第7条 乙が第5条の規定による協力業務を実施したときは、速やかに、その内容を甲に報告するものとする。

(映像等の著作権)

第8条 この協定に基づく協力業務による映像、画像等の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)は、甲に帰属するものとする。

2 乙は協力業務により撮影した映像を、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(費用の負担)

第9条 協力業務の実施に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力業務の責任負担)

第10条 協力業務の実施にともない、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議し定めるものとする。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が指定する指揮者が判断を行い、乙は責任を負わない。

(平常時の準備)

第11条 乙は、無人航空機の運用方法をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第12条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は、毎年度末とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙双方に異議がない場合は、この協定は更に1年間延長されるものとみなし、以降この例による。

平成 31 年 2 月 7 日

(甲) 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209 番地 2

鱒ヶ沢町長 平 田 衛

(乙) 青森県弘前市大字茂森新町三丁目 1 番地 11

有限会社エムシステム

JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー青森校

校 長 小田桐真美

別記様式（第4条関係）

年 月 日

有限会社エムシステム

JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー青森校長 殿

鱒ヶ沢町長

協 力 要 請 書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属	職名
	氏名	電話
電話、FAX 等による要請日時		
要請内容		
場 所		
期 間		
備 考		

災害時要援護者の避難施設としての民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 桜美会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活をおくることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に甲が指定した避難施設での生活が著しく困難であり、特別の援護は必要であると認められる者をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅での居住が困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を出来る限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設の名称：地域密着型特別養護老人ホーム ひばり野
施設所在地：鱒ヶ沢町大字建石町雲雀野 124 番地 18
- (2) 乙の所有する社会福祉施設のうち、要援護者の避難に適した施設
- (3) 前号に準ずる施設

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、福祉避難所協力要請書（別記様式1）により、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(管理運営)

第6条 乙は福祉避難所の設置運営にあたっては、第8条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式2)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第8条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

(費用)

第8条 甲は、乙に対し福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要援護者等に要する食費
 - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲による承認を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は乙以外の協定を締結している法人(以下「協定締結法人」という。)に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(避難者の移送)

第10条 乙は、甲の依頼により避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第11条 甲が、要援護者に係る日常生活用品、食料品及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(受入れ可能人員等)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、別紙によりあらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 甲、乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第14条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の整備、保管)

第15条 甲及び乙は、この協定に関する書類等を整備、保管しなければならない。

(協定締結期間)

第16条 この協定書の有効期間は、毎年度末とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲乙双方に異議がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義の解決)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成31年2月7日

(甲) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2
鰺ヶ沢町長 平田 衛

(乙) 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字建石町雲雀野124番地18
社会福祉法人 桜美会
理事長 坂牛 哉子

年 月 日

殿

鱒ヶ沢町長

福祉避難所協力要請

下記施設について、福祉避難所協力を要請します。

記

避難施設名 : _____

施設住所 : 鱒ヶ沢町大字 _____

【要援護者情報】

要 援 護 者 氏 名	
要 援 護 者 住 所	
心 身 の 状 態	
緊 急 時 の 連 絡 先	
身 元 引 受 人 氏 名	
身 元 引 受 人 住 所	
避 難 所 使 用 期 間	
そ の 他	

第6条関係（別記様式2）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・宿直 _____ 円／回 	
<p>(2) 要援護者等に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食 _____ 円／食 ・昼食 _____ 円／食 ・夕食 _____ 円／食 （計） _____ 円／食 	
<p>(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用 実費相当額</p>	

(あて先)

鱒ヶ沢町長

殿

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職名

受入れ可能人員等調査書

福祉避難所名

連絡先電話番号

受入れ可能人員		
介護支援者数		
必要物資等	品 名	数 量 等

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提出の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告の義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第 9 乙はこの協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第 10 乙はこの協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第 11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害時要配慮者等の避難施設として学校施設等を使用することに関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と青森県立森田養護学校（以下「乙」という。）は、災害発生時において、知的障害・肢体不自由や身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者等が避難を余儀なくされた場合に、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者等」とは、施設の受入れ基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に甲が指定した避難施設での生活が著しく困難であり、特に別の援護が必要であると認められる者をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅での居住が困難となった要配慮者等及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要配慮者等のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設の名称： 青森県立森田養護学校
施設所在地： 青森県つがる市森田町床舞鶴喰 104-5
- (2) 使用教室等については別途協議する。

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、福祉避難所協力要請書（別記様式1）により、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者等の氏名、住所、心身の状況、緊急時の連絡先
- (2) 身元引受人の氏名、住所等
- (3) 使用する期間
- (4) かかりつけ医等医療情報など、その他必要と認める事項

（管理運営）

第6条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たっては、第8条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式2）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第8条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

（費用等）

第8条 甲は、乙に対し福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第10条 甲は、要配慮者等に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者等を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、受入れ可能人員等調査書（別記様式3）によりあらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 甲、乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第13条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の整備、保管）

第14条 甲及び乙は、この協定に関する書類等を整備、保管しなければならない。

（協定締結期間）

第15条 この協定書の有効期限は、令和3年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲乙双方に異議がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和2年7月10日

(甲) 鱒ヶ沢町大字本町209番地2

鱒ヶ沢町長 平田 衛

(乙) つがる市森田町床舞鶴喰104-5

青森県立森田養護学校

校長 木村 琢生

殿

鱒ヶ沢町長

福祉避難所協力要請書

下記施設について、福祉避難所協力を要請します。

記

避難施設名 : 青森県立森田養護学校

施設住所 : 青森県つがる市森田町床舞鶴喰 104-5

【要配慮者等情報】

要配慮者等氏名	
要配慮者等住所	
心身の状況	
緊急時の連絡先	
身元引受人氏名	
身元引受人住所	
避難所使用期間	
かかりつけ医等医療情報	
その他	

第6条関係（別記様式2）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	青森県立森田養護学校								
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・日勤（日給・時間給） _____円／（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____円／（日・時間） ・宿直 _____円／回									
(2) 要配慮者等に要する食費 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・朝食</td> <td>_____円／食</td> </tr> <tr> <td>・昼食</td> <td>_____円／食</td> </tr> <tr> <td>・夕食</td> <td>_____円／食</td> </tr> <tr> <td>（計）</td> <td>_____円／食</td> </tr> </table>		・朝食	_____円／食	・昼食	_____円／食	・夕食	_____円／食	（計）	_____円／食
・朝食	_____円／食								
・昼食	_____円／食								
・夕食	_____円／食								
（計）	_____円／食								
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額									

(あて先)

鱒ヶ沢町長

殿

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

所在地 青森県つがる市森田町床舞鶴喰 104-5
 名称 青森県立森田養護学校
 代表者職氏名 校長

受入れ可能人員等調査書

福祉避難所名

青森県立森田養護学校

連絡先電話番号

0 1 7 3 - 2 6 - 2 6 1 0

受入れ可能人員			人
介護支援者数			人
必要物資等	品 名	数 量 等	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は、直ちにこの協定を解除するものとし、乙は、その損害を賠償しなければならない。

災害時医療的配慮が必要な要援護者（在宅酸素療養者）への協力に関する協定書

鱒ヶ沢町（以下「甲」という。）と フクダライフテック北東北株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時において、医療的配慮が必要な要援護者（以下「在宅酸素療養者」という。）への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難所施設内において、在宅酸素療養者を当該避難所に避難させることにより、在宅酸素療養者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「在宅酸素療養者」とは、災害時に甲が指定した避難施設での生活が著しく困難であり、特に別の援護が必要であると認められる者をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時における酸素等の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し、乙が保有する酸素等の供給を要請するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して可能な範囲で速やかに措置を執るとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（酸素等の範囲）

第5条 乙が甲に供給する酸素等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ボンベ
- (2) 在宅酸素濃縮装置
- (3) その他甲が指定する物

（供給要請の方法）

第6条 酸素等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることができるものとする。

（酸素等の運搬）

第7条 乙が甲に供給する酸素等は、甲の指定する場所に乙が運搬することを原則とする。
なお、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（情報の提供）

第8条 第3条に基づき甲から協力を要請された乙は、災害の状況等、この協定に基づく協力を円滑かつ迅速に実施する上で必要となる情報の提供を甲に要請することができる。

- 2 乙は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害の状況等、甲が災害等の対応を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、災害対策基本法に従い甲に当該情報を提供する。
- 3 甲は、乙が本協定に基づく酸素等の供給を安全かつ迅速に行うために必要な範囲で、甲が保有・取得した個人情報等を乙に提供する。この場合、甲は、乙の情報取得が個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に則った適正な取得であることを保証する。

(費用負担)

第9条 乙が供給した酸素等の代金及び運搬等に係る費用は甲が負担するものとし、甲は適法な請求書及び措置事項に係る費用の内訳書等を受領後、速やかにその支払いを行うものとする。

2 本装置の誤使用・誤操作等、乙の責によらない事由により生じた修理や本装置の逸失の負担額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(酸素等の価格)

第10条 前条の規定により甲が負担する酸素等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、災害時における酸素等の確保が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(防災訓練への参加)

第12条 甲は、乙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定書の有効期限は、毎年度末とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までに甲乙双方に異議がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(権利義務の譲渡等の制限)

第15条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の整備、保管)

第16条 甲及び乙は、この協定に関する書類等を整備、保管しなければならない。

(疑義の解決)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和2年7月10日

(甲) 鱒ヶ沢町大字本町209番地2

鱒ヶ沢町長 平田 衛

(乙) 秋田県秋田市川尻御休町9番23号
フクダライフテック北東北株式会社

代表取締役 小笠原 信義

殿

鱒ヶ沢町長

酸素等の供給協力要請書

下記供給について協力を要請します。

記

避難施設名 : _____
避難施設住所 : _____

【在宅酸素療養者情報】

在宅酸素療養者氏名	
在宅酸素療養者住所	
心身の状況	
緊急時の連絡先	
身元引受人氏名	
身元引受人住所	
避難所使用期間	
その他	

第9条関係（別記様式2）

酸素等の代金及び運搬等に係る費用に関する届出

請求金額	円
避難所の設置場所	
(2) 酸素等の費用 ・ _____ ㉔ × _____ 円 = _____ 円	
(2) 運搬費用 _____ 円	
(3) その他費用 実費相当額 _____ 円	

(あて先)

鱒ヶ沢町長

殿

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目

的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

鯉ヶ沢町（以下「甲」という。）と鯉ヶ沢町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における鯉ヶ沢町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鯉ヶ沢町災害時応急活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために適切な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に適切な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要あるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると判断するときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災状況の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信

- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 鱒ヶ沢町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ① 災害状況・避難情報
 - ② インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ ボランティアによる支援活動の状況
 - ④ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める。）
 - ⑤ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの設置・運営に係る費用は災害救助法の適用の範囲内で甲が負担するものとし、それ以外の費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払い)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、お互い協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるも

のとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第 16 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙署名の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 4 月 1 日

甲 鯨ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 3 2 1

鯨ヶ沢町長 平 田 衛

代理 鯨ヶ沢町副町長 加藤 隆之

乙 鯨ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷 9 - 4
社会福祉法人 鯨ヶ沢町社会福祉協議会

会 長 平田 衛

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

鯨ヶ沢町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し、乙の保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、別記第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に別記第1号様式を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を可能な限り、甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（サポート制度）

第5条 レンタル期間中の物件が破損、盗難等の偶然の事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は任意で「レンタル物件サポート特約制度」に加入することができ、別途定めるサポート料を乙に支払う。これにより、甲が支払う一定額の1事故負担金をもって乙は請求権を放棄する。

2 前項の場合において、地震、津波、噴火等の自然災害及び甲の故意又は重大な過失、その他の「レンタル物件サポート特約制度」の対象外に定める事由に起因する損害の場合は、この限りではない。

（費用の負担）

第6条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鯉ヶ沢町総務課長、乙においては株式会社アクティオ五所川原営業所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに別紙にて相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和5年5月12日

甲 西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321

鯉ヶ沢町長 平田 衛

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼 直人

第7条—別紙
(連絡責任者)

区 分	連絡責任者	電話番号等
甲	鯨ヶ沢町総務課長	(代表電話) 日中・夜間(宿直) 0 1 7 3 - 7 2 - 2 1 1 1 (ファクシミリ) 0 1 7 3 - 7 2 - 2 3 7 4
乙	株式会社アクティオ 五所川原営業所 所長：白崎邦宜 営業：工藤大輔	(ダイヤルイン) 日中 0173-26-6866 夜間・休日 080-6066-3068 070-7405-0018 (ファクシミリ) 0173-26-6867

鯨総務第 号
令和 年 月 日

株式会社アクティオ ○○ 殿

鯨ヶ沢町長 ○○ ○○

災害時におけるレンタル機材の供給に関する要請書

「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」第2条の規定により、下記のとおり協力を要請します。なお、本要請に対する貴社の措置が完了後、別紙第2号様式により、速やかに報告願います。

記

- 1 災害及び機材の供給を必要とする状況
- 2 供給を必要とする機材の内容等

必要とする機材の種類	数 量	借用期間	機材運搬先

第 号
年 月 日

鱒ヶ沢町長 ○○ ○○様

報告者：株式会社アクティオ

レンタル機材供給完了報告書

「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」第2条の規定により、
当社のレンタル機材を下記の通り供給しましたので報告します。

記

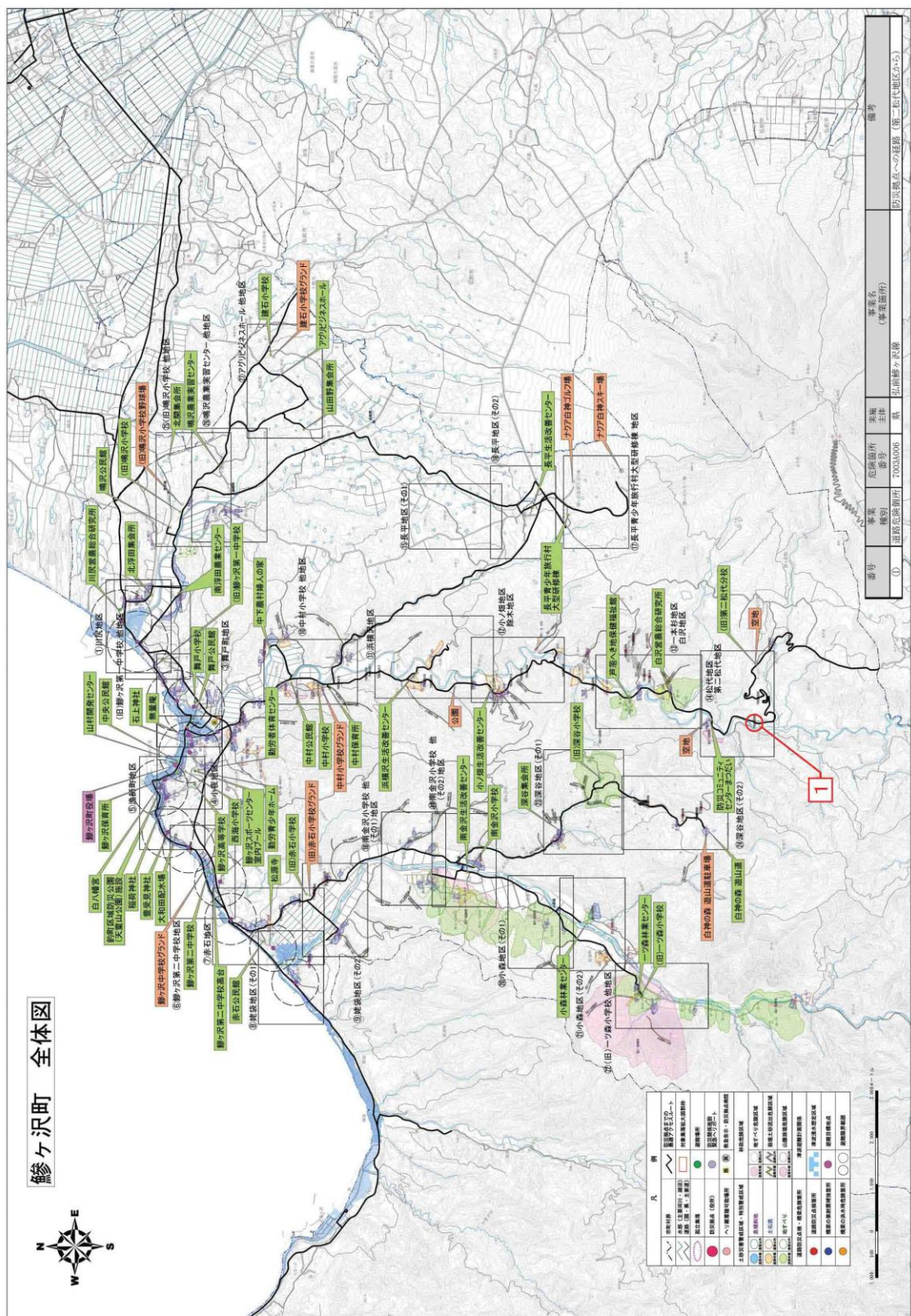
引渡日時	場 所	機 材 名	数量	備 考

避難経路の整備

各地区の避難場所までの避難経路上に阻害する恐れのある危険箇所を整備し、安全を確保する。
避難場所及び避難経路は、添付資料（拡大図）による

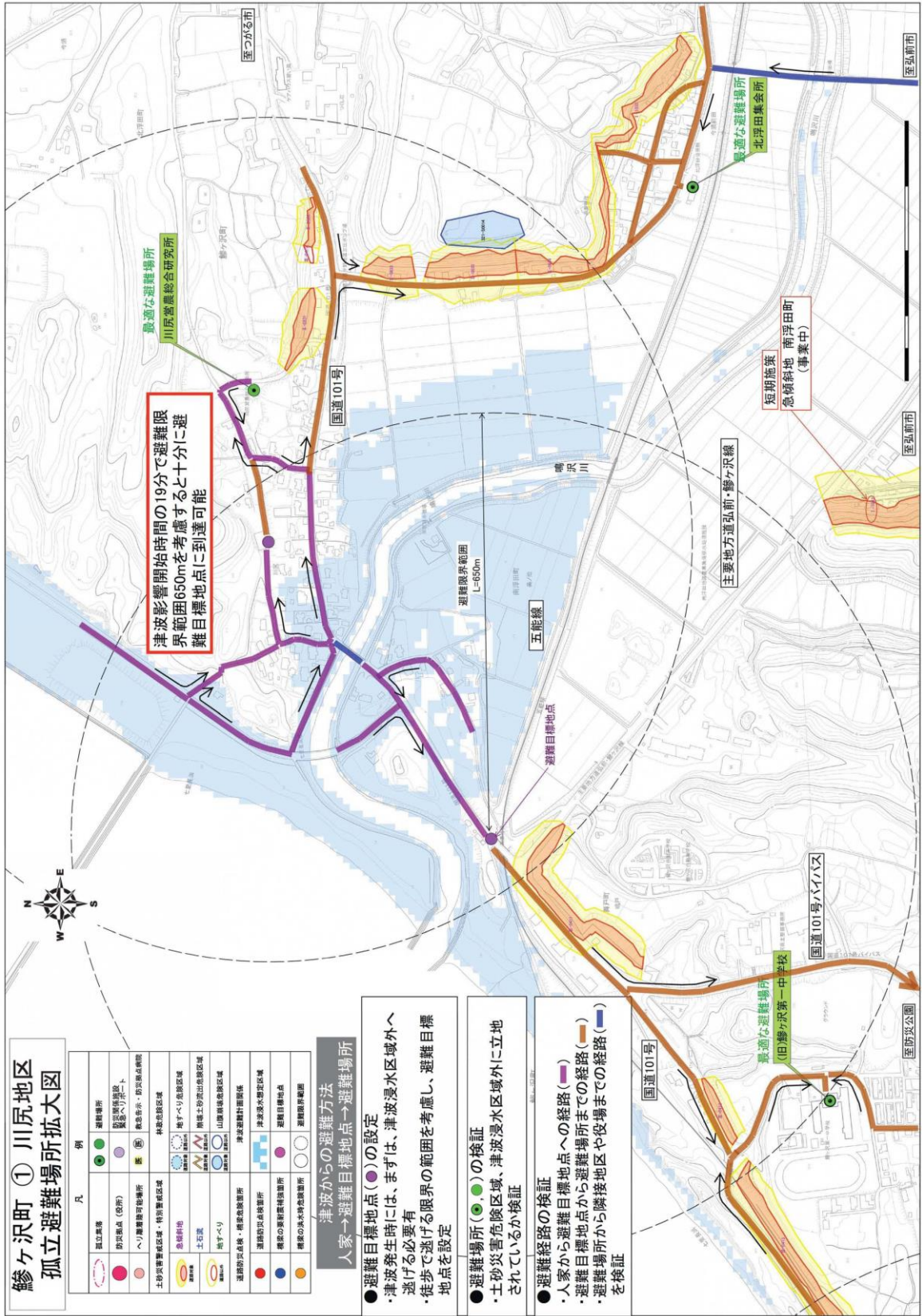
- ① 川尻地区 孤立避難場所拡大図
- ② (旧) 鯨ヶ沢第一中学校 他他区 孤立避難場所拡大図
- ③ 舞戸地区 孤立避難場所拡大図
- ④ 小夜地区 対象集落拡大図
- ⑤ 漁師町地区 対象拡大図
- ⑥ 鯨ヶ沢第二中学校 孤立避難場所拡大図
- ⑦ 赤石地区 対象集落拡大図
- ⑧ 姥袋地区（その1） 対象集落拡大図
- ⑨ 姥袋地区（その2） 孤立避難場所拡大図
- ⑩ 中村小学校 他他区 孤立避難場所拡大図
- ⑪ 横沢地区 対象集落拡大図
- ⑫ 小ノ畑地区 除木地区 対象集落拡大図
- ⑬ 一本杉地区 白沢地区 対象集落拡大図
- ⑭ 松代地区 第二松代地区 対象集落拡大図
- ⑮ 長平地区（その1） 拡大図
- ⑯ 長平地区（その2） 対象集落拡大図
- ⑰ 長平青少年旅行村大型研修棟 孤立避難場所拡大図
- ⑱ 南金沢小学校 他（その1）地区拡大図
- ⑲ 南金沢小学校 他（その2）地区避難場所拡大図
- ⑳ 小森地区（その1） 拡大図
- ㉑ 小森地区（その2） 対象集落拡大図
- ㉒ (旧) 一ツ森小学校 他地区 孤立避難場所拡大図
- ㉓ 深谷地区（その1） 対象集落拡大図
- ㉔ 深谷地区（その2） 孤立避難場所拡大図
- ㉕ (旧) 鳴沢小学校 他地区 孤立避難場所拡大図
- ㉖ 鳴沢農業実習センター 他地区 孤立避難場所拡大図
- ㉗ アグリビジネスホール 他地区 孤立避難場所拡大図

鯉ヶ沢町 全体図



凡 例	
[Symbol]	児童発達支援センター
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)
[Symbol]	児童発達支援センター(指定)

番号	事業種別	事業主体	事業名	備考
①	児童発達支援センター	児童発達支援センター	児童発達支援センター	防江坂点への経路(第二世代地区から)



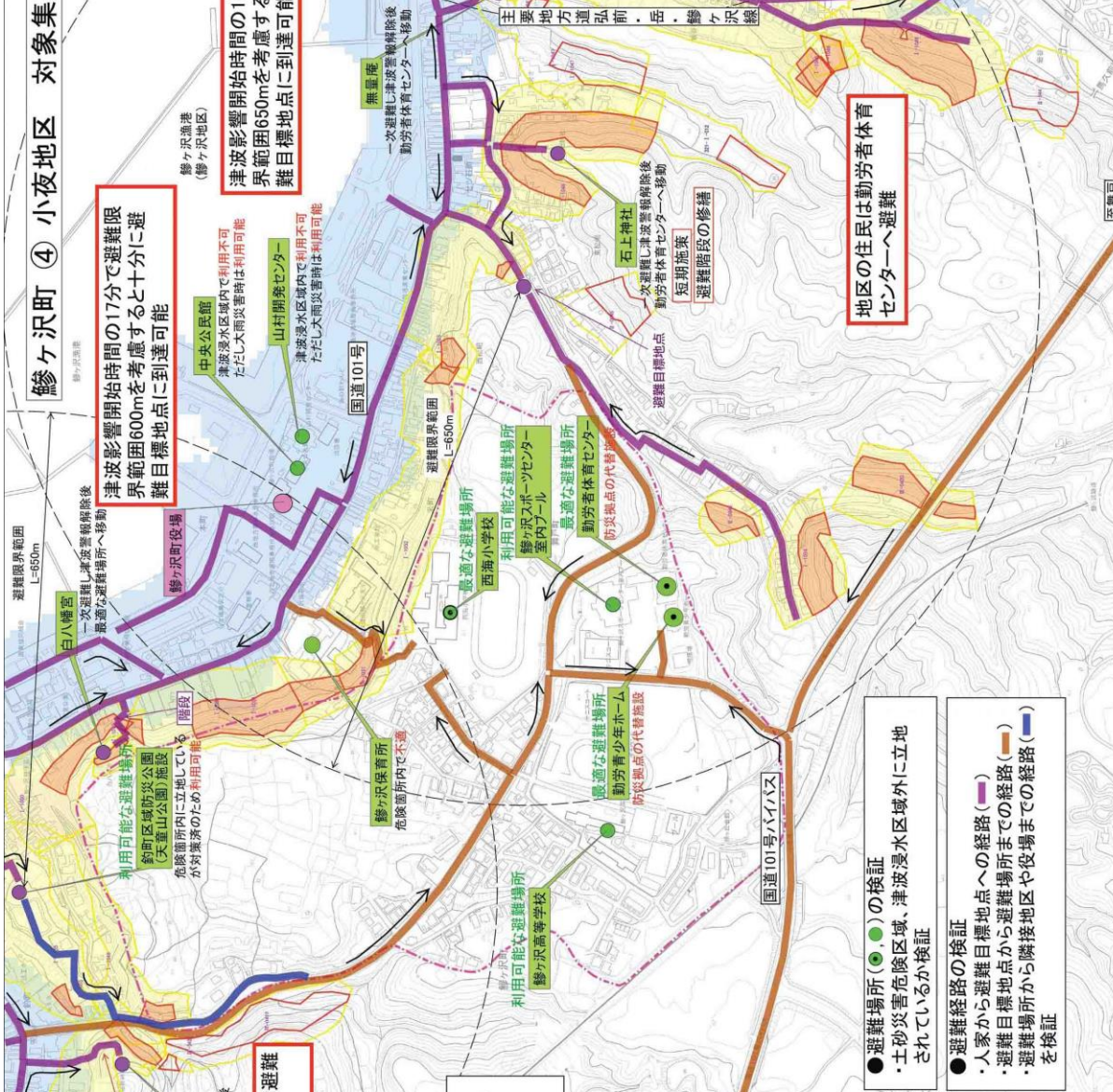
鯉ヶ沢町 ① 川尻地区 孤立避難場所拡大図

凡		例	
現立集落	●	避難場所	●
防災拠点(名称)	○	緊急避難施設	○
へり/避難所可移場所	■	緊急表示・防災拠点標識	■
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	■	林地区域	■
危険地域	■	地すべり危険区域	■
土石流	■	隣接土砂災害危険区域	■
地すべり	■	山崩れ危険区域	■
避難防犯点検・関係危険箇所	●	津波浸水想定区域	■
避難防犯点検箇所	○	津波浸水想定区域	■
関係危険箇所	○	避難目標地点	●
津波浸水想定区域	■	避難経路範囲	○

津波からの避難方法 人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
 - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
 - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●、○)の検証
 - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
 - ・人家から避難目標地点への経路(■)
 - ・避難目標地点から避難場所までの経路(■)
 - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(■)を検証

鯨ヶ沢町 ④ 小夜地区 対象集落拡大図



津波影響開始時間の17分で避難限界範囲600mを考慮すると十分に避難目標地点に到達可能

津波影響開始時間の19分で避難限界範囲650mを考慮すると十分に避難目標地点に到達可能

白八稲宮
一次避難し津波警報解除後
最適な避難場所へ移動

利用可能な避難場所
危険箇所内に立地している
危険箇所のため利用可能

短期施策
避難階段の整備

稲荷神社
一次避難し津波警報解除後
最適な避難場所へ移動

津波からの避難方法
人家→避難目標地点→避難場所

●避難目標地点(●)の設定
津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要あり
徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

地区の住民は勤労者体育センターへ避難

●避難場所(●,●)の検証
土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

●避難経路の検証
人家から避難目標地点への経路(●)
避難目標地点から避難場所までの経路(●)
避難場所から隣接地区や役場までの経路(●)を検証

凡 例	
孤立集落	避難場所
防災拠点(仮称)	避難経路
へり避難可能場所	津波浸水区
土砂災害危険区域・特別警戒区域	津波浸水区
急傾斜地	津波浸水区
土石流	津波浸水区
地すべり	津波浸水区
道路防犯点検・橋桁危険箇所	津波浸水区
津波防犯点検箇所	津波浸水区
橋の重要構造物特設箇所	津波浸水区
橋の湧水特設箇所	津波浸水区
	津波浸水区

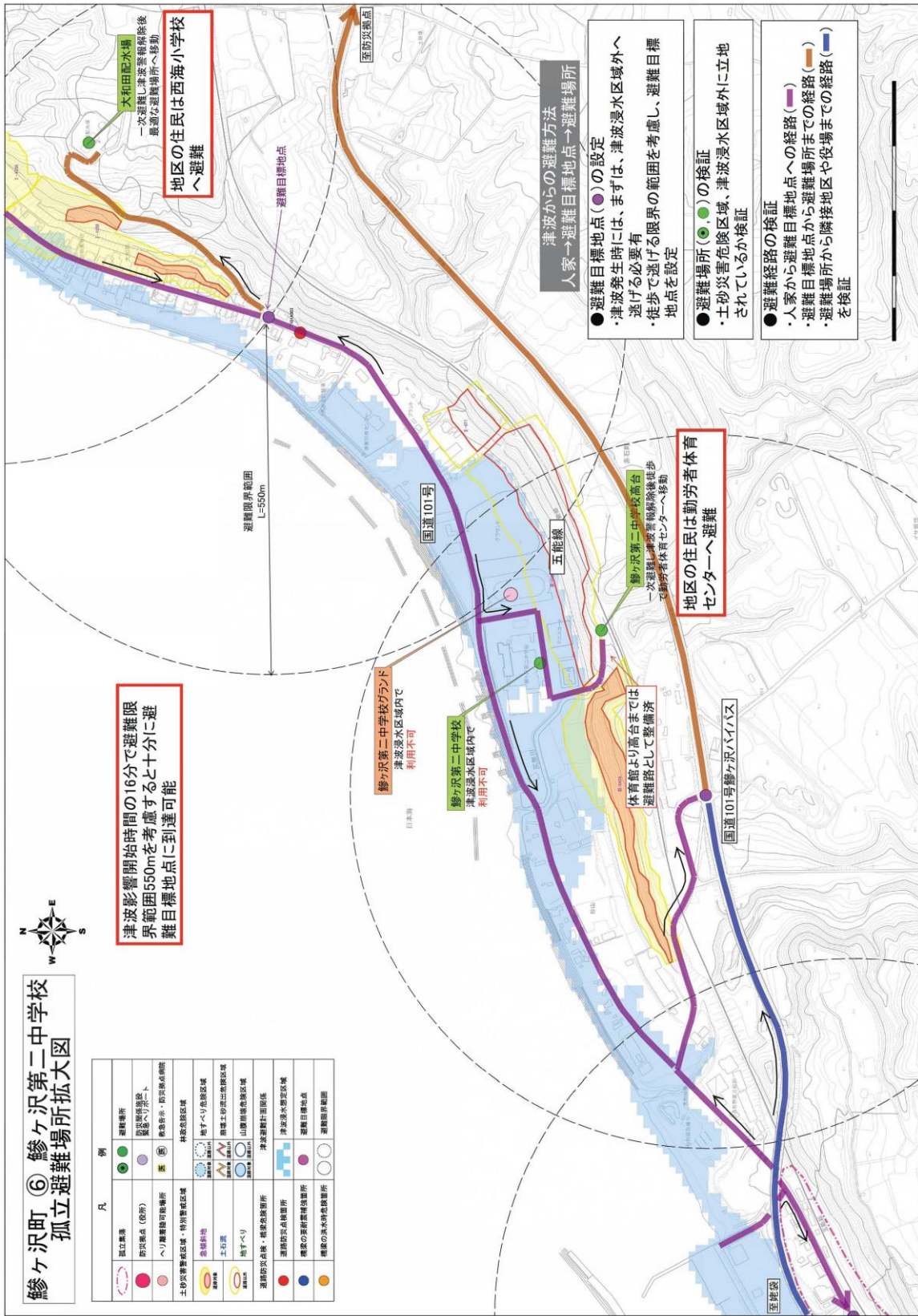


鯉ヶ沢町 ⑥ 鯉ヶ沢第二中学校 孤立避難場所拡大図



津波影響開始時間の16分で避難限界範囲550mを考慮すると十分に避難目標地点に到達可能

凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点 (他方)	防災関係施設
へり避難所可能場所	緊急集合・防災拠点施設
土砂災害警戒区域、特別警戒区域	指定危険区域
危険地域	地すべり危険区域
土砂災害	国定土砂災害危険区域
地すべり	山崩れ危険区域
津波避難計画区域	津波避難計画区域
避難誘導点	津波浸水想定区域
津波の予測高水位箇所	避難目標地点
津波の浸水警戒箇所	避難経路
	避難経路



地区の住民は西海小学校へ避難

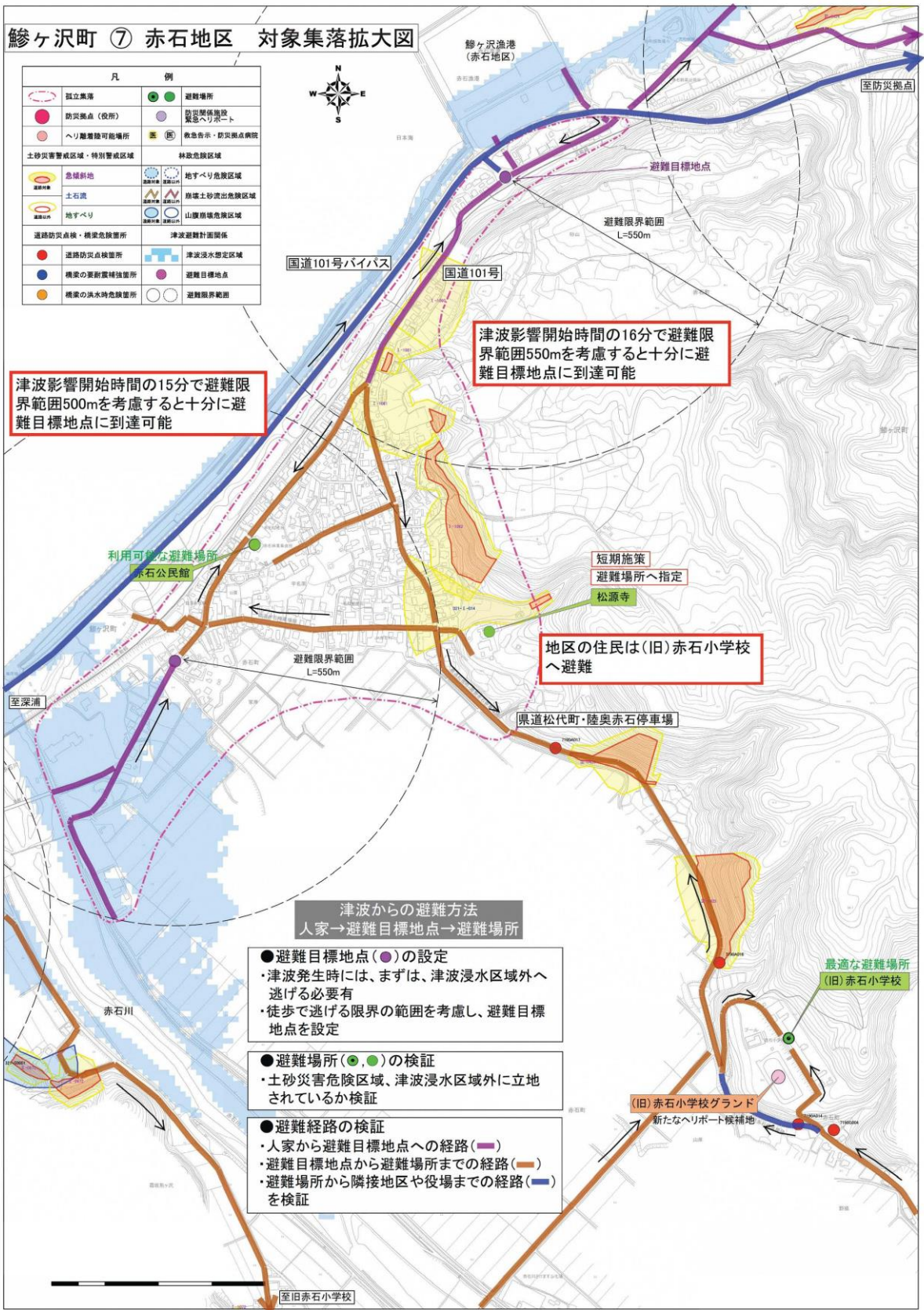
地区の住民は勤労者体育センターへ避難

津波からの避難方法
人家→避難目標地点→避難場所

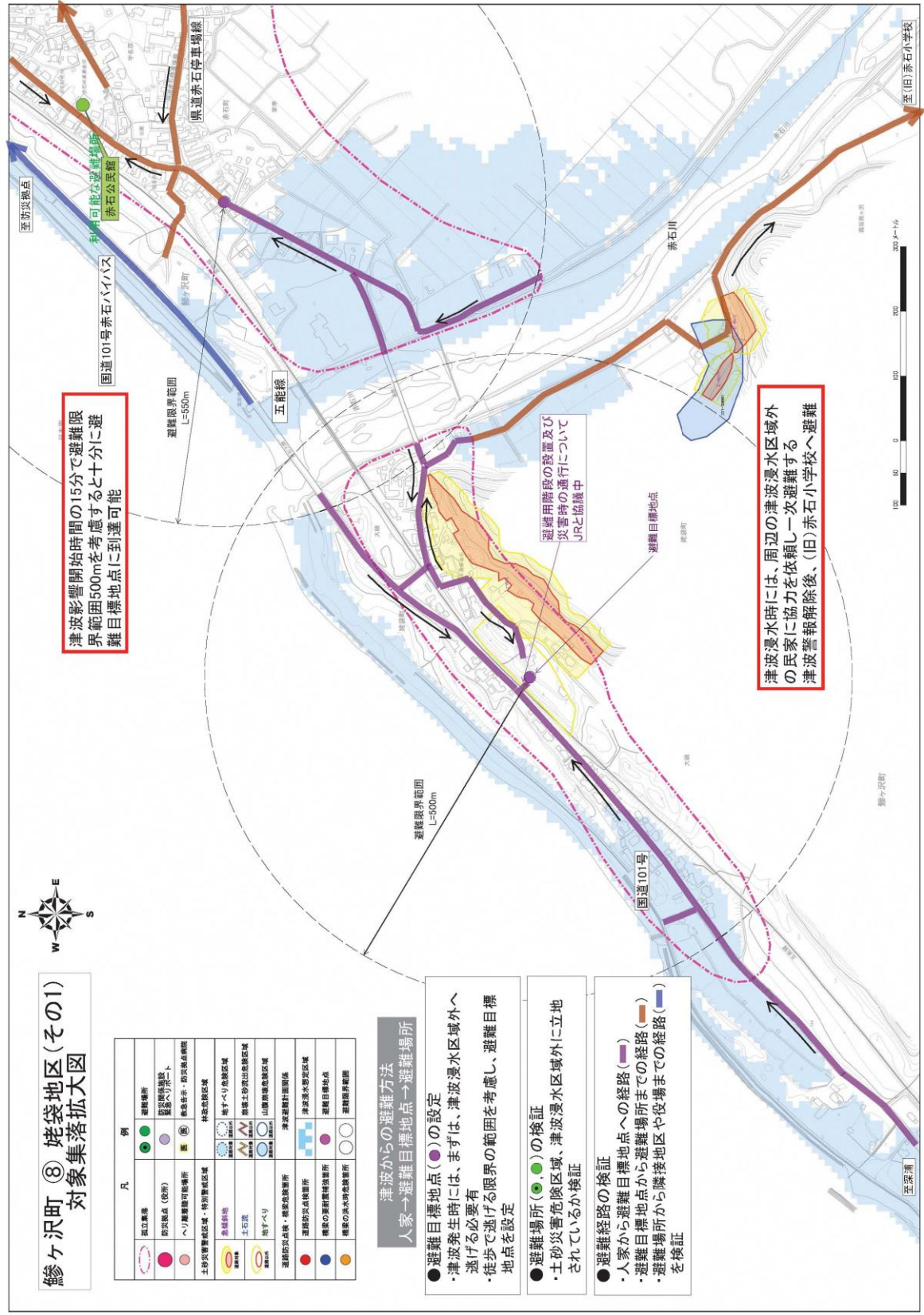
- 避難目標地点 (●) の設定
 - 津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要がある
 - 徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所 (●, ●) の検証
 - 土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
 - 人家から避難目標地点への経路 (—)
 - 避難目標地点から避難場所までの経路 (—)
 - 避難場所から隣接地区や役場までの経路 (—)

鯉ヶ沢町 ⑦ 赤石地区 対象集落拡大図

凡 例	
○	孤立集落
●	避難場所
●	防災拠点(役所)
●	防災関係施設 緊急ヘリポート
○	ヘリ離着陸可能場所
●	救急告示・防災拠点病院
■	土砂災害警戒区域・特別警戒区域
■	林地危険区域
■	急傾斜地
■	地すべり危険区域
■	土石流
■	崩壊土砂流出危険区域
■	地すべり
■	山腹崩壊危険区域
●	連絡防災点検・橋梁危険箇所
●	津波避難計画関係
●	連絡防災点検箇所
■	津波浸水想定区域
●	橋梁の耐震補強箇所
●	避難目標地点
●	橋梁の洪水時危険箇所
○	避難限界範囲



- 津波からの避難方法**
 人家→避難目標地点→避難場所
- 避難目標地点(●)の設定
 - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
 - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
 - 避難場所(●)の検証
 - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
 - 避難経路の検証
 - ・人家から避難目標地点への経路(■)
 - ・避難目標地点から避難場所までの経路(■)
 - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(■)を検証

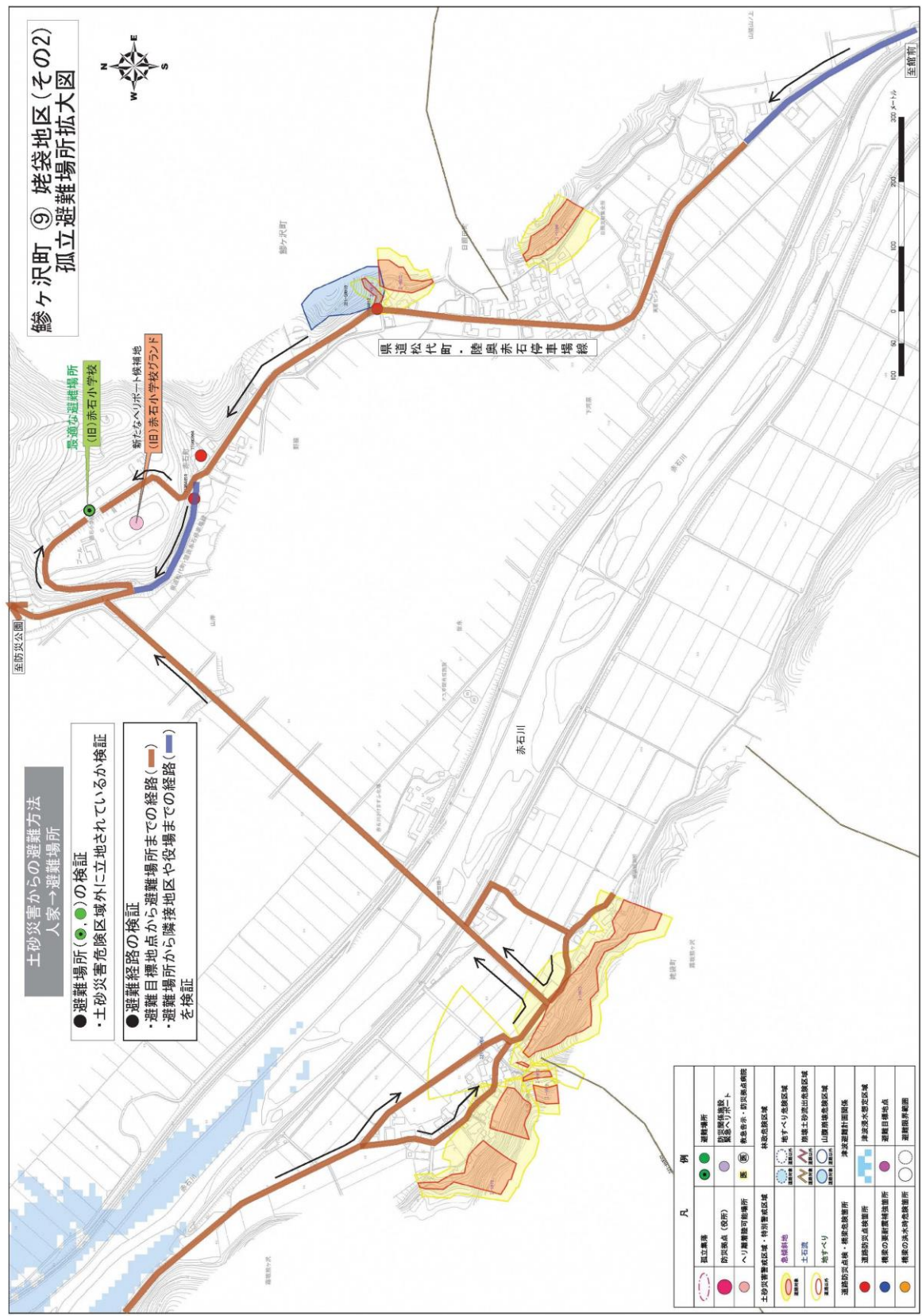


鯉ヶ沢町 ⑧ 姥袋地区(その1)
対象集落拡大図

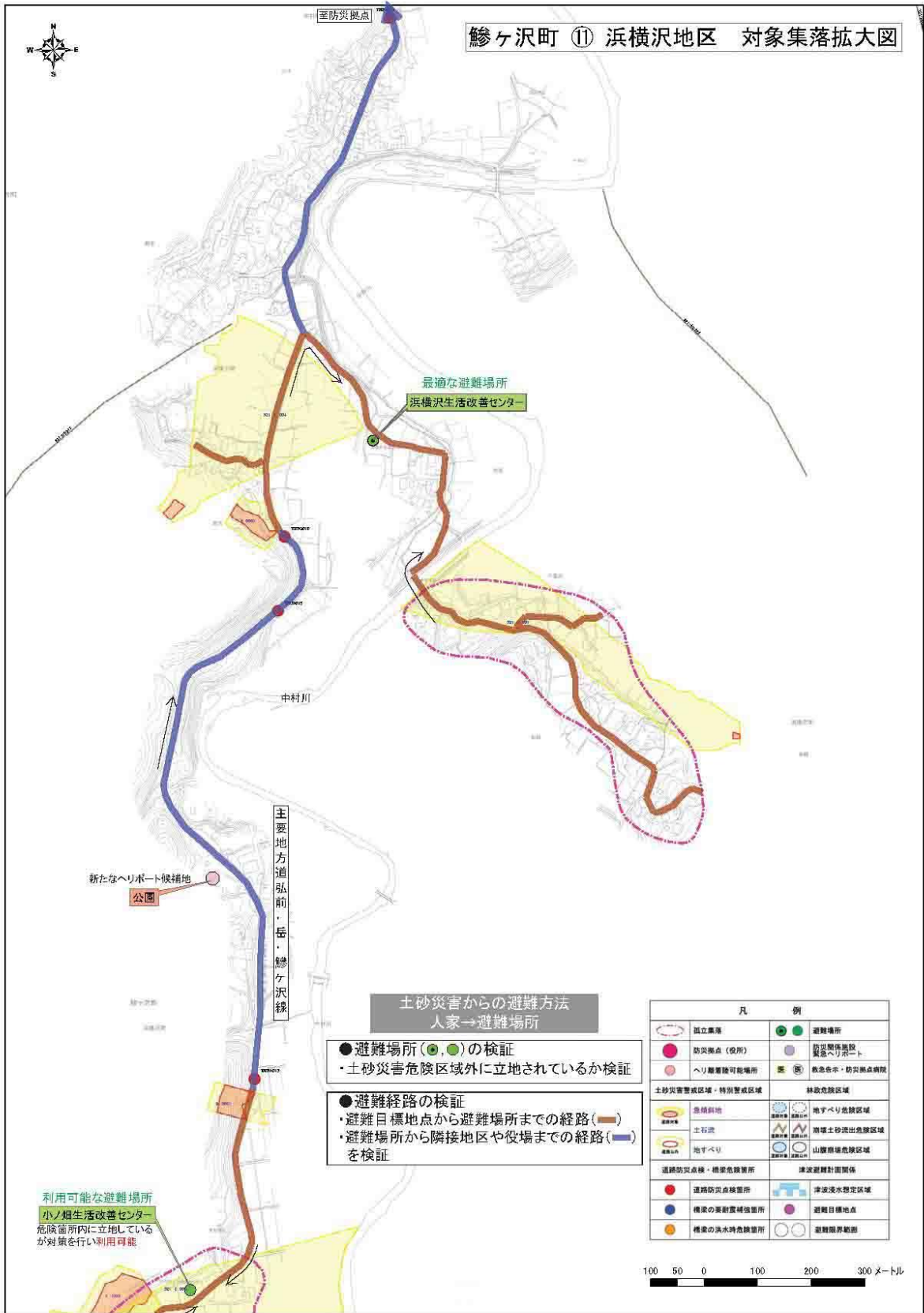
凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点(仮所)	避難場所
へり避難可能箇所	避難場所
土砂災害警戒区域、特別警戒区域	避難場所
避難場所	避難場所
地すべり	避難場所
避難防災点検・構造物危険箇所	避難場所
避難防災点検箇所	避難場所
構造物の洪水時危険箇所	避難場所

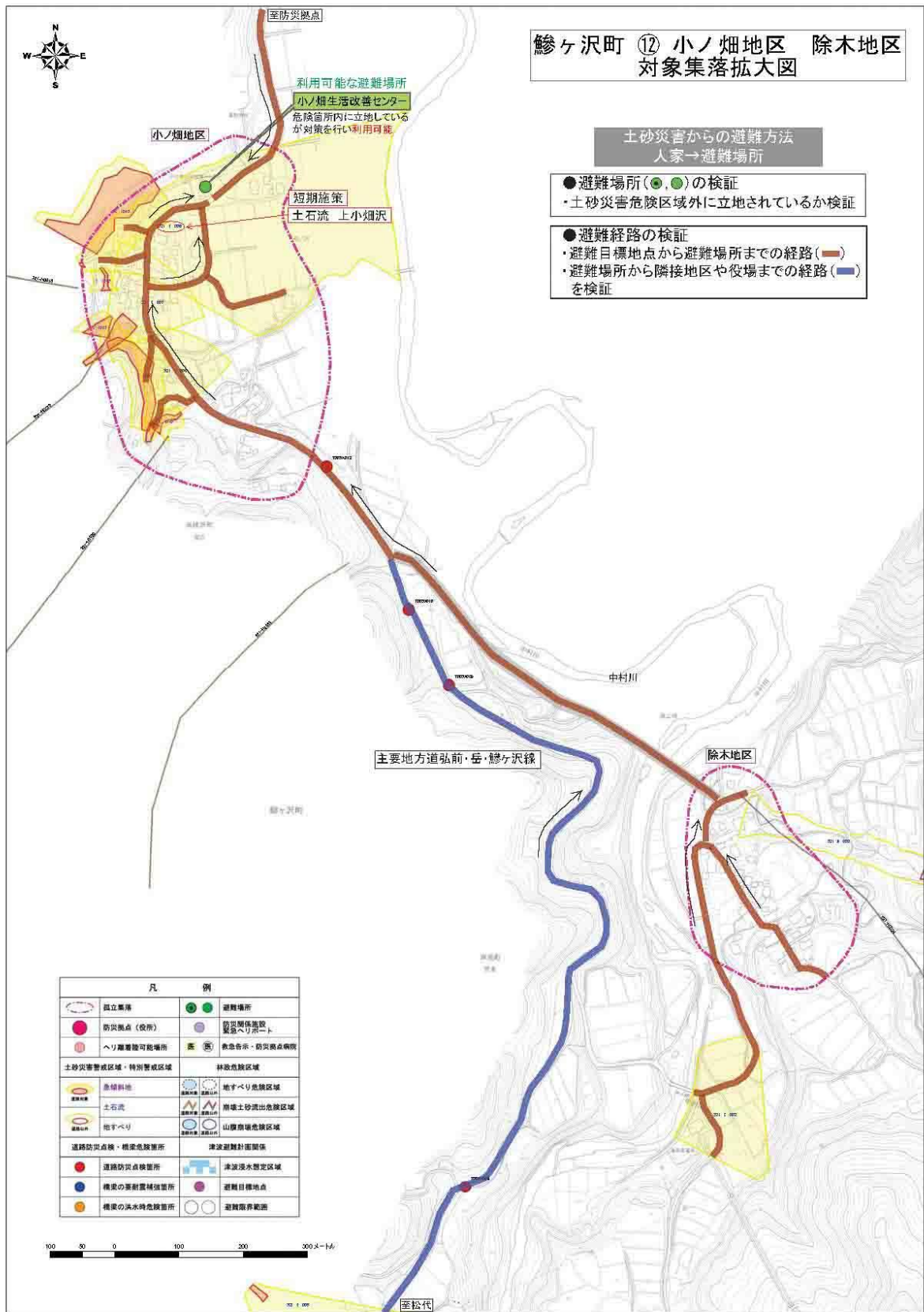
津波からの避難方法
人家→避難目標地点→避難場所

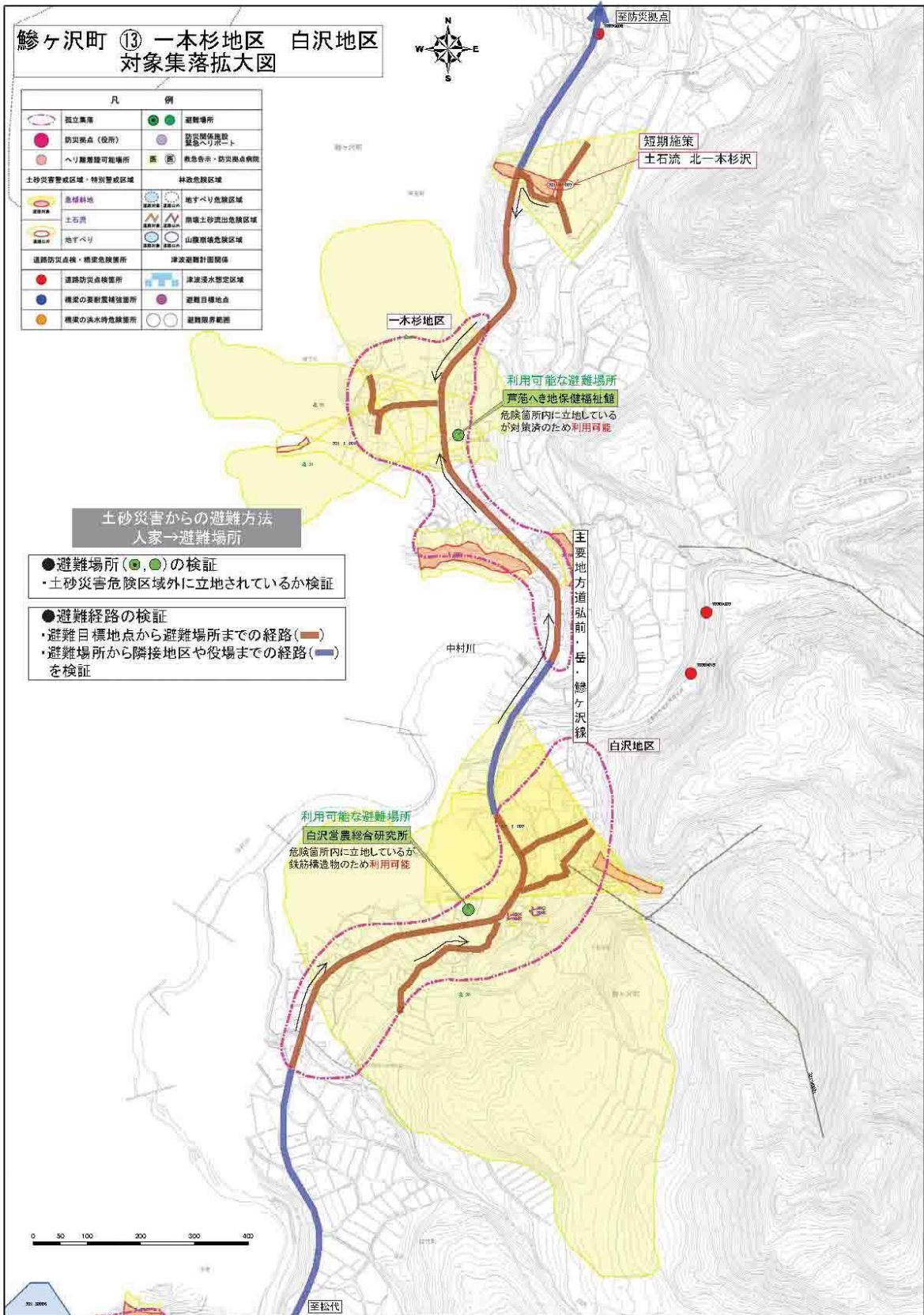
- 避難目標地点(●)の設定
 - 津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要がある。
 - 徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●)の検証
 - 土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
 - 人家から避難目標地点への経路(→)
 - 避難目標地点から避難場所までの経路(→)
 - 避難場所から隣接地区や役場までの経路(→)を検証

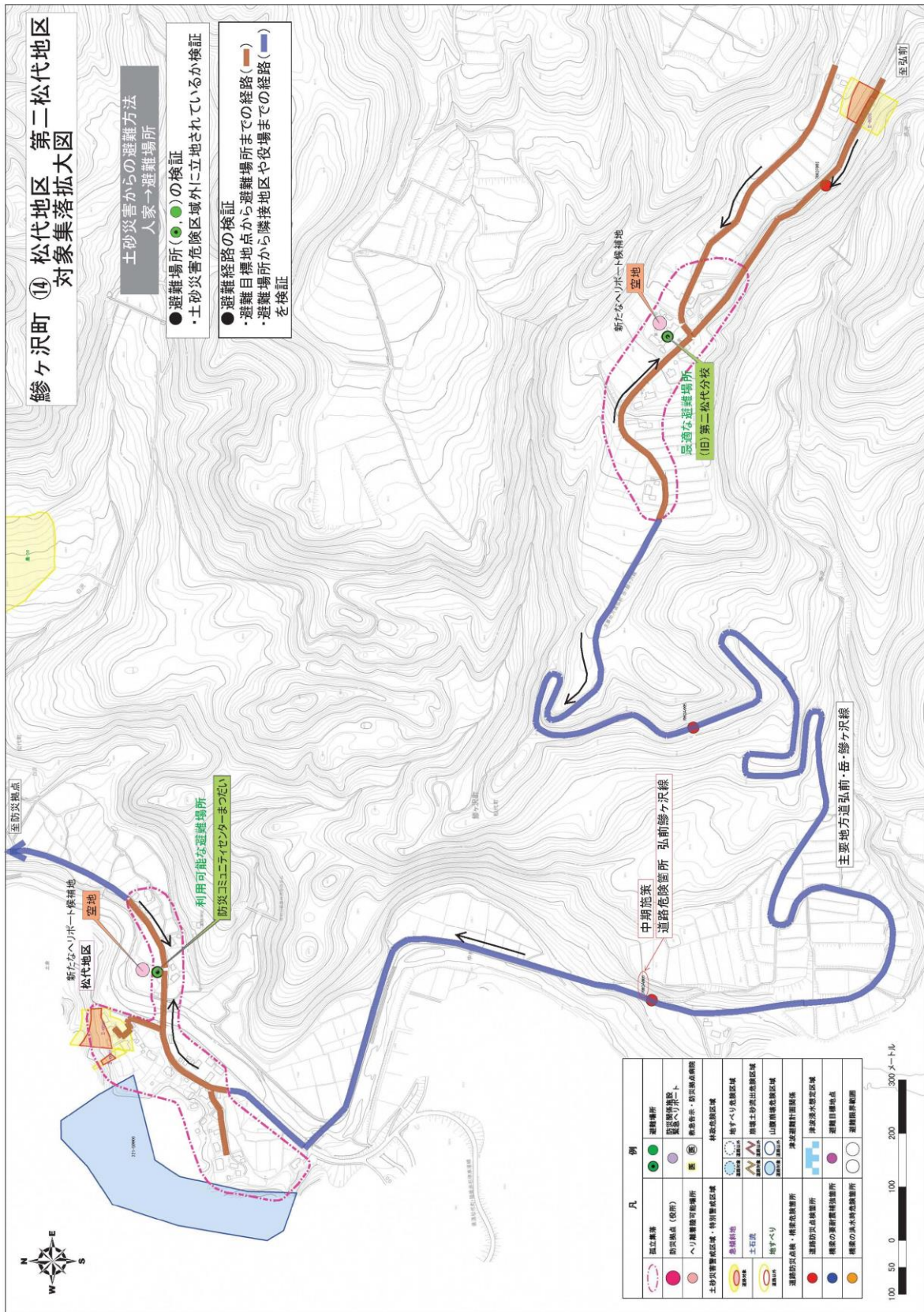


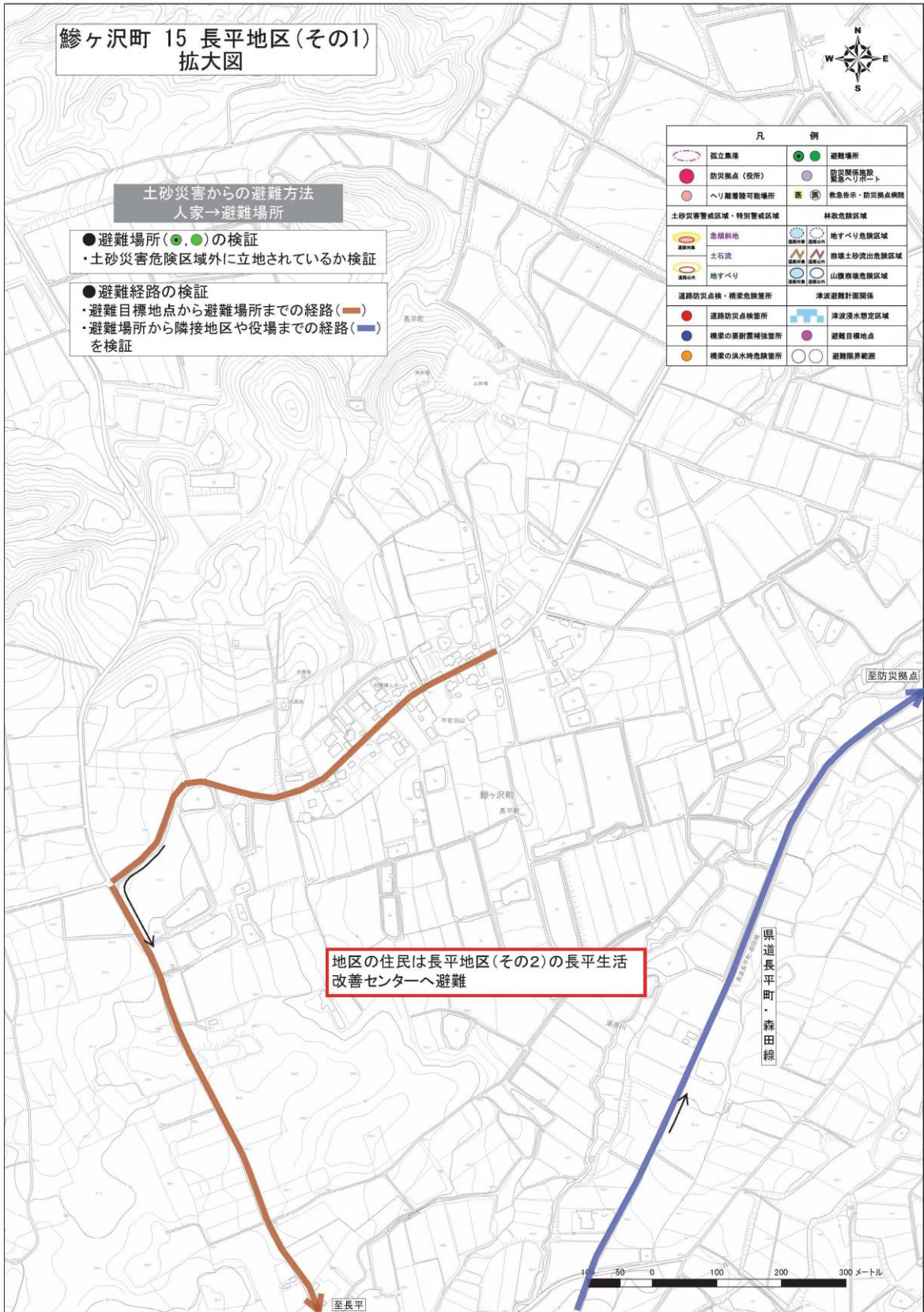


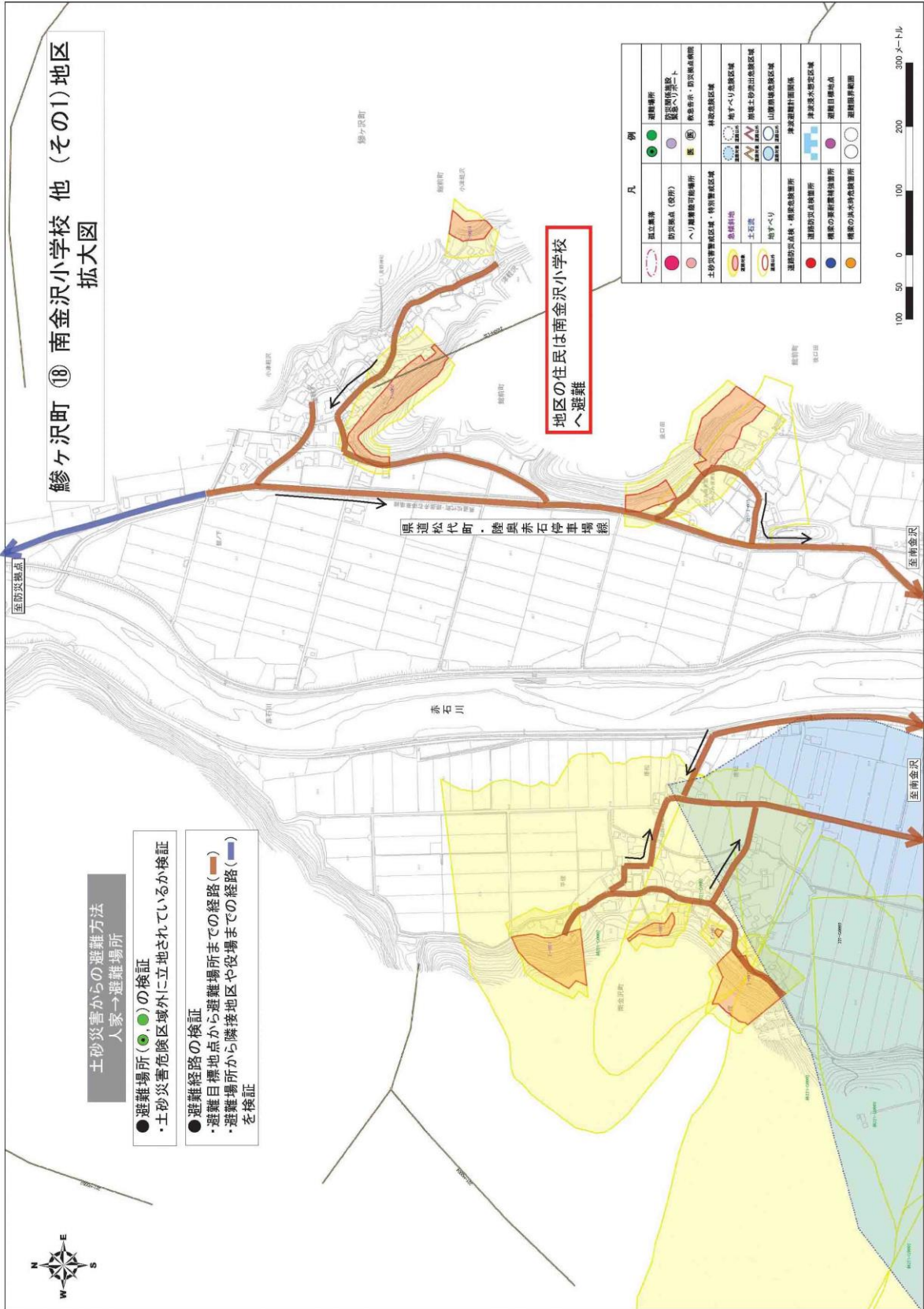












鯉ヶ沢町 ⑱ 南金沢小学校 他 (その1)地区 拡大図

土砂災害からの避難方法
 人家 → 避難場所

- 避難場所 (●●) の検証
 - ・土砂災害危険区域域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
 - ・避難目標地点から避難場所までの経路 (→)
 - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路 (⇄) を検証

地区の住民は南金沢小学校へ避難

凡 例	
直上避難	避難場所
防災施設 (公所)	防災施設地区
へり避難可能場所	緊急ヘリポート
土砂災害危険区域・特別警戒区域	秋吉峠・防災圏高野原
危険地域	津島地区
土石流	地すべり危険区域
津波危険区域	津波土砂流出危険区域
津波危険区域	山腹崩落危険区域
津波危険区域	津波津波計画区域
津波危険区域	津波危険区域
津波危険区域	津波危険区域
津波危険区域	津波危険区域
津波危険区域	津波危険区域
津波危険区域	津波危険区域
津波危険区域	津波危険区域
津波危険区域	津波危険区域
津波危険区域	津波危険区域
津波危険区域	津波危険区域

100 50 0 100 200 300メートル



鯉ヶ沢町 ⑱ 南金沢小学校 他 (その2) 地区 孤立避難場所拡大図



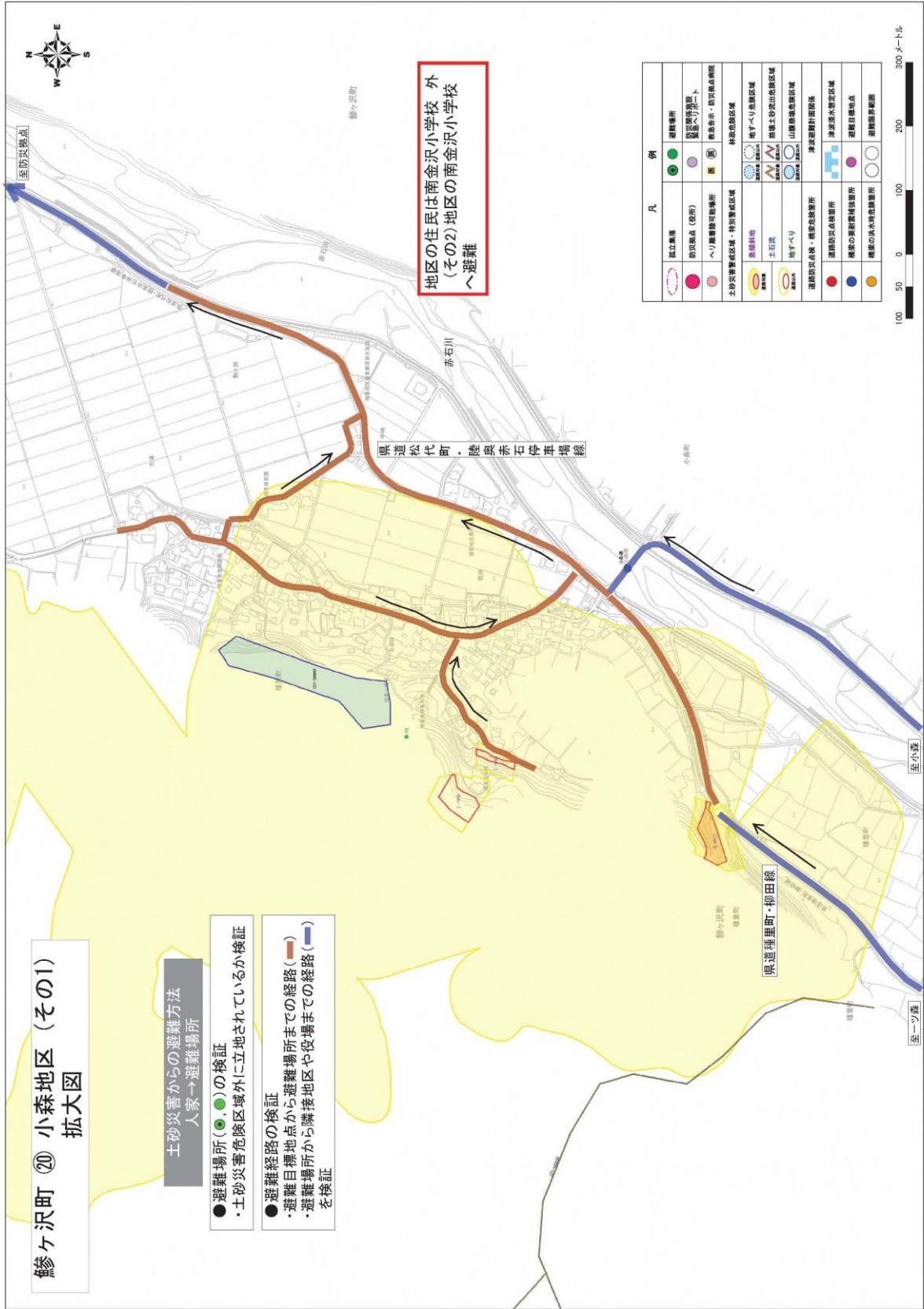
土砂災害からの避難方法
人家 → 避難場所

- 避難場所 (●●●) の検証**
- 土砂災害危険区域域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証**
- 避難目標地点から避難場所までの経路 (—)
 - 避難場所から隣接地区や役場までの経路 (—)
 - を検証

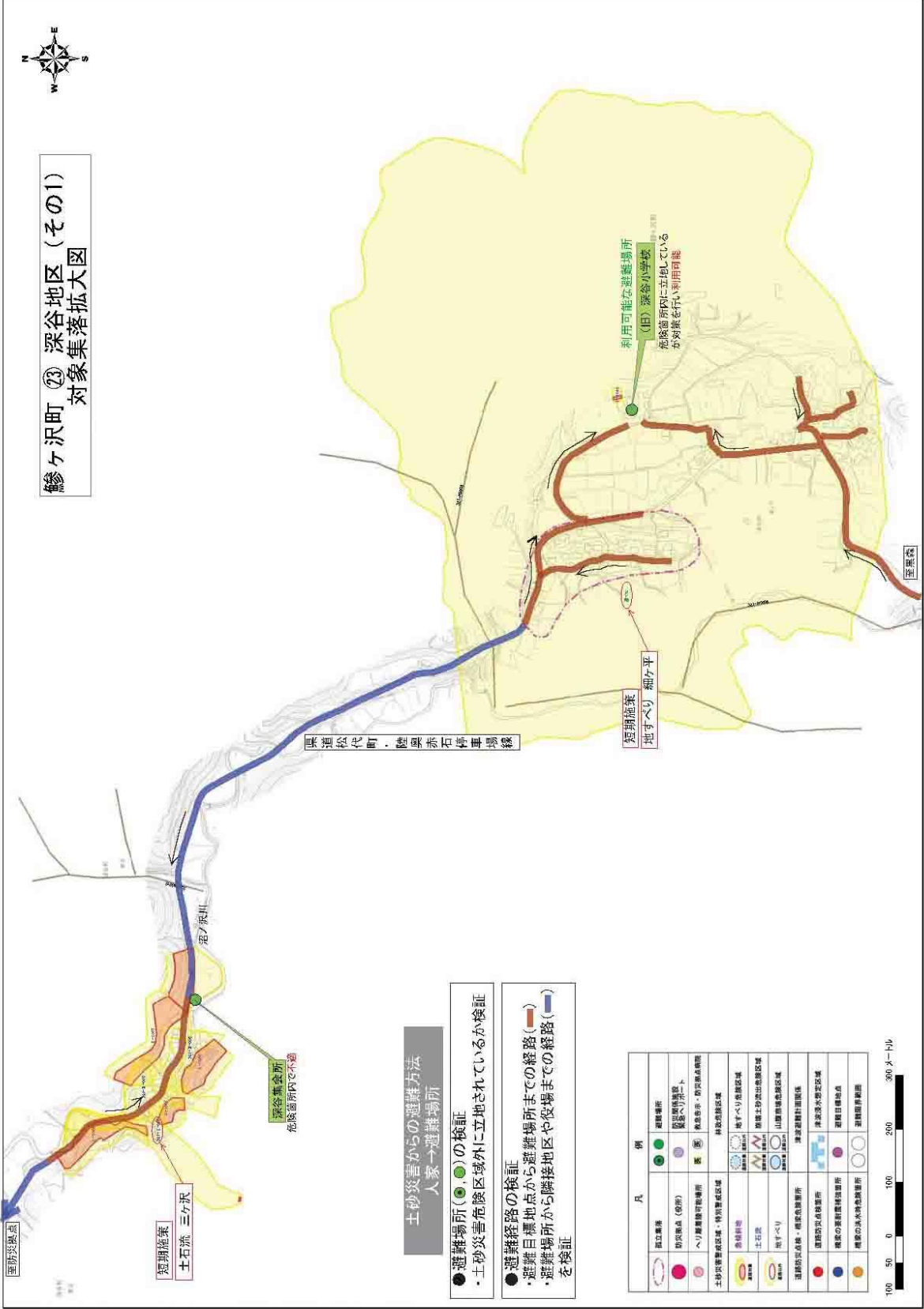


凡 例

孤立集落	避難場所	避難経路
防災拠点 (役所)	避難経路検証 緊急へり上りルート	避難経路
へり上り避難可能箇所	緊急発生・防災拠点病院	避難経路
土砂災害危険区域・特別警戒区域	林業危険区域	避難経路
急傾斜地	増すべり危険区域	避難経路
土石流	崩壊土砂流出危険区域	避難経路
地すべり	山崩壊危険区域	避難経路
運河防犯区域・橋梁危険箇所	津波避難計画関係	避難経路
運河防犯危険箇所	海老浜水防区域	避難経路
機銃の最新資料箇所	避難目標地点	避難経路
機銃の水防危険箇所	避難経路	避難経路







鯉ヶ沢町 ⑬ 深谷地区 (その1)
対象集落拡大図

土砂災害からの避難方法
人家→避難場所

- 避難場所 (●, ●) の検証
・土砂災害危険区域域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
・避難目標地点から避難場所までの経路 (→)
- ・避難場所から隣接地区や役場までの経路 (⇄) を検証

凡	例
避難場所	避難場所
避難経路 (例)	避難経路 避難目標地点
へり避難経路候補	緊急車道、防災拠点間
土砂災害危険区域、特別警戒区域	林政危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	河川土砂災害危険区域
地すべり	山腹崩壊危険区域
避難所	津波浸水想定区域
避難所	避難目標地点
避難所	避難所
避難所	避難所

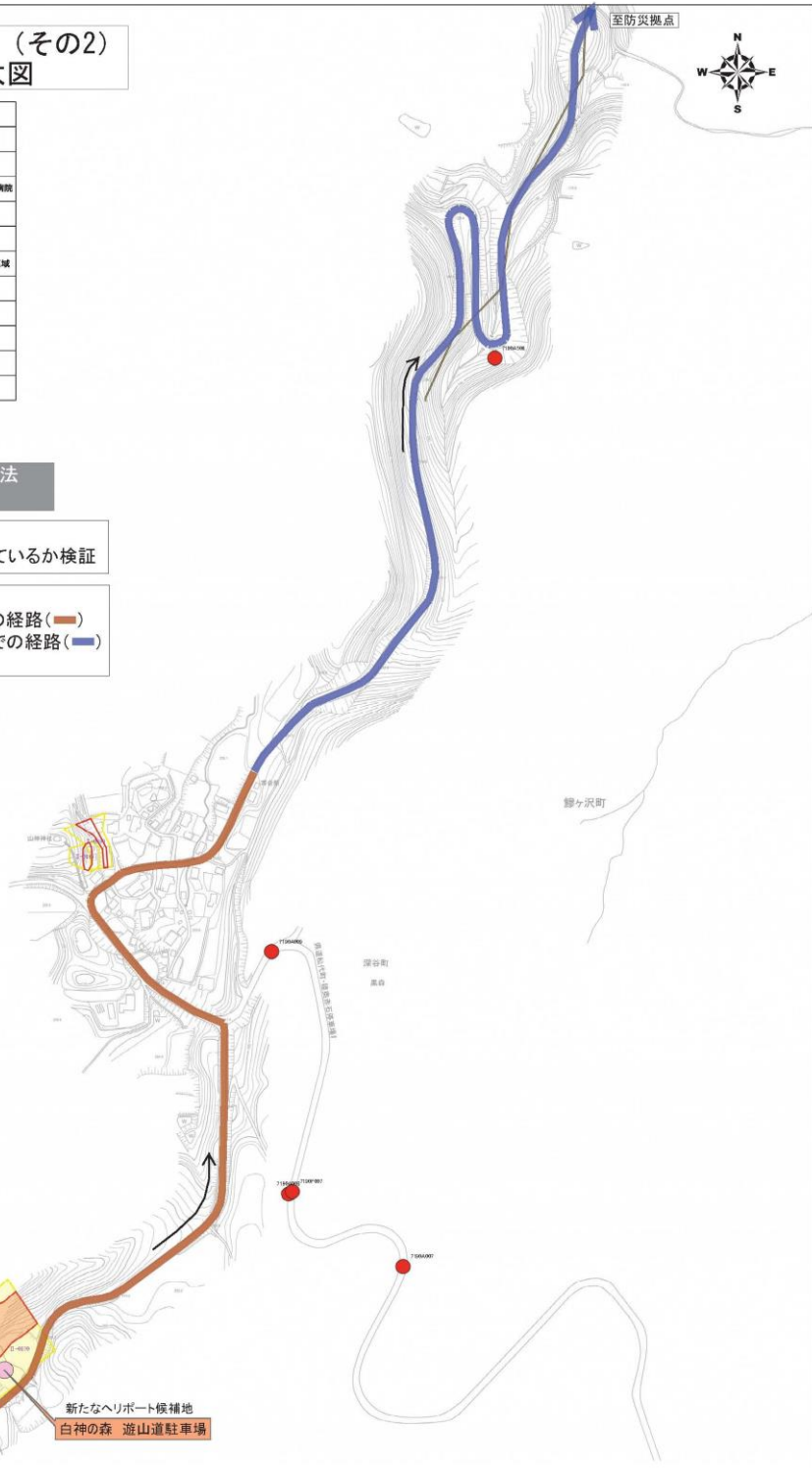
100 0 100 200 300メートル

鯉ヶ沢町 ⑭ 深谷地区 (その2)
孤立避難場所拡大図

凡 例			
	孤立集落		避難場所
	防災拠点 (役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		緊急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土砂流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の事前震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲

土砂災害からの避難方法
人家→避難場所

- 避難場所(●,●)の検証
 - ・土砂災害危険区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
 - ・避難目標地点から避難場所までの経路(茶色)
 - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(青)



白神の森 遊山道
一次避難し危険回避後
最適な避難場所へ移動

地区の住民は深谷地区
(その1)の(旧)深谷小学
校へ避難

新たなヘリポート候補地
白神の森 遊山道駐車場

